“発作があっても”地域で自立したーい！

てんかんのある人の
生活支援マニュアル

社団法人 日本てんかん協会

まえがき

日本てんかん協会は独立行政法人福祉医療機構から助成金をいただき、てんかんの人たちを援助するためにマニュアルを作成してきました。16年度は仕事ができる能力があるけれど仕事が見つからないでいる人にどこに行き、どのように仕事を見つけていけばいいかについて「働きたーい」人むけのガイドを作成しました。

また17年度はてんかんのある人たちがどのようにしていけばいいか相談し、お互い助け合っていくにはどうしたらいいのかというために『ピアサポーターのためのピアカウンセリング入門――よきピアサポーターめざして』を作成しました。しかし、それでもてんかんの人たちに対する支援はまだ不十分です。

今回は3年間の計画で「てんかんのある障害者の生活支援体制を構築するための事業」という名称で助成金をいただき、てんかんという病気による障害が多様、多彩である面を考慮し、いかに生活支援を行っていくべきかということを現在から未来にかけて構築していくことにしました。「てんかんのある人たちの生活支援とは、社会資源として有効な施策や事業の発掘・整備・発展をベースにしながら、その人がもつてんかんの障害を克服していくことを、サポートするのが目的」です。これまで助成金をいただいて行ってきたことは、てんかんのある人に対する支援の最初の入り口を示したにすぎません。このたびの事業では、多様、多彩なてんかんのある人たちが現在どのような処遇をされているか、現在ある資源での現状を把握し、その問題点をさぐり、その上で将来あるべき姿を描き、そのための施策を考えることでした。

今年度はまず日本におけるてんかんの人に対する現状を分析するために、実際に生活支援を行っている事業所へ訪問調査し、その問題点を検討することにしました。

外国に比し日本ではてんかんのある人たちに対する社会資源が現在も乏しいのか、あるいはあっても有効に利用されていないのか。もし乏しいのであればなぜそうなのか、もし十分にあるのに利用されていないのであれば、それはなぜなのか。社会資源を十分に使えるように施策がなされているのか。私は35年間てんかんのある人たちと接してきましたが、今どこまでてんかんのある人たちに生活支援が行われているのか、その実態を十分には把握できていませんでした。てんかんのある人たちの障害を社会心理的側面を含めて検討し、必要な生活支援が行われるようにしたいものです。

平成18年2月

「てんかんのある障害者の生活支援体制を構築するための事業」企画委員会

委員長　八木和一

目次 “発作があっても”地域で自立したーい！

まえがき …… 3

第１部　現状をみつめる
――求められる支援は？　アンケート調査から

てんかんのある人・家族が相談に利用する施設を対象とした調査（調査１）…… 8
グループホーム利用状況調査（調査２）…… 14
会員実状調査の再解析から見えてきたもの …… 19
１．「会員実状調査」の対象者 …… 19
２．障害者手帳から見た障害について …… 19
３．精神障害者通院医療費公費負担制度（32条）について …… 20
４．就労率から見えてくるもの …… 22
５．てんかんのある人の不安や悩み …… 23
６．行政への要望 …… 25
７．まとめ …… 26

第２部　みて！　きいて！　私たちはここで生活しています
――全国18か所の施設訪問

経験豊かなスタッフが 自立への第一歩をサポート
　地域生活支援センター 翼（つばさ）…… 28
就労と生活を同時に支援 地域交流の場としても開放
　とよみ園 …… 32
精神障害と高齢者、地域住民の心の健康推進のための活動を一緒に推進
　地域生活支援センター こかげ …… 36
たくさんの思いに支えられてオープン。自立と社会参加の促進をめざして
　地域生活支援センター リプル …… 40
利用者の要求に応え、365日無休でオープン
　ふれんず …… 44
利用者の「やる気」を引き出す援助をめざして
　置賜障害者就業・生活支援センター（サポートセンターおきたま）…… 48

障害の枠を越えた誰でも利用できるスペース
あかり広場 …… 52
施設に暮らしを築く営みの発展
あかつき園／嵐山四季の家／地域生活支援センター「もやい」ホーム部 …… 56
どんなに障害が重くても生きいきと安心して暮らしたい
かしはらホーム …… 60
てんかんの専門施設として発展
ハンス・バーガー協会 …… 64
家族会が設立したデイサービス事業の拠点
サポートセンター 翠の家 …… 68
北越ブロックが誇る“ あかりハウス ”を堪能してください！
心身障害者共同作業所 あかりハウス …… 72
作業所からグループホームを展望して
かもめ福祉工房 …… 76
東北で初めてのてんかんのある人々のための作業所
ワークあかり …… 80
利用者や地域の人たちから愛される施設として
ぴぐれっと１／ぴぐれっと２／ぴぐれっと３ …… 84
山口から全国の仲間に元気を発信
あかり山口作業所 …… 88
発作があっても安心な施設
知的障害者社会就労センター セルプ・アゼーリア …… 92
重度だからこそ地域で生活拠点を
グループホーム あかりのいえ …… 96

第３部　発作だけではない“ てんかんの障害 ”
――「あなたにはどんな支援が必要だろう？」を考える

１．自ら歩む権利を有した人生を支える生活支援とは？ …… 102
２．生活支援を考える前提――障害の程度と社会的自立の程度 …… 103
３．社会的自立への視点 …… 105
４．静岡てんかん・神経医療センターにおけるリハビリテーション …… 108
５．豊かな生活支援を求めて …… 112

資料編　社会資源一覧

精神障害者地域生活支援センター一覧 …… 114
障害者就業・生活支援センター一覧 …… 126
精神保健福祉センター一覧 …… 129
きょうされん支部一覧 …… 131

第1部

現状をみつめる
――求められる支援は？　アンケート調査から

てんかんのある人が地域で生活していくには“どのような支援が求められているのか”“どのように体制の構築をしていくのか”を課題に、現状把握のために2種類のアンケート調査を実施しました。調査は　てんかんのある人・家族が相談に利用する施設を対象としたもの（調査1）、　グループホームの利用実態調査（調査2）です。　では、2001年におこなった日本てんかん協会「会員実態調査」を再解析します。

てんかんのある人・家族が相談に利用する施設を対象とした調査（調査1）

● 概要

対象とした施設はてんかんのある人が相談に活用すると考えられる表－1の施設です。調査は2005年7月より9月の期間に全国530施設にアンケートを郵送し、324通の回答（回収率61.1％）を得ました。

● 設問1

今回のアンケートを実施し、回答を得た施設は以下のとおりです。

表1

協会関連の小規模作業所、生活支援センター等	2
精神保健福祉センター	48
精神障害者地域生活支援センター	234
障害者就業・生活支援センター	29
その他	11
計	324

● 設問2

「てんかん」のある人からの相談を受けたことがありますか？との設問に、全体では60％が年1回以上の相談を受けたことがあると答えています。

なかでも障害者就業・生活支援センターではその率が75％と高くなっています。

しかし毎月複数回の相談を受けている施設は10％未満であり、十分に利用されている状況にはないと考えられます。これらの資源の利用に関して「てんかんのある人が利用できる社会資源に関する情報を知らなすぎると思う」とのコメントも寄せられています。

てんかんのある人への周知が十分でない、また、てんかんに関する情報が各施設側に十分備えられていないために積極的な対応をしていないなどの理由が考えられますが、いずれの面からの対策も検討する必要があると考えられます。

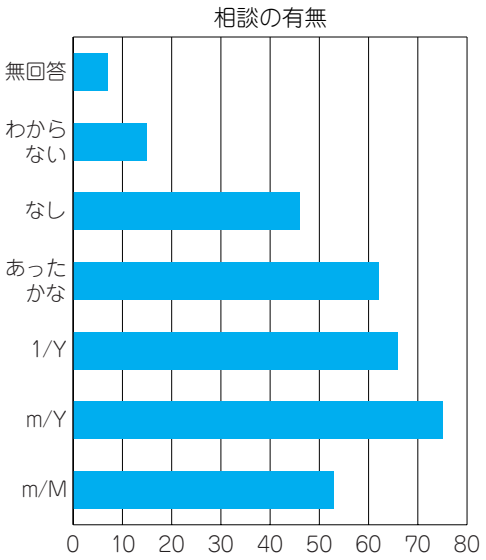

m/M　毎月複数人からの相談あり
m/Y　毎年複数人からの相談あり
1/Y　年に1人くらいの相談あり

図1　相談の有無

● 設問3

被相談者の障害種類を聞きました。

知的障害とてんかんの重複が37％と

多く、次にてんかん単独の人でした。精神障害または精神症状を重複する患者は15％程度でした。

また、精神保健福祉センターではさまざまな障害種別の相談を均等に受けており、精神障害者地域生活支援センターでは精神障害または精神症状を重複する患者の比率が他の施設より高く20％でした。

障害者就業・生活支援センターでは精神障害または精神症状を重複する患者の比率は2％と低く、知的障害との重複が65％と高いものでした。それぞれの施設の役割を被相談者が選択していることがうかがえます。

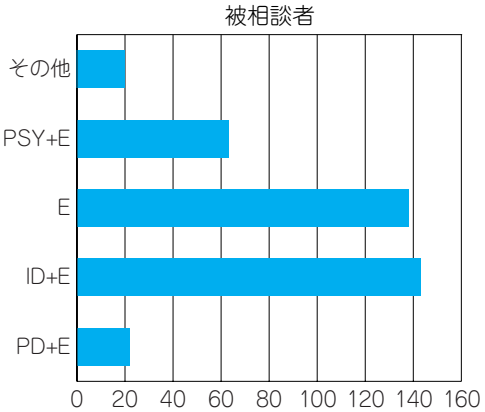

PD+E　身体障害＋てんかんの重複
ID+E　知的障害＋てんかんの重複
E　てんかんのみ
PSY+E　その他相談者から精神障害or精神症状の重複を抽出

図2　被相談者

● 設問4

どのような支援を行いましたか？との質問には「情報提供」が最も多く、次いで「相談（電話、面接、訪問など）」となっています。

IT化による情報提供のツールの変化や求められる個別のニーズの把握など、質の向上が今後の課題となるでしょう。

相談による支援も同様で、よりてんかんのある人に即した対応ができるような、担当者のスキル向上の施策が望まれます。

施設、作業所への通所など具体的・積極的な支援がそれに続いています。その他さまざまな支援策が行われています。また、少数ではありますが、カウンセリング、ピアカウンセリングによる支援もみられます。このことはてんかんの発作による離職や人間関係の不具合から閉じこもりになる人も多くいることから、それらの人に対する有効な取り組みとして注目したいと思います。

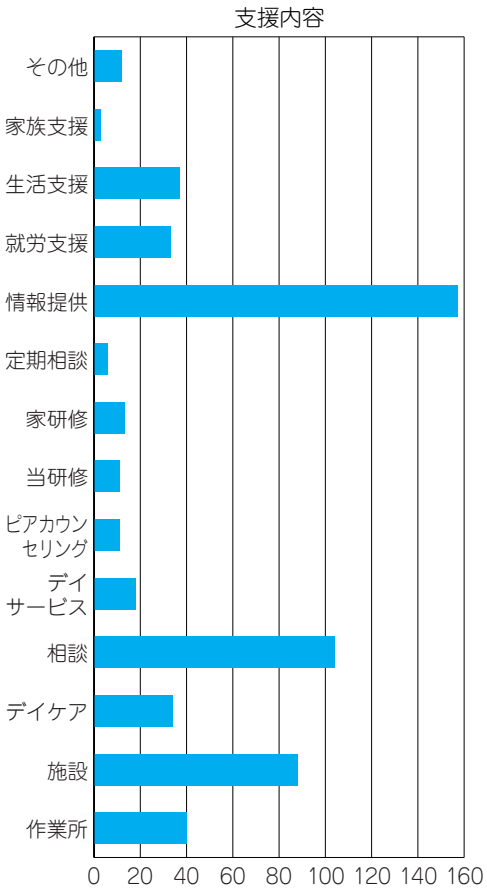

図3　支援内容

● 設問 5

死亡事故の有無について聞きました。

324 施設の回答から施設内死亡例 1 件（精神障害者地域生活支援センターからの回答）、自宅での死亡例 6 件が報告されています。詳細な事情は調査していませんが、今回の対象施設にあっても、てんかん発作に伴う重大事故を防止する対策は必要と考えられます。

● 設問 6

「てんかん」のある人への支援の実施について聞きました。

月 1 回以上の支援プログラムを実施している施設は 32 %で、行っていないとする回答は 43 %でした。

「特にてんかんを対象とした支援プログラムはない」とのコメントも多数あり、他の障害者支援プログラムとの重複、特に精神障害者地域生活支援センターなどは精神障害者のための支援プログラムにてんかんのある人が参加していると思われる回答もありました。

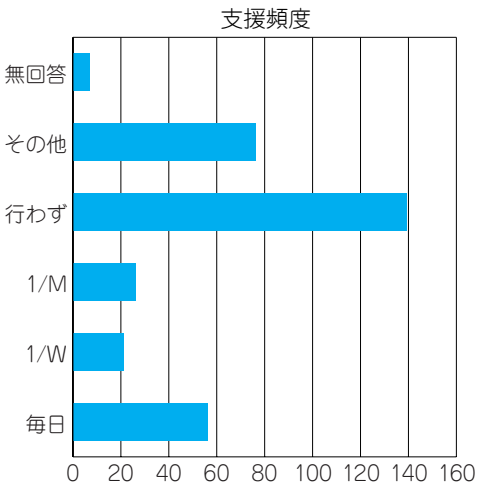

図 4　支援頻度

今後、てんかんのある人に必要な支援プログラムを具体的に提案していくことが必要と考えられます。

● 設問 7

「てんかん」のある人へのサービスを行う上で困難だと感じることについて質問しました。

多くは「てんかんだからということはない」との回答をしています。てんかんであることを特別視しないことは、てんかんのある人への差別や偏見をもたないということでもあり、歓迎すべきことだと思う反面、「てんかんの医療や障害に関して分からないので困難」との回答も 25 %あり、てんかんに対するきめ細かな情報提供や対応策の提案も求められます。

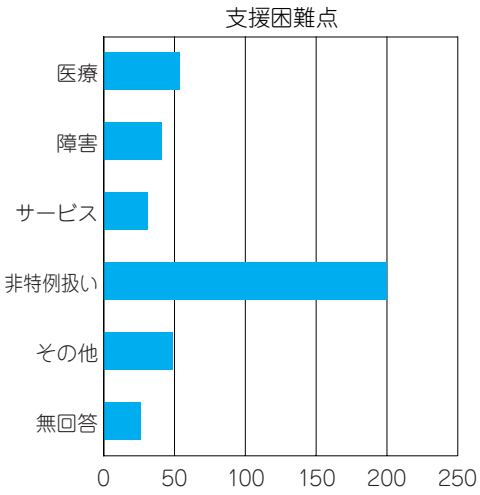

図 5　支援困難点

● 設問 8

「てんかん」のある人へのサービスを充実するために必要なことを聞きました。

支援にあたって求められているものは

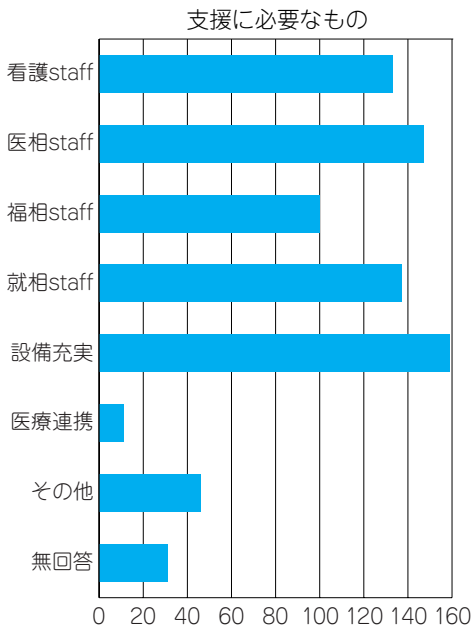

図6　支援に必要なもの

設備の充実とあわせて、人材的な要望が多くあげられています。

設備の充実に関しては、発作転倒時の事故防止（安全対策）が中心でした。施設建設時からこれらの安全対策が実施されるのが望ましいのですが、既存施設での安全対策は緊急性の高い要望です。

また、人員不足が背景にあると思われますが、就労、医療、福祉関連の各スタッフの充実が望まれています。

アンケートのコメントでも、現有スタッフの育成とともに、スタッフの量的確保も強く望まれていることがうかがえます。特に医療連携の要望が少ない反面、医療関連スタッフの確保の要望が多いのは発作時対応のためだと考えられます。

● まとめ

今回調査対象とした施設（精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター）へのアンケート調査から以下のような課題が提起されています。

1．てんかんのある人が上記施設を社会資源として有効に利活用できるよう広報、啓発が求められる。
2．各施設ではてんかんのある人を特別扱いしないで受け入れている。一方、てんかんについての情報、資源（設備、人材）は不足していると感じられる。
3．障害はてんかんのみの人よりも他の障害を重複する人の利用が多い。重複する障害を考慮した対応が求められる。
4．てんかんのある人のニーズは多面的であり、その支援は多岐にわたる。現状では具体的な支援策は乏しい。より良い援助モデルを構築していく必要性がある。

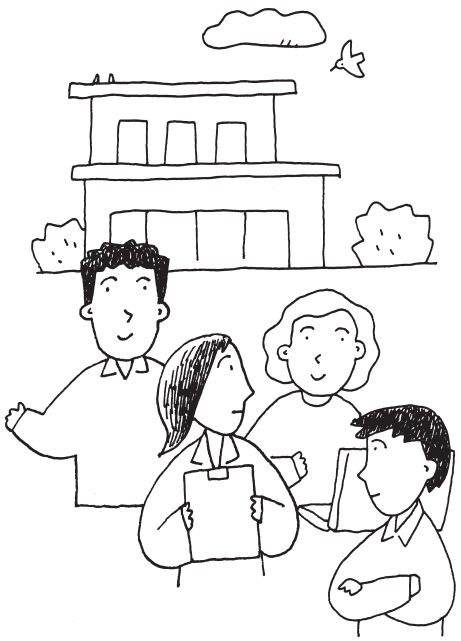

【　該当の項目に○をつけ、必要事項に記入してください　】

1．下記のうち、あてはまるものに○をつけてください。

（1）（社)日本てんかん協会関連の小規模作業所、生活支援センター等
（2）精神保健福祉センター
（3）精神障害者地域生活支援センター
（4）障害者就業・生活支援センター
（5）グループホーム
（→「てんかん」のある人は受け入れていますか？　はい　・　いいえ　）
（6）その他（　　）

2．「てんかん」のある人からの相談を受けたことがありますか？
また、それは約何割ですか？

（1）ある　→　①毎月複数人からの相談を受けている（全体の約　　割）
②毎年複数人からの相談を受けている（全体の約　　割）
③年にひとりくらいの相談を受けている（全体の約　　割）
④過去にあったかな、という程度
（2）ない　→　Q５以降へ
（3）わからない　→　Q５以降へ
（4）その他（　　）

3．相談を持ちかけてくる「てんかん」の人は概ねどのような方ですか？
（複数回答可）

（1）身体障害とてんかんを重複している人
（2）知的障害とてんかんを重複している人
（3）てんかんのみの人
（4）その他（　　）

4．どのような支援を行いましたか？あてはまるものに○をつけてください。
（複数回答可）

小規模作業所　・　施設への通所　・　デイケアプログラム　・　定期相談　・
デイサービス　・　ピアカウンセリング　・　当事者研修会　・　家族研修会　・
定例カウンセリング　・　情報提供　・
その他（　　）

5．てんかんの人を受け入れている作業所・生活支援センターで死亡事故があったことが、過去ありますか？

（1）作業所・生活支援センター内で起こったことがある
（2）自宅で亡くなった人がいる
（3）死亡事故はない
（4）その他（　　）

６．普段「てんかん」の人への支援を実施していますか？（ここで言う「支援」とは、通所プログラム（作業・余暇・生活支援等）、訪問サービス等を言います。）

（１） 毎日行っている
（２） 週１回行っている
（３） 月１回行っている
（４） 行っていない
（５） その他（　　）

７．「てんかん」の人への支援を行う上で困難だと感じる点は何ですか。（複数回答可）

（１）「てんかん医療」のことがよくわからないので対応しにくい
（２）「てんかんの障害」についてよくわからないので対応しにくい
（３）「てんかんの人に提供できるサービス」がないので困っている
（４）「てんかんだから」ということではない
（４）その他（　　）

８．「てんかん」のある人への支援を充実するために必要なことは何ですか？（複数回答可）

（１） （発作時等の）対応ができるスタッフを用意する
（２） 医療の相談に乗れるスタッフを用意する
（３） 福祉制度や年金の相談に乗れるスタッフを用意する
（４） 就労相談に乗れるスタッフ、またはジョブコーチを用意する
（５） 安全面の確保・設備の充実
（６） その他（　　）

９．その他ご意見、普段感じていらっしゃることなどありましたら自由にお書きください。

（　　）

10．よろしければ貴職の名称、住所、連絡先等をご記入ください。

＊施設名：

＊代表者名：　　＊回答者名（　　）

＊〒　住所：

＊TEL・FAX：

＊E-mail：

＝＝＝＝＝　ご協力ありがとうございました　＝＝＝＝＝

（返信用封筒あるいは FAX にてご返信ください）

返信期日：８月３１日（水）消印有効

グループホーム利用状況調査（調査２）

てんかんのある人たちのグループホーム利用がむずかしい状況にあるとの声があります。

てんかん単独の場合では利用できるところがないとの声も聞きます。

てんかん協会の会員からグループホーム利用の希望は多く、「なぜ利用できないのか」「利用したいが受け入れてくれるグループホームがあるのか」「てんかんのある人が安心して利用できるグループホームを作ってほしい」と問い合わせがあります。

そこで、実態調査を行い、その結果をまとめました。

本当に受け入れることはできないのか？　どのような理由からなのか？　調査結果の資料から問題点解決の糸口になればと思います。

調査件数　１１１件

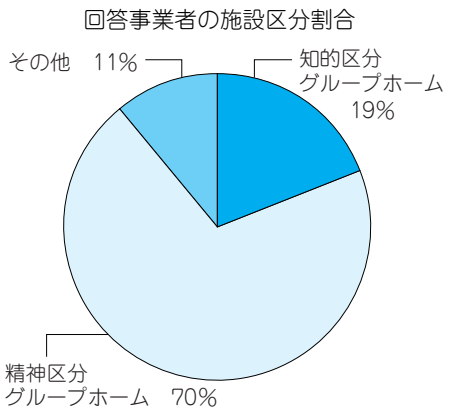

図７　回答事業者の施設区分割合

● 項目１

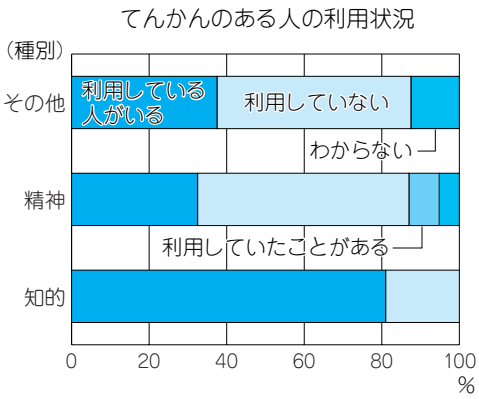

図８　利用状況

種別に分けず全体でみると「利用している：４２％」、「利用していない：４７％」、「利用していたことがある：６％」、「わからない：５％」という結果でした。

分野別でみると、精神分野での利用は３割程度に留まっています。精神分野の場合、てんかんや知的には軽度であり、自立に近い人の利用が考えられますが、その場合、人間関係など、より複雑な状況が生じる場合もあることが考えられます。また「利用していたことがある」という回答も精神分野にのみあり、この点は利用しなくなった理由がどのようなことだったのかをさらに深めていくことが、今後のてんかんのある人のグループホーム利用への課題となるでしょう。

● 項目２

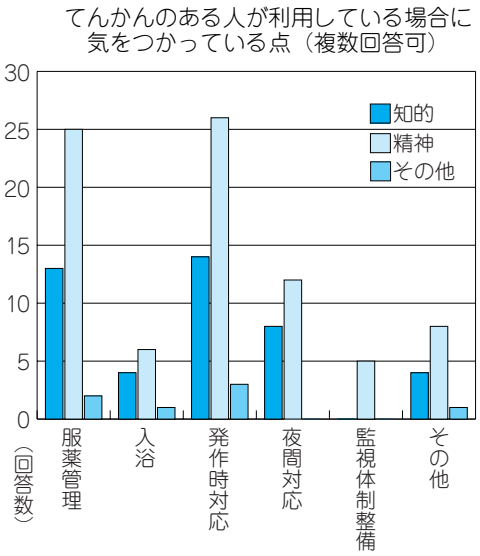

図９　利用している場合に気をつかっている点

項目２「その他」の意見

・相談への対応をする
・あまり激しい運動はしないようにする
・PHS を共有スペースに設置し、職員不在時も24時間連絡がとれる体制をとる
・夜間でも医師と連絡がとれる体制を構築している
・外出時の対応をおこなう

発作時の対応がやはり一番多い回答ですが、項目３でも回答されているように、これらの体制を満たすために必要となるのは、グループホーム世話人の人員配置や受け入れの不安解消との関係がうかがえるのではないでしょうか。

また「入浴」への対応が予想に反して少ない点が気になりました。少ないからそこまで重要ではない、ともいえません。現実にグループホームでの入浴時の死亡事故は起きているのです。生活の場となるグループホームですから、家庭の中で一番事故が多いといわれる入浴時の対応への認識を広めていくことも、今後の課題となるかもしれません。

● 項目３

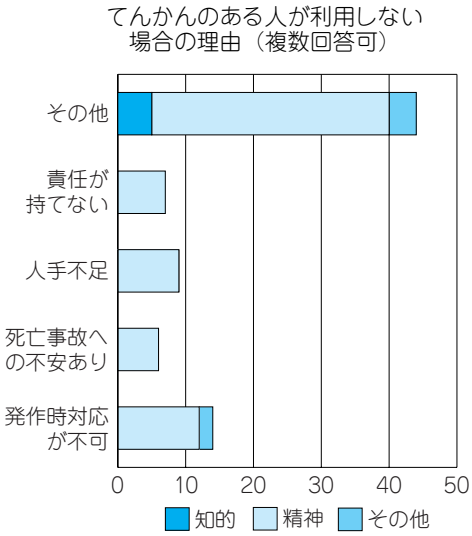

図１０　利用していない場合の理由

項目３「その他」意見

・現在、てんかんのある人からの申込みがない
・夜間は職員がいないため、他の利用者に負担・不安を与える
・てんかんのある人の利用が可能であることについて周知が徹底されていない

「発作時の対応が不可」という回答が多くあります。そう回答したところの中には、項目２で「服薬管理」「発作への対応」に「気をつけている」と回答しているところが多々見受けられました。これは、対応すべきと認識しながらも、人手不足や事故への不安、責任のもち方など、受け入れにあたっては現実的な危機感を感じているという現れなのかもしれません。

「その他」の回答の多くは「たまたま入居者にいない」「今まで申請がない」など、特にてんかんだからということでは

ないという理由でした。

● 項目 4

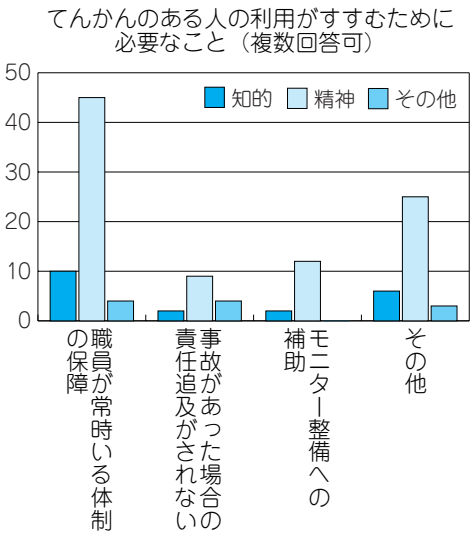

図 11　利用がすすむために必要なこと

項目 4「その他」の意見（多数意見から順に記載）

- 医療機関との連携
- てんかんに対する正しい知識と発作時の対応法を学ぶ機会
- てんかんに対する理解と本人の自己管理がすすむこと
- 緊急時の支援体制
- 発作時の対応マニュアルの普及
- 家族の協力
- 外出時の対応
- グループホームをサポートするようなネットワークの充実化
- 突然発作が起きた場合には職員ではどうすることもできず、医療職に頼る他はない

職員が常時いる体制の保障が半数以上をしめています。グループホーム体制の不十分さがこの項目からもわかります。

● 項目 5：自由記載の意見から

職員が常時いないため、発作時には同居者に対応してもらったりする必要がある（他 4 か所から同意見）

精神障害者やてんかんのある人々のグループホームがもっと増えることを希望する（他 3 か所から同意見）

てんかんのある利用者はいるが、定期的な服薬の効果で発作が見られたことはない

医師などの巡回訪問や職員研修の充実化が必要

よほど症状が重篤でなければ利用は可能だが、てんかんに伴う症状の程度によっては、集団生活に適応しにくい場合がある

症状の程度によって対応法が異なってくることに注意しなければならない

職員がいない時間帯の発作については責任を持ちきれないことを事前に家族などに了承してもらう必要がある

てんかんを特別扱いすることは良くないと思う

（社）日本てんかん協会（2005.7）

グループホーム利用状況調査

【あてはまる番号に○をつけ、必要事項にご記入ください】

1．てんかんをもつ人のグループホーム利用の状況

① 利用している人がいる
② 利用していない
③ 利用していたことがある
④ わからない

2．てんかんの人が利用しているところで気を使っている点すべてをあげてください【複数回答可】

① 服薬管理
② 入浴
③ 発作時の対応
④ 夜間の対応
⑤ 監視体制の整備【２４時間職員配置や監視設備など】
⑥ 特にない　・　その他（　　）

3．てんかんの人が利用していないところの理由すべてをあげてください【複数回答可】

① 発作時の対応ができない
② 死亡事故への不安がある
③ 人手不足
④ 責任が持てない
⑤ 特に理由はない　・　その他（　　）

4．てんかんの人の利用が進むために必要なことなどすべてをあげてください【複数回答可】

① 職員が常時いる体制の保障
② 事故があった場合の責任追及がされない
③ モニター設備への補助
④ 特にない　・　その他（　　）

5．その他　ご自由に意見をご記入ください

[　　]

6．貴施設の区分をお答えください。

知的障害者グループホーム　・　精神障害者グループホーム
その他（　　）

7．所在地の都道府県名をご記入ください。　※施設名称は不要です

（　　）都・道・府・県

＊＊＊　ご協力ありがとうございました　＊＊＊

● まとめ

グループホームの体制面での不完全さと、てんかんに対する正しい知識の習得、医療連携との問題点が各項目からうかがえます。グループホーム制度の拡充と共に、受け入れる側のてんかんに対する正しい知識、対応の普及も必要不可欠です。

現時点で、約４割のグループホームにてんかんのある人が入居されている中で、さらに上記問題点が改善されれば、家庭から自立した地域生活の実現に少しでも近づくのではないかと思われます。

てんかんのある人たちのグループホームが必要という声の背景には、親からの、自立させたいという願いがあるでしょう。また、いつまでも在宅では将来が案じられるという現実的な課題もあるでしょう。しかし、「受け入れがむずかしい」、逆に「入りたいという要望が少ない・要望にならない」背景には、発作対応が心配だという過剰なまでの思いこみが存在していることも考えられはしないでしょうか。

概念的な「グループホームの利用はむずかしい」という考えや不安には、その問題点を具体的に洗いだすことが必要です。今後もさらに深めていき、課題の解明へつなげていく必要があるでしょう。

会員実状調査の再解析から見えてきたもの

日本てんかん協会では２００１年に三菱財団の助成を受け、成人期に焦点をあてた「会員実状調査」を実施しています。データを再解析し、患者・家族の側から「てんかんのある障害者の生活支援体制を構築する」ための、生活状況や問題、課題について整理したので報告します。

１.「会員実状調査」の対象者

調査総数

３３０５名

調査対象者の内訳

表１　調査対象者の内訳

調査回答者立場	人数	構成比
本人回答者	759	23.0％
親回答者	2452	74.2％
配偶者回答者	34	1.0％
兄弟回答者	33	1.0％
その他家族	22	0.7％
無回答　無効	5	0.1％

２. 障害者手帳から見た障害について

手帳の取得状況

現行制度では障害がある人の手帳制度は、身体障害者手帳（身体障害）・療育手帳（知的障害）・精神障害者保健福祉手帳（精神障害・てんかん）の障害種別での手帳制度となっています。（表２）

全体や１７歳以上のデータでも、ほぼ半数の人が何らかの障害者手帳を取得していますが、手帳を取得していない人も半数いることになります。さまざまな福祉サービスを受け、障害者枠での就労をしようとすると障害者手帳が必要になります。今後、手帳を取得する人は増えていくと考えられます。

手帳の内訳

全体、１７歳以上のデータでも知的障

表２　手帳の取得状況

	全体		17歳以上	
	人数	構成比	人数	構成比
手帳をもっている	1744	52.8％	1134	52.2％
対象と思うがもっていない	267	8.1％	183	8.4％
非対象	769	23.3％	515	23.7％
手帳を知らなかった	347	10.5％	228	10.5％
わからない	5	0.2％	3	0.1％
無回答	166	5.0％	106	4.9％
無効	7	0.1％	4	0.2％
合計	3305		2173	

表３　手帳の内訳

障害者手帳種別	等級	全体	17歳以上
療育手帳	A	572	278
	B	395	245
	不明	217	148
身体障害者手帳	1級	191	78
	2級	153	94
	3級	97	62
	4級	23	18
	5級	34	29
	6級	19	9
	不明	30	24
精神保健福祉手帳	1級	133	109
	2級	210	195
	3級	54	48
	不明	32	31
不明		9	5
合計		2169	1373

害の療育手帳を取得している人が圧倒的に多く、続いて身体障害の身体障害者手帳、精神障害の精神障害者保健福祉手帳となっています。

複数手帳の取得について

表４　複数手帳の取得

	全体	17歳以上
	人数	人数
療育＋身体	291	123
療育＋精神	88	62
身体＋精神	34	38
療育＋身体＋精神	12	7
合計	425	230

複数の手帳取得からも療育手帳の知的障害の重複が多くなっています。17歳以上のデータでは精神障害が相対的に増加しており、成人期以降での取得が考えられます。

障害者年金と手帳の関係

障害者年金受給者777名のうち、何らかの手帳を取得している人は720名です。年金制度と手帳制度とはリンクしていませんが、障害が重い人の手帳取得が多いため、手帳取得者の年金受給も多くなっていると考えられます。

手帳取得の課題

ほぼ半数が何らかの手帳を取得しています。逆に半数が手帳を取得していないことにもなります。療育手帳の取得が高く、精神障害者保健福祉手帳の取得が低い状況です。てんかんで精神障害者保健福祉手帳の取得が可能ですが、手帳制度ができて新しいことと、これまでは他の障害手帳に比べ具体的なメリットが少ないことが、精神障害者保健福祉手帳取得が低い大きな要因と考えます。

障害者雇用促進法や、障害者自立支援法での法改正で知的障害や身体障害と同等の福祉サービスが受けられるようになると、精神障害者保健福祉手帳の取得が進むと考えられます。

3．精神障害者通院医療費公費負担制度（32条）について

2006年度から「精神障害者通院医療費公費負担制度」は「自立支援医療費制度」に変更になります。「自立支援医療費制度」の状況は制度が始まってからの調査が必要になりますが、ここでは旧制度の「精神障害者通院医療費公費負担制

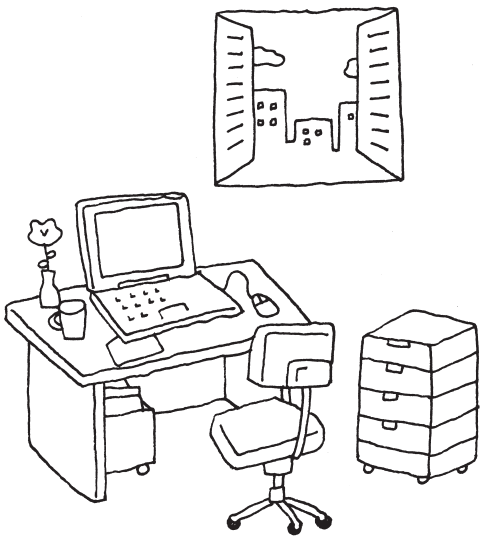

度」の利用状況について報告します。

32条の利用状況

全体、17歳以上ともほぼ半数に近い人が利用しています。利用していない人の中には重度障害者医療費制度（知的障害・身体障害）を利用している人が含まれていると考えられます。「わからない」と回答した人は少なく、この制度がよく知られていることがわかります。（表5）

32条利用者と職の有無の関係

表6は17歳以上の就業実態と32条の利用状況を示しています。無職者の中には主婦や学生も含まれています。

有職者では32条を利用している層が、利用していない層を下回っていますが、無職者や福祉施設利用者では逆に利用している層が利用していない層を上回っています。（表6）

まとめ

所得が少ない層（無職・福祉施設利用者）にとっては医療費の負担は大きく、「精神障害者通院医療費公費負担制度」はなくてはならない制度となっています。てんかんのある人や精神障害者にとって交通費の割引制度も実現しておらず、知

表5　32条の利用状況

	全体		17歳以上	
	人数	構成比	人数	構成比
32条を利用している	1508	45.6％	1040	47.9％
32条を利用していない	1436	43.4％	911	41.9％
わからない	221	6.7％	128	5.9％
その他	3	0.1％	3	0.1％
無回答	135	4.1％	90	4.1％
無効回答	1	0.0％	1	0.0％
合計	3305		2173	

表6　32条利用者と職の有無の関係

32条	利用している		利用していない	
有職者	266	39.9％	400	60.1％
無職者	530	56.1％	414	43.9％
福祉施設利用者	243	71.9％	95	28.1％
合計	1039		909	

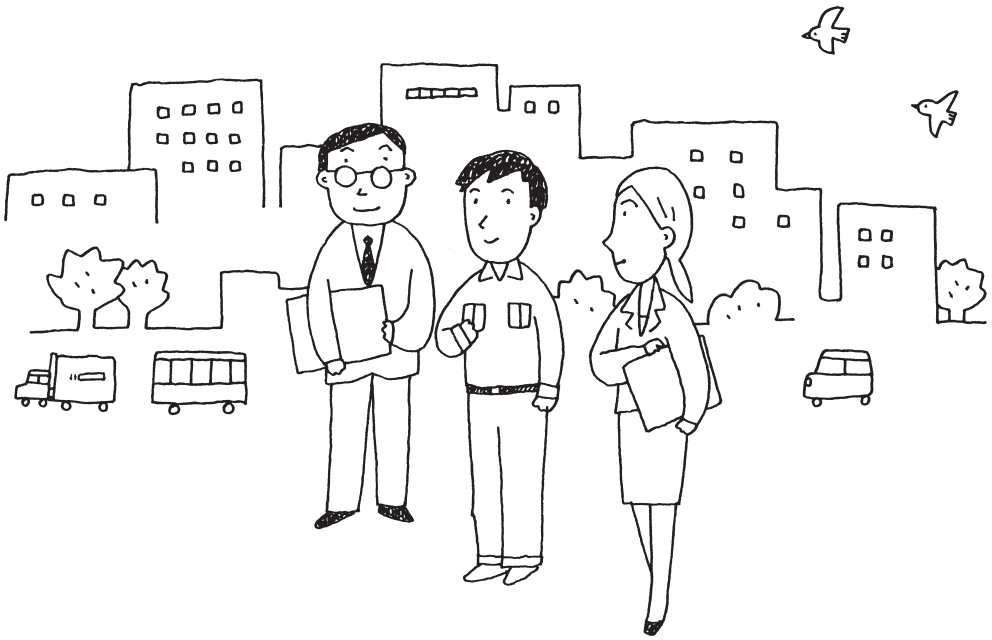

的障害や身体障害に比べ利用できる制度の格差があり、この「精神障害者通院医療費公費負担制度」が唯一の福祉サービスといっても過言ではない状況でした。

2006年度から「精神障害者通院医療費公費負担制度」が廃止になり、新たに「自立支援医療費制度」がスタートします。5％負担が10％負担になり負担増になります。また、世帯の所得の状況に応じて月額負担の上限額が決められています。「精神障害者通院医療費公費負担制度」に比べ明らかな負担増の制度となっています。てんかんのある人にとって医療は欠くことができないもので、治療も長期になります。特に所得が少ない人にとっては厳しい制度になっています。新しい制度の中でも安心して医療が受けられるようにしていくことが必要と考えます。

4．就労率から見えてくるもの

就労率

てんかん協会でおこなった1984年の調査と比較すると就労率は49.5％から37.7％と低下し、職についていない人も50.1％から43.5％と低下し、職についている人、職についていない人とも低下しています。

1984年の調査では福祉的就労（授産施設・作業所等）についての調査項目が

表7　就労率

	人数	構成比	1984年調　査
職についている	736	37.7％	49.5％
職についていない	850	43.5％	50.1％
授産施設や作業所	366	18.7％	——
その他	2	0.1％	0.4％
計	1954		

なく、対象者が職についている、ついていないのどちらかにカウントされていると考えられます。

「会員実状調査」の調査で18.7％（約2割）の人が授産施設や作業所と福祉的就労を利用していることが明らかになりました。

2006年より「障害者雇用促進法」改正で、精神障害やてんかんのある人が雇用率の対象になります。雇用状況の実態が明らかになることが期待されます。

失職経験について

職についていると回答した人でも50％近い人が失職経験があります（1984年・2001年の調査とも）。また、失職した人のうち半数が2～5回の転職をしています。

失職や転職の要因としては「てんかん発作のため」が多く、次に「人間関係」「仕事がこなせなかった」が続いています。

親の扶養

親の扶養で生活している人は全体では6割います。年代別で見ると30歳代で54.6％、40歳代で36.3％、50歳代で21.5％となっています。

職についていると回答した人でも親の扶養と回答した人は3割以上います。

このように職についている人、ついていない人も含め親の扶養で生活している人の割合は高い状況です。これは就労率の低下や職についている人でもパートやアルバイト雇用の人が多いことと関連しているようです。

5．てんかんのある人の不安や悩み

調査の「不安や悩み」の項目では2096名の回答がありました（複数回答）。

この項目で一番高かったのは「親の死後の生活の不安」が984名（46.9％）と約半数に近い人が生活への不安を上げています。「発作があるかもしれない不安」601名（28.7％）、「発作による事故」575名（27.4％）、「就職・就労への不安」511名（24.4％）「薬の副作用」471名（22.5％）、「治療の見通しが立たない」389名（18.7％）が上位に続いています。これらの他には「精神症状・行動上の問題」「本人や家族の結婚」「就職・結婚で病名の告知」「生活費」が続いています。

立場別状況

① てんかんのある本人の不安や悩み

てんかんのある本人からは724名の回答がありました。

「発作があるかもしれない不安」が226名（31.2％）と最も高く、発作が消失し服薬をしていない人も、発作が止まっていない人とほとんど変わらない割合で回答しています。

次に「就職・就労への不安」221名（30.5％）が高く男性（34.8％）、女性（25.3％）と男女差がありました。次に「親の死後の生活の不安」205名（28.3％）が上げられ、授産施設や作業所利用者（59.1％）が職についていない

人（31.1％）、職についている人（21％）の順で親亡き後の不安を上げています。

② 親の不安や悩み

親は1305名の回答がありました。「親の死後の生活の不安」が最も高く758名（58.1％）、「発作による事故」420名（32.2％）、「発作があるかもしれない不安」354名（27.1％）となっています。

③ 兄弟の不安や悩み

「親の死後の生活の不安」（43.8％）、「精神症状・行動上の問題」（37.5％）が高く、他の立場の人と比べ「部屋にこもりがち」（15.6％）が高くなっています。

④ 配偶者の不安や悩み

「発作による事故」（46.4％）、「薬の副作用」（39.3％）、「発作があるかもしれない不安」（35.7％）と高くなっています。「治療の見通しが立たない」（21.4％）、「精神症状・行動上の問題」（21.4％）を他の立場の人と比べ高く上げています。

立場別の調査結果から

親や兄弟は「親の死後の生活の不安」を圧倒的に高い割合で上げています。これは6割の人が親の扶養の中で生活をしており、就労していても3割の人が親の扶養で生活をしている状況ゆえに、てんかんのある当事者以上に生活を支えている親に、親亡き後の不安が強くあります。また、親亡き後の兄弟への負担もあり、兄弟の不安も強いのではと考えます。

本人では「発作があるかもしれない不安」に続いて「就職・就労への不安」が（30.5％）と高く上げられていますが、親や兄弟では「発作による事故」や医療面や「精神症状・行動上の問題」が「就職・就労への不安」より上位に上げられています。これも生活を支えている立場からの大きな不安が強く現れたと考えます。

表 8　有無職者の不安・悩み（複数 3 つ以内回答）

	職についている		職についていない	
	人数	構成比	人数	構成比
特になし	28	1.5％	53	2.8％
治療の見通しがたたない	82	4.5％	166	8.7％
薬の副作用	161	8.9％	150	7.8％
親の死後の生活	216	11.9％	410	21.4％
発作による事故	162	8.9％	196	10.2％
発作があるかもしれない不安	289	15.9％	144	7.5％
病名が他人に知られる	88	4.8％	29	1.5％
就職・結婚で病名が知られる	138	7.6％	47	2.5％
精神症状・行動状の問題	67	3.7％	127	6.6％
就職・就労	140	7.7％	231	12.1％
義務教育後の進路	0	0.0％	2	0.1％
生活費	61	3.4％	110	5.7％
友達がいない	69	3.8％	58	3.7％
学力不振	5	0.3％	14	0.7％
本人や家族の結婚	134	7.4％	53	2.8％
出産・遺伝	97	5.3％	25	1.3％
家族親の付き合い	23	1.3％	22	1.1％
部屋にひきこもる	17	0.9％	57	3.0％
その他	39	2.1％	20	1.0％

配偶者では親と別世帯の生活が確立しているため「親の死後の生活の不安」はなく、発作による事故やケガ、医療への不安が高く上げられています。

有無職者の不安・悩み（表 8）

職についている人、ついていない人とも「親の死後の不安」が高くなっています。職についていない人では親との同居が多く、親にもしものことがあれば即座に生活ができなくなる不安が強くあります。職についている人でも親との同居率は高く、親亡き後の不安が高いことがわかります。

「発作があるかもしれない不安」は職についている人のほうが 2 倍と高くなっています。発作を起こすことで配置転換や職場での人間関係、病名の告知、解雇などの不安をかかえながら働き、大きな負担となっています。これは行政への要望で「てんかんの正しい知識の普及・啓発」が 23.3％と高い率で上げられていることからもわかります。

6．行政への要望

本人・親の行政への要望

「正しい知識と要望」（42％）と最も高く、続いて「てんかんセンター増設」「障害年金適用範囲の拡大」「障害者雇用促進法の対象」「授産施設・作業所の拡充」「介護サービスのある入所施設」「生活の

場の増設」「医療費の負担減」「交通費の割引」が順に上げられています。

本人・親の立場での行政への要望

本人・親とも「正しい知識と要望」「てんかんセンター増設」が上位に上げられています。

① 本人の立場から

本人では「障害年金適用範囲の拡大」「障害者雇用促進法の対象」「交通費の割引」「授産施設・作業所の拡充」と「所得保障や働く場」の保障の要望が上げられ、その次に「生活の場の増設」「ホームヘルパー等の利用」と生活保障の要望が上げられています。不安や悩みの調査項目で「就職・就労への不安」が2番目に上げられていたことや、就労率の低さからも働く場や所得保障が要望として高く上げられているのではないかと考えます。

また、自立した生活への要望として働く場や所得保障の要望が生活の場の要望より高く上げられていると考えます。

② 親の立場から

「介護サービスのある入所施設」「授産施設・作業所の拡充」「生活の場の増設」「障害者雇用促進法の対象」「障害年金適用範囲の拡大」の順で要望が上げられています。

本人との違いは生活の場の保障の要望が高く上げられています。不安や悩みの調査項目でも「親の死後の生活の不安」が一番に上げられていたことが要望でも反映されています。

「介護サービスのある入所施設」「生活の場の増設」と親亡き後に生活を託せる場の要望が強いことがうかがえます。

7．まとめ

2001年の「会員実状調査」の結果から成人期のてんかんのある人の多くの課題が明らかになりました。この調査の後、欠格条項の改正が行われ大きな成果として「運転免許取得」や、2006年からの「障害者雇用促進法」の改正に伴う精神障害者やてんかんのある人が雇用率の対象となったこと。福祉施策では措置制度から支援費制度への移行、2006年度からの障害者自立支援法への移行が行われ精神障害やてんかんの人が、身体障害・知的障害と同じ福祉サービスが受けられるようになります。調査項目で上げられていた要望のいくつかが、てんかん協会の運動の成果として実現しました。

こうした改革では相対的にはてんかんのある人の雇用や福祉では大きな前進をみることができました。

しかし、2006年からスタートする「障害者自立支援法」や「自立支援医療」では応益負担での自己負担増となったり、地域生活の充実を上げているにもかかわらず基盤施設の整備が不十分だったり、在宅支援のホームヘルプ事業の制限や福祉予算のカットと大きな問題も含まれています。今後も運動が必要と考えます。

第2部

みて！　きいて！
私たちはここで生活しています
――全国18か所の施設訪問

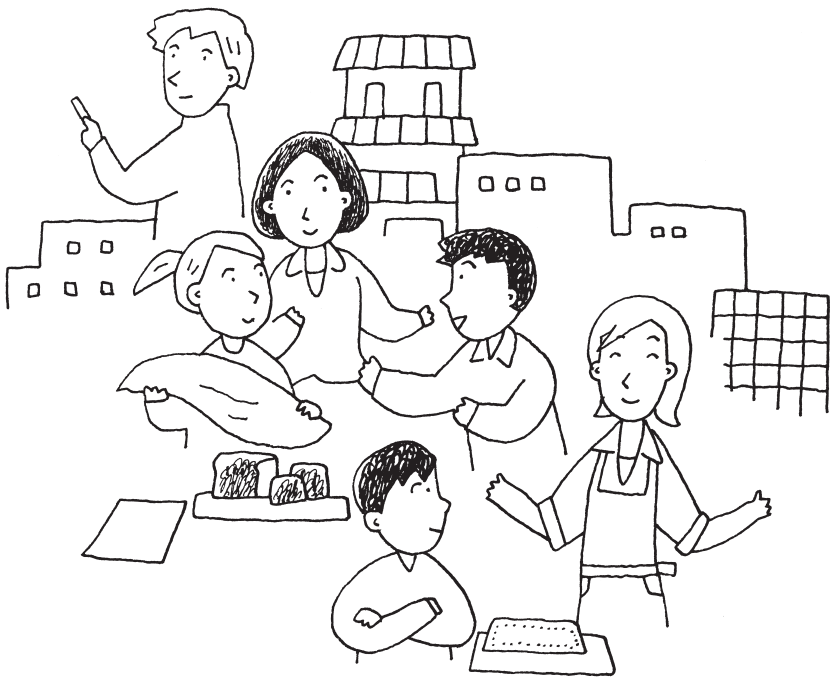

この事業にあたって、「訪問調査」は、全国のさまざまな施設のてんかんのある人に焦点をあてた「生の声」を紹介したいと企画したものです。

精神障害者小規模作業所・生活支援センター・授産施設・グループホーム・地域生活支援センター・知的障害者授産施設・知的障害者更生施設など、さまざまな施設と関わりてんかんの仲間は生活しています。

てんかんは制度に収まらない「多様な」問題・「多彩な」特徴をかかえているのに、「問題」や「困ったこと」はなかなか伝えにくいのです。「発作」は意識を失い倒れることばかりではありませんし、たとえ発作が消失したとしても、本人の「困ったこと」は消失しないこともあるのです。なかなかコントロールがむずかしい発作もありますし、長い時間を要する治療もあります。合併症などや環境の問題なども考えると、なかなか個性的な障害ともいえます。

このような仲間について「わかってもらう」手段や方法と「わかってくれる」土壌や仲間の双方向でいくつかの試みを誕生させています。

私たちは、そのことを見て、聞いて伝えたいと思いました。のどかな環境やてんかんに対するいくつかの工夫に感動し、はたまた他の障害の方々に教わることも多い試みでした。

てんかんの障害の、「わかりにくさ」「伝えにくさ」を考え、生活する地域への伝える努力は既成の障害の概念を破る営みとはならないでしょうか。

結局は、その人らしく生活することを心がけてくださっていることをお伝えすることになりましたが、ご覧いただきたいと思います。

経験豊かなスタッフが自立への第一歩をサポート

医療法人養和会

地域生活支援センター　翼（つばさ）

●**事 業 種 別**　精神障害者社会復帰施設
●**住　　所**　〒683-0841 鳥取県米子市上後藤 3-5-1
●**電話番号等**　TEL 0859-29-8899　FAX 0859-29-8677
●**利用者状況**　事業所定員 …… なし
利用者人数 …… 16名
てんかんのある人の人数 …… 5名（精神科入院3名、在宅1名、グループホーム1名）

発作があっても だいじょうぶ

地域生活支援センター「翼（つばさ）」は、米子市にある広江病院に近接して作られています。広江病院は７５年の歴史があり、地域密着の地域医療センターの機能をもっています。発作の問題だけでなく、どんな病気に対しても安心して対応してもらえます。すでに精神を病む人たちのケアにも慣れた経験豊かなスタッフがいます。

悩み相談

発作をもって、今後どのように生きていけばいいのか、生活をどのようにしていけばいいのか、住むところはどうしたらいいのか。あなたの悩みを相談して解決の方法を一緒に考えてもらえます。いろいろな社会的資源を利用して自分の生きていく道をさがしましょう。専門の相談員がいます。利用してください。

仲間、友だちを つくりましょう

発作があって家にとじこもっていませんか。それでは将来が見えませんよ。自分だけが病気で悩んでいる世界一不幸な人間だと思っていませんか。それで、家の中で両親や家族を悩ませていませんか。ぜひ、この支援センターを利用して、仲間や友だちをつくりましょう。一人では勇気がでませんが、仲間や友だちができると力がわいてきますよ。みんなの生き方も見えてきますよ。

センターの活動

仲間との活動はいろいろあります。食事会、手芸、パソコン教室、サークル活動、グループでの話し合い、地域交流、バザーなどがあります。仕事のことや、制度、住居などの話を聞きながら自分の独立を求めた活動ができていきます。自立していくには考えなければならないことがたくさんあります。一つひとつ問題を解決するためにセンターの仲間や職員が意見を提供してくれるでしょう。

利用者

精神を病む人たちが対象になっています。利用は２４時間体制で行われています。現在その中にてんかんのある人たちが５名ふくまれています。３人は入院中ですが、一人は自宅から、一人はグループホームから利用しています。全体の利用者は１６４人です。

就労状況

５人のてんかんのある人たちの就労状況は、二人は福祉作業所へ、二人は一般就労へ、一人は入院中です。この支援センターから地域の作業所、働く場へでかけていきます。帰ってくるとまた仲間と生活を共にして、話し合いをしたり、歓談したりします。

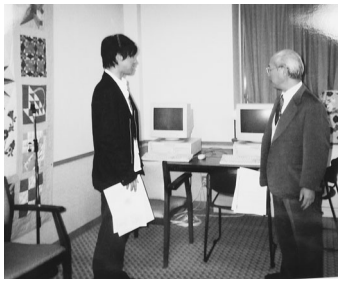

地域生活支援センター「翼（つばさ）」の周辺

つばさの周囲には、授産施設「あんず工房」「喫茶店あぷりこ」のほかに、援護寮「つばさ」、福祉ホーム「はばたき」、グループホーム「つばさ」があります。総合的な福祉コンプレックスを形成しています。

あんず工房＆あぷりこ

翼（つばさ）には近接して、授産施設「あんず工房」と「喫茶店あぷりこ」があります。この工房ではパンが作られて、「喫茶店あぷりこ」で販売されています。製造から販売までをみんなでやっています。これにも翼（つばさ）から参加している人がいます。

生活支援センターを利用しよう

発作をもって苦しんでいる人たちは、もっと日陰からひなたへ出ていきましょう。そのために生活支援センターを利用して、自分の自立をめざしましょう。一人で悩んでも解決できません。一歩前に出るのに支援センターは手助けをしてくれます。

（八木和一）

医療法人養和会

地域生活支援センター 翼

施設からのアピール

いつでも待っています

「翼」では就労支援として市内の公園などにあるトイレの清掃を委託されています。2時間くらいの作業で賃金も多くはありませんが作業されている方は暑い日も寒い日も一生懸命頑張っておられます。一般就労が現時点ではむずかしい方や、短時間の労働が適している方などがおられるのが現状であり、このような仕事を増やして一人でも多くの方に利用していただけたらと思っています。ジョブガイダンスという事業もハローワークなどと共に実施しています。仕事をする際、「どんな準備が必要なのか？　何に気をつければいいのか？　職場の人とどんな話をしたらいいのだろう」など心配なことがある人はぜひジョブガイダンスを利用してみてください。仕事以外でも心配事や悩みがあれば連絡してください。

（ケースワーカー　青戸　忍）

就労と生活を同時に支援
地域交流の場としても開放

社会福祉法人 豊海会

とよみ園

●**事 業 種 別**　精神障害者地域生活センター
●**住　　所**　〒879-2476 大分県津久見市大字長目119-1
●**電話番号等**　TEL 0972-82-7653　FAX 0972-82-7661
●**利用者状況**　事業所定員 …… 87名
利用者人数 …… 3名（多い日）
てんかんのある人の人数 …… 7名

海岸沿いにある「とよみ園」

大分県津久見市にある精神障害者地域生活支援センター「とよみ園」は海岸沿いにあるセンターです。2000年開所の新しい2階建ての建物です。1階は精神障害者通所授産施設「とよみ園」、2階が精神障害者地域生活支援センター「とよみ園」となっています。

センターの前がバス停になっていますが、市街地から離れたところにあり、送迎を一日100円でおこなっています。

「とよみ園」は無認可の精神障害者の小規模作業所から法人認可の精神障害者授産施設を設置し、その時に行政からの要望があり精神障害者地域生活支援センターを併設されたとのことです。

現在は、精神障害者通所授産施設1か所、精神障害者生活支援センター1か所、精神障害者の無認可の小規模作業所2か所を運営する社会福祉法人のセンターです。

月曜から金曜日まで開所し、土曜、日曜、祝日が休みになっています。

1階の通所授産施設の作業場の横の階段を上がると2階が生活支援センターになっています。木をふんだんに使った落ち着いた雰囲気の部屋になっています。

地域交流室にはパソコン教室用のパソコンが並べてあったのが印象的でした。

訪問した日は箱折の作業を全員でおこなっていました。

仕事がしたい人には通所授産施設や作業所を紹介し、働く場づくりにも積極的に取り組んでいるとのことです。生活支援として病院の通院への付き添いや、行政への手続きのお手伝い、家庭支援でのホームヘルパーの調整など生活の支援にも積極的に取り組まれています。

地域交流室を利用して地域交流活動が行われています。地域の人に開放し、絵画展、写真展、卓球大会、精神保健ボランティア勉強会、ボランティア料理教室、パソコン教室など各種の講座を開き、地域の人との交流の場になっています。

利用者は

精神障害、てんかんの人も病院からの紹介が多く、ほとんどの人が病院からの

退院先としてセンターを利用しています。

退院前に本人、センター、病院と相談、協議しているとのことです。

在宅の人からの相談もあるが、少なくなってきたとのことです。

てんかんのある人は

87名の登録者中、31歳から45歳までの7名がてんかんのある利用者です。

●手帳は

精神保健福祉手帳を取得している人は2級が6名、1名は療育手帳A2を取得しています。

●発作の程度は

3名が薬で発作がコントロールされ、2名が年に数回、2名が月に数回発作があるとのことです。

●医療との関係は

非常勤の顧問医がいます。利用者の主治医とは相談ができ、医療との連携体制は取れていると話されていました。発作があったときは職員で対応をしているとのことです。

●所得は

7名全員が障害基礎年金2級の支給を受け、家族からも経済的支援を受けています。

ひと月の所得は6万円から10万円となっています。

●家族との同居は

7名全員が家族と同居しています。

●就労や福祉サービスの利用は

5名が小規模作業所や通所授産施設を利用しながらセンターを利用しています。工賃は5千円から1万円となっています。

●てんかんの研修は

保健所での研修会に参加されたとのことですが、発作の対応についての研修があればと要望が上がっています。

とよみ園を訪問して

「とよみ園」は小規模作業所を通して働く場づくりを進め、そうした運動から通所授産施設や地域生活支援センターを作ってこられました。

相談にこられた人や地域生活支援センターを利用している人にも、授産施設や作業所を紹介し、働く場の保障にも積極的に取り組んでいます。

病院から社会参加の場へ

病院から主治医を通して退院の人の生活の場、働く場への支援の取り組みをおこなっています。

長期入院や入退院を繰り返している人にとって、支援体制が整っていなければ社会生活を送り、働くことは困難です。

退院できるまで回復しても調子をくずし、再入院や入退院を繰り返すことになります。

社会福祉法人豊海会

とよみ園

施設からのアピール

「とよみ園」のような地域生活支援センターが各地にできれば、一人でも多くの人が病院から地域へ、在宅から地域へと社会の中での生活が送れるようになります。生活が安定することで作業所や授産施設、福祉的就労、一般就労へとつながっていきます。

訪問を通して“障害やてんかんのある人が地域の中で生活を築き、働いていくためには支援が必要です。地域生活支援センターはなくてはならない社会資源となっている”と感じました。

（岡本　朗）

これからも努力して

私たちの施設でも近年就労支援、社会参加が大変さかんに使われています。私たちの施設［精神障害者通所授産施設］や［地域生活支援センター］には、たくさんの障害者が通所しています。考え方や思考力も一般の人と変わりなく、どこが不足しているのかわからない人もいれば、じっくり取り組んで作業する人もいます。

私たちの施設ではいま急速に就職希望が増えています。しかし、依然として本人が精神障害者としての位置づけを強く拒否し、就職先での面接やその後の事情で病気を隠して就職し、難しい局面にあい苦慮することもしばしばです。そこを乗り越えてこそ青空が開けてくるのではないでしょうか。障害を克服し社会人として立派に社会に貢献している人、一方では、なかなか立ち直れず病気と格闘している人もいます。

いま、私たちは利用者、支援者をあげて、懸命に努力してこそ明るい明日があるのではないかと思っています。

「障害者自立支援法」の実施に伴い、いよいよ社会参加に向けての配慮や工夫の真価が問われることになります。　（所長　遠藤重吉）

精神障害と高齢者、地域住民の心の健康推進のための活動を一緒に推進

社会福祉法人 豊芯会

地域生活支援センター こかげ

●**事業種別** 地域生活支援センター

●**住　　所** 〒170-0014 東京都豊島区北大塚3-34-7

●**電話番号等** TEL 03-3949-1990　FAX 03-3915-9166

●**利用者状況** 事業所定員 …… なし
延べ利用者人数…… 4153名（年間）1日平均13.4人（2004年度実績）
てんかんのある人の人数 …… 3名

地域に開かれた精神障害がある方々のための生活相談・支援の場

「こかげ」は、精神障害がある当事者が、生活上のさまざまな困難なこと（医療、就学・就業、生活費などの経済問題、年金などの制度・手続き上のこと、対人関係、家族問題など）について何でもいつでも気軽に相談ができる所です。また、同法人の関連事業「豊島区ひとり暮らし高齢者配食事業」と「高齢者介護支援事業」「高齢者・障害者ホームヘルプ事業」と連携しながら、精神障害がある人たちと高齢者の生活における相互支援活動と、地域住民の心の健康推進のための活動に取り組んでいます。

交通の便がとても良い所

ＪＲ大塚駅北口から徒歩５分ほどと交通の便が良く、池袋のサンシャイン６０まで歩いていける都心に近い地域にあります。仕事の帰りや医療機関のデイケア、作業所、社会復帰施設を利用しながら「こかげ」を利用している人も多いようです。

オープンスペースはいつでも誰でも利用できる場

訪問した日も４人の方々が、道路沿いにある（福）豊芯会のビルの１階にある「こかげ」のオープンスペースでお茶を飲みながら話していました。開所時間内であれば、誰でもいつでも立ち寄れます。てんかんの障害をお持ちの方もオープンスペースを利用し、居場所として居心地の良い所になっているようです。

電話相談の様子

定期的に開催する学習会

お花のグループ

就職相談を利用し、就職準備を進めているＡさん

「こかげ」の相談利用の内容は多様ですが、てんかんのあることをオープンにして仕事を探すことを考えているＡさんが、就労相談日に担当スタッフにこれまでの就労経験を話され、就職活動の支援を依頼しました。現在まだ職場は決まっていないようですが、目標に向かっているよ

うすは生き生きとしていました。

夕食サービス・夕食会

週に１回（火・金　交互）、夕方５時～７時に夕食がとれ、集まってきた仲間と会食ができ、憩いのひと時がもてます。毎月末の金曜は豪華な季節料理を味わえる夕食会が開かれます。どちらも予約制です。いずれもボランテイアさんたちの手作り料理で、栄養バランスが取れた食事は人気があります。

さまざまな立場の人たちとの交流の機会が生まれる場

月曜の夜６時からのオープンスペースは、近隣の人たちと精神障害がある当事者の人たちが一緒にパソコンを勉強するパソコン教室になります。パソコンが得意な当事者が近隣の人たちに教える場合もあるとのこと。ここでは、障害者の○○さんではなく、パソコンを勉強する、教える○○さんで、一人の対等な市民です。この他に、英会話、カラオケ、絵画、写

真、囲碁・将棋などのグループがあります。「みんなでいっしょに学習会」と称し、年に３回ほど研修会を開いています。これも障害の有無にかかわらず、一人の市民として参加し、介護保険、高齢者住宅のあり方など、広く市民生活に関するテーマを取り上げ、みんなで情報を共有しています。

「こかげ」は、「障害を有している人もそれ以前に一人の市民である」というコンセプトを大切にしている所なのだということを感じました。　　（上野容子）

社会福祉法人　豊芯会

地域生活支援センターこかげ

施設からのアピール

親しみやすい雰囲気づくり

精神障害がある人たちを対象とした地域生活支援センターの制度化は、長い間待ち望んでいたものでした。身体・知的障害者と比較して福祉制度が遅れており、特に地域で生活している個々の精神障害者が、いつでも気軽に相談に行ける所がなかったのです。それに応えるべくやっと開設されたのが地域生活支援センターです。

「こかげ」は、この趣旨を十分認識し、地域で社会復帰施設も利用していない当事者が一人でも多くこかげを利用できるよう、親しみやすい雰囲気づくりに努めています。

それと同時に、地域の人たちが心の健康に関することや生活上の悩みごとがある時に気軽に相談できるようなプログラムを考えています。そして、当事者の人たちが障害者である以前に一人の市民としてこかげを利用できるよう、これからも相談、具体的な生活支援を充実させていきたいと思っています。　　（所長　永塚恭子）

たくさんの思いに支えられてオープン。自立と社会参加の促進をめざして

社会福祉法人 さざなみ福祉会

地域生活支援センター リプル

●**事 業 種 別** 地域生活支援センター
●**住　　所** 〒814-0101 福岡県福岡市城南区荒江1-19-18
●**電話番号等** TEL 092-982-8200　FAX 092-982-8200
●**利用者状況** 事業所定員 …… なし

少しずつ伝わり、広がっていくように

福岡市城南区荒江の静かな住宅地の真ん中、2階建て民家の一階が「リプル」です。入り口の門に掛けられた「地域生活支援センター　リプル」という手づくりの看板が目印です。温かく穏やかに「どなたでもどうぞ！」と誘ってくれる雰囲気がただよっています。リプルとは、英語で〈ripple〉とつづります。「さざなみ」「波紋」などの意味があります。始まりは小さくても、静かに、少しずつ伝わり、広がっていくように、そんな意味をこめた名前だそうです。

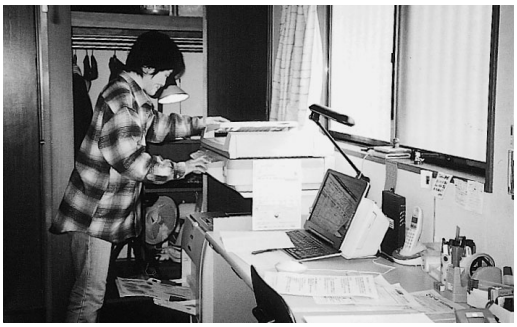

設立・運営にあたる「社会福祉法人さざなみ福祉会」は、広く市民の理解を得ながら、作業所活動を発展させてきているところです。

その目標は、①障害者の社会参加は、市民の理解なしには進まないこと、②障害者の問題は当事者、家族だけの問題ではなく社会的問題だということだそうです。さざなみ福祉会が大切にしているこうした理念の実践として生まれてきた拠点なのです。支援の輪が広がり、後援会も300人を超えています。

リプルのオープンはごく最近、2005年の10月です。たくさんの人々の思いに支えられ、3年間の準備期間を経て誕生しました。複雑な現代社会、いろいろな心の悩みをかかえた人たちが急増しています。そんな人たちを温かく迎え、気軽に相談したりおしゃべりしたり、自由に集える憩いの場があったらという思いが実現したものです。「地域生活支援センター」とは、日常的な相談に応じたり、地域との交流活動を通じて、精神障害者の日常生活を支援し、精神的自立と社会参加の促進を図ることを目的としてさまざまな活動をするところです。

誰でも利用できます

誰でも、障害のある本人はもちろん、家族や関係者も利用できます。

継続的な支援を希望する場合は登録します。登録料は1年間500円。

不登校、ひきこもり、マタニティーブルー、更年期の悩み、軽うつ症、認知症（痴呆）などの相談にも使えます。

開所日時は、火曜日15:00～20:00、

水・木曜日12:00～20:00、土・日曜日10:00～17:00となっています。

２つのさざなみ作業所との連携も考えられていて、地下鉄やバスを利用すれば便利なところです。

事業としてはまず「相談」。日常的なこと、仕事や人間関係、経済的な悩みなど何でも、特に「てんかん」に対する相談を毎週木曜の午後４時まで受け付けています。「憩いの場」としては、おしゃべりや読書など、のんびり過ごせる場の提供。「生活支援」、「活動・作業」としてパソコン教室、事務作業、園芸、手芸、

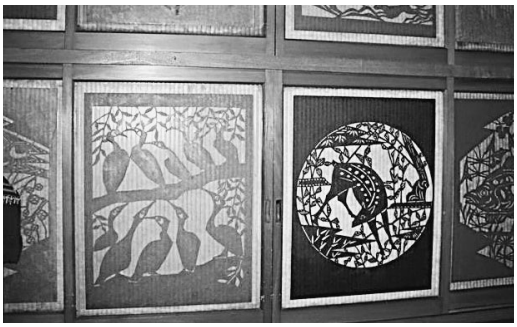

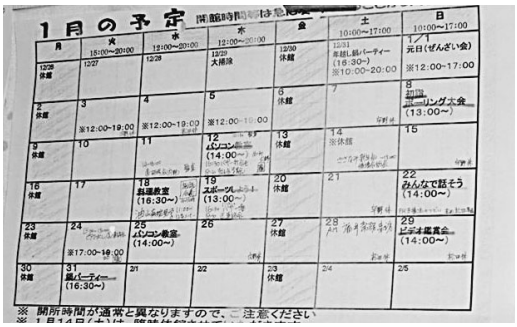

喫茶、ボランティア活動、料理教室など多彩です。「地域交流」として趣味やレクリエーション、勉強会や季節のイベントを通じての仲間づくり、地域との交流もあげています。

地域に根ざした活動に対する職員の意欲

運営経費は目下のところ福岡市が出してくれることになった月額100万円の補助金だけということです。二間の家賃は５万円ですが、広い庭があって、増設を考えているとのことです。

プライバシーを守るために電話での相談は押し入れを利用している現状です。

職員は３人で、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者です。

福岡市では、こうした施設はここが３か所目とのことでしたが、こうした地域に根ざした活動に対する職員の強い意欲をたいへん頼もしく感じました。

地域に支えられた拠点として

さざなみ福祉会の長年の活動が反映しているのでしょうか、地域の協力があるとのことでした。

拠点を提供してくださっている方をはじめ、これこそ、こうした施設の必須条件です。

訪問した日は土曜日でしたが、次々にかかってくる電話に、開設までの関係者の努力が感じられました。

来所者も何人かいましたが、静かな時間の流れがすでに定着しているようでした。平日は作業所帰りの人たちが立ち寄るのだそうです。

誕生した「リプル」がその名のとおり、今は小さくてもやがて広がり育っていく

には、何が必要なのかという問題が提起されています。

特にてんかんのある人たちの自立生活を確立していくうえで、こうした地域拠点が不可欠です。全国津々浦々に創られていくことが必要です。

相談活動や生活支援や地域交流の中で、当事者の社会参加の道が開かれていくにちがいありません。

そのための十分な場所の提供、専門職員の育成と労働条件の保障を急がなければならないと痛感させられます。

さざなみ福祉会の理念は「人間として

社会福祉法人　さざなみ福祉会

地域生活支援センター リプル

施設からのアピール

の尊厳の回復と社会参加の実現・障害者問題を社会全体で考える・気楽に参加し、みんなでつくる・地域の一員として住み良い地域づくりに参加する」です。

この理念を実現する組織としての「リプル」の存在に、障害者が地域で生きていくためのあるべき姿を見る思いがしました。

「障害者自立支援法」の施行とともにこうした施設の拡充が実現していくように、大いに力を合わせていかなければなりません。

（福井典子）

いつでもリプル

「リプル」は、福岡市からの補助事業として昨年１０月に活動を開始しました。地域の一人暮らしの方や、家庭以外の日中の居場所や交流の場として、毎日にぎわっています。

訪れる人は生活の中での悩みや病気の苦しみの体験などを率直に語り合い、支え励ましあう姿も見られます。そんな会話の中からスタッフも逆に教えられ元気をもらったりもしています。

相談では、病気のことや家族や友人との人間関係、将来のことや就職についての悩みや戸惑いなど人さまざま。精神疾患や心の問題に関する悩みが中心ですが、当事者だけでなく家族の切実な声も多く寄せられます。また、病名が判然としないような方の悩み解決の糸口としても気軽に相談していただいています。

「障害者自立支援法」が施行されると、支援センターの事業体系も大きく変わります。「いつでもリプル」そう言ってくださる利用者の方があります。「あってよかった」といつまでも思っていただけるように、今後の事業展開をしていきたいと考えています。

（センター長　松田牧子）

利用者の要求に応え、365日無休でオープン

ふれんず

●**事 業 種 別**　精神障害者地域生活支援センター

●**利用者状況**　事業所定員 …… なし
利用者人数 …… 72名

※連絡先は施設のご意向により掲載を見合わせています。

「ふれんず」は繁華街のオフィスビルの中にあります

長崎県佐世保市の精神障害者地域生活支援センター「ふれんず」は繁華街のアーケード街の裏のオフィスビルの４階にあります。玄関の扉はガラス張りで中は明るく、訪問した時は旅行代理店かなと、もう一度表示板を確認してしまいました。会社に勤めに行くような感じや町に買い物に出たような感じでセンターを利用する雰囲気のところです。

「ふれんず」は365日オープンしています

「ふれんず」は１年中無休で１０時３０分から１９時まで開所しています。

７２名の登録者があり、そのうちてんかんのある人は６名です。

６名のてんかんのある人は、ほぼ毎日センターを利用しているとのことです。長い人で一日４時間ほど利用し、土日、祝日、お正月もセンターを利用しているとのことです。

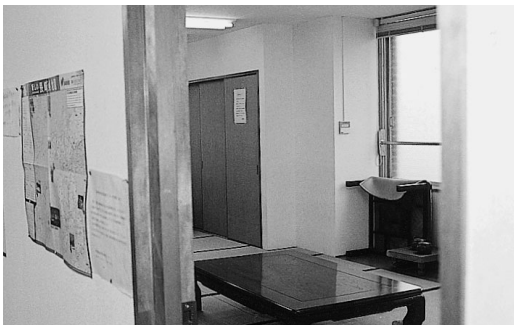

玄関を入るとカウンターの受付があり、奥には広いフロアーがあり、そこにはソファーや卓球台が設置されて利用者がくつろいだり、レクリエーションができる空間となっています。

フロアーの横には畳の部屋があり、体調がわるい人が横になれる場所も確保されています。

訪問した時はちょうど昼食が終わった時間で、利用者の方はソファーに座ったり、テーブルで利用者同士話したりと、くつろいでいました。

●プログラム

曜日ごとにプログラムが設定されています。

・月曜日は自主プログラム
・火曜日は卓球　パソコン講座
・水曜日はお茶会　卓球
・木曜日はウオーキング　卓球
・金曜日は自主プログラム　卓球
・土曜日は夕食会　マージャン　パソコン講座　ビデオ上映会
・日曜日は茶話会　卓球　カラオケ

卓球台はみんなの希望で購入したとのことです。卓球やウオーキングを取り入

れ、スポーツやレクリエーションを積極的に取り組むプログラムとなっています。自主プログラムで自分に合わせた過ごし方やパソコン講座、カラオケやマージャン、茶話会とみんなと過ごす時間があり、メリハリがきいたプログラムになっています。

土曜日の一食３５０円の夕食会はみんなの楽しみになっているようです。

てんかんのある人は

３０代から６０代までの６名のてんかんのある人が利用しています。

●手帳の取得は

３名が精神保健福祉手帳２級、１名が精神保健福祉手帳１級を取得し、うち１名が療育手帳Ｂ２と精神保健福祉手帳２級を取得しています。１名は手帳を取得していません。

●発作の程度は

２名は発作が薬でコントロールされ、４名が年間数回程度の発作となっています。

●薬の管理は

全員自分で服薬の管理をおこなっています。

●医療との関係は

嘱託医、協力医はおいていないとのことです。これまでは発作の重責や、発作によるケガで救急車を呼んだことはなく、職員で発作時の対応をおこなっているとのことです。

●所得は

５名が障害基礎年金２級を受け、１名が無年金で月６万円から１０万円の所得となっています。全員が家族との同居で今は維持しているとのことです。

●相談について

相談は、福祉制度、てんかんの病気、仕事、恋愛や結婚、対人関係の相談があるとのことです。

●就労や他の福祉サービスの利用は

２名が社会適応訓練事業を受けながら就労しているとのことです。１名は自営業手伝いからセンターを利用しているとのことです。また、家族からの自立を希望している人もあり、相談にのっているとのことです。

職員の思いは

相談にこられ、センターでの利用が決まってから診断書を提出してもらっています。ほとんどの人が相談のときに病気の告知をされています。告知されなくて診断書でてんかんがわかっても、てんかんで断ることはありません。

職員としては「てんかんについての研修の機会がなく、てんかんの『いろは』から学習する場がほしい」「精神障害の人は体調の変化がわかりやすく医療機関

との連携で対応がしやすいのですが、てんかんの人は症状がわかりにくく対応がむずかしい」「発作時の対応より対人関係や行動の問題の対応がむずかしい」と感じています。

ふれんずはなくては ならないセンターです

アンケートや訪問を通して、「ふれんず」がてんかんのある人にとってなくてはならない場になっていることがわかります。障害基礎年金と家族から経済的支援を受け、家族と同居している人にとって、唯一の社会との接点になっているから、土日、祝日を問わずほぼ毎日センターを利用しているのでしょう。

利用者の要求に応え、365日無休で生活支援センターを開所している職員さんの熱意に頭が下がります。まだまだ多くのてんかんのある人が在宅になっています。「ふれんず」のような地域生活支援センターが一つでも増えることで在宅の人が社会に参加することができるのではないでしょうか。

（岡本　朗）

ふれんず 施設からのアピール

「心の杖」をめざして

地域生活支援センターふれんずは、佐世保市の委託を受けNPO法人チーム・フォー・バイ・フォー（4×4）が運営を行い、2001年7月に開所いたしました。「4×4」は市の精神保健福祉ボランティア講座の受講者を中心に組織され、現在は正会員、賛助会員、団体会員を合わせて約400人ほどの市民で構成されています。「4×4」の名前の由来は、四輪駆動車が4つのタイヤそれぞれが助け合いながら走るように、私たちもお互い助け合いながら走り続けたいという気持ちと、幸せを呼ぶ四葉のクローバーから名づけました。精神にハンディのある人には、骨折した人にギプスや松葉杖が必要なように、目に見えない「心の杖」が必要です。私たちは自らの心の杖になるとともに、心の杖をさらに増やせるように、精神にハンディのある人もない人も、共にゲームを楽しむゲームラリーを開催したり、啓蒙活動のための講演会を開催したり、多彩な活動を展開しています。地域の中で誰もが自分らしく生活できるような社会をめざして活動していきたいと思っています。

（社会復帰指導員　西村多賀子）

サポートセンターおきたまの入り口から

利用者の「やる気」を引き出す援助をめざして

置賜障害者就業・生活支援センター

（サポートセンターおきたま）

●**事 業 種 別**　障害者就業・生活支援センター
●**住　　所**　〒993-0085 山形県長井市高野町2-3-1　置賜総合支庁西庁舎内
●**電話番号等**　TEL 0238-88-5357　FAX 0238-88-5368
●**利用者状況**　事業所定員 …… なし
利用者人数 …… のべ約395名
てんかんのある人の人数 … 17名

山形県南部置賜地区の拠点として重度から中軽度まで広く利用されているサポートセンターです。「働きたい」「自立したい」を支援する機関として、地道で手堅い活動をしています。

もと行政庁舎を利用した建物の中にあり、地域住民のアクセスも考慮され訪問しやすいところが、利用者の拡大につながっているようです。

本人の障害特性を理解して受け入れてくれる職場の開拓がむずかしいといいます。めげてしまったり、やる気をそがれたりするタイプの方々には、個別的対応でサポートします。

時には、「集団支援」や「勉強会」の場にもなり、「たまり場」的機能も十分です。

こういう活動から、さまざまに支援の輪がひろがることも少なくないのです。

異性の友人がほしくて出会い系サイトにアクセス。知的障害者施設の紹介では不満があったり、同世代の友人の交流の場がないとか、緊急テーマも課題になります。

また、重度の方のホームヘルパーの派遣依頼を「なにかあると困る」と引き受けてくれない。「どーしたらいいの？」なんてことも、個別相談の中からうかがうことです。

（小笠原眞佐子）

そっか、
それは大変
だったねぇ
こんなに
話をきいてくれ
るんだなぁ
面談中
個別面談はこちらで

保護者や教師で集う「学習会の場」にも変身

サポートセンターおきたま

施設からのアピール

あなたの生き方を応援し隊

私たちは、置賜圏域３市５町に暮らす障害がある方の「働きたい」「自立したい」を実現するために、障害者ケアマネジメントの考え方を基本に地域

の関係機関や事業所につなぐ支援を行っています。また、就業から日常生活全般まで、個別の障害に伴う問題や課題を共に考え、共に動くことで利用者自身の「やる気」を引き出すようにと心がけています。

ともすればてんかん発作や障害を本人や家族が開示できずに、オーバーワークや病状悪化に至りがちです。たとえ発作性の障害があっても安心して就労できるように、私たちスタッフは事業所や医療機関との連携を密にし、本人の障害理解や受容が図られるように支援を重ねています。

地域で暮らすとき、本人のみならず家族にとっても、気軽に相談に立ち寄れる場は必要です。私たちはどのような障害があっても、どこで暮らしていても、お一人おひとりが自分の人生を輝いて生きていけるように、これからも「あなたの生き方を応援し隊」であり続けます

（就業生活支援ワーカー　鈴木ひとみ）

障害の枠を越えた 誰でも利用できるスペース

あかり広場

●**事業種別**　小規模多機能型無認可施設（地域活動交流広場・小規模作業所・障害者団体活動）
●**住　　所**　〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉 2-2-8
●**電話番号等**　TEL 0859-35-0505　FAX 0859-35-0505
●**利用者状況**　事業所定員 …… 10名
利用者人数 …… 21名
てんかんのある人の人数 …… 6名

あかり広場の一歩は てんかん協会全国大会鳥取

社団法人日本てんかん協会全国大会を1996年11月、鳥取で開催しました。その大会を境に当事者グループが発足。地域の中での活動スペース“サトコさんちのやさしい部屋”が誕生しました。

それからの一歩

地域の中の活動スペースは地域交流を進める一歩につながっていきます。てんかん協会援助シリーズのビデオテキスト『100万人の仲間』（2000年11月発行）にも登場しました。ますます元気な仲間はさらに「地域を拓く」存在として輝きます。

あかり広場はフリースペース

「あかり広場」は誰でも利用できます。障害の枠を越え、立場の枠を越え、在宅、施設利用グループホーム、就労、他の作業所利用者、高齢者というようにさまざまな立場の人たちが行きかい人間模様を紡ぎながらエンパワメントしています。

もうひとつの家族・あかり

自分が必要な時に自由に利用できるプライベートな居場所があれば生きる喜びを重ねることができるかもしれない。そこから新しい生への芽吹きが生まれたとしたら、どんなに幸せでしょう。「二十歳をすぎたら一人の大人として生きよう」このスペースは君の可能性を育むもう一つの家族なんだよ！　自己実現の旅立ちの家として……。

あかりはこんな思いで 仲間の応援をしています

あかり広場は知的、精神、身体に障害のある仲間が障害の壁を越え支えあっています。支援者、利用者の隔たりも少なく、みんながスタッフとして関わっています。

Aスタッフ　当事者でリーダー的存在
有償

Bスタッフ　当事者の利用スタッフ　工賃
Cスタッフ　健常者の有償
Dスタッフ　あかりに関わるすべての人　無償

朝夕のミーティング、出勤簿、イベント担当など、当事者が率先して行います。決して支援者が突出することなく対話しながら進めています。

問題も必ず話し合い、結論を共通理解する努力をしています。だから、普通の作業所とは違い、のんびりした雰囲気かもしれません。彼らのペースはこれでいいと思っています。

地域のボランティアグループとの関わり

あかり広場をやさしく包むのは絶えることなく続いている地域のさまざまなボランティアのみなさんです。まずは、「折り紙」のグループのみなさん。ひとつの作品をみんなで完成し、年末には米子空港で作品展示をします。そして今年度は、鳥取県の大手お菓子メーカーの絵はがきとして採用され全国に発信しています。

読み聞かせグループ「へなそうる」

月に1回、必ず歌をうたったり、絵本、紙芝居で楽しい時間をすごします。

料理教室は「ひまわり」の会

ヘルシーでおいしい簡単料理を一緒に作り、みんなで昼食を共にします。とてもなごやかで、楽しい時間を共にします。

みんなの夢だった「あかり工房」の開設

2005年12月師走のあわただしい中、働く仲間をちょっと“ぴりっと”とさせるcafe＆ギャラリーがオープンしました。永年の一つの夢が実現しました。パン屋さんが夢だった一人の青年を中心に、米子市の中心街に開設しました。直接、社会の風とぶつかる場所として、就労の場所として、かっこいい制服で少し気

取って本当においしいパンが食べられる、ちょっとしゃれたお店です。仲間にとっては社会化を育てる道場として次の新たな夢に向かっています。開店数か月ですが、仲間は多くの経験を積み、すばらしい日々をすごしています。てんかんとか障害を忘れての奮闘ぶりにたくましさを感じます。

（地域活動交流広場施設長　谷野静子）

あかり広場

施設からのアピール

あかり広場の底力

あかり広場は、社団法人日本てんかん協会の活動を原点に、障害者の社会参加と自立を進めようと拡がり、てんかんのみならず、障害の枠を越え、社会的弱者、あるいは住みやすい町づくりをめざす地域住民と共に活動を展開しています。

支部設立当時、山陰におけるてんかんのある人の現状はきびしく、いわれのない偏見と差別、孤独に苦しんでいました。

活動の中心となるのは知的障害の仲間とその応援団です。仲間が自ら耕し築いてきた「かたち」です。「てんかん」というダイレクトな切り口ではありませんが、「あかり広場」というタッチで「障害」というバリアーがいつの間にか融け、相互に理解を深めることを大切にしています。

あかりはフリースペースです。必要とする人が自ら参加し創造していく、その中でそれぞれエンパワメントできればいい。私たちはてんかんを含め多くの障害や福祉が一般社会の中で議論され、理解されたらいいなという気持ちで進めています。

（あかり広場代表　渡部恵子）

施設に暮らしを築く
営みの発展

社会福祉法人　青い鳥福祉会

あかつき園

●**事 業 種 別**　知的障害者授産施設
●**住　　所**　〒355-0008 埼玉県東松山市大字大谷5360番地
●**電話番号等**　TEL 0493-36-1108　FAX 0493-36-1121
●**利用者状況**　事業所定員 …… 85名
利用者人数 …… 87名（離職者枠2名を含む）
てんかんのある人の人数 … 19名（疑いも含む）

嵐山四季の家

●**事 業 種 別**　知的障害者入所更生施設
●**住　　所**　〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形1340-3
●**電話番号等**　TEL 0493-63-0151　FAX 0493-63-0141
●**利用者状況**　事業所定員 …… 50名
利用者人数 …… 50名
てんかんのある人の人数 … 27名

地域生活支援センター「もやい」ホーム部

●**事 業 種 別**　グループホーム（6か所）／生活ホーム（1か所）県単事業
●**住　　所**　〒355-0015 埼玉県東松山市本町2-6-2
●**電話番号等**　TEL・FAX 0493-25-1722
●**利用者状況**　事業所定員 …… 34名
利用者人数 …… 35名
てんかんのある人の人数 …… 5名

青い鳥福祉会の３つの施設を訪問させていただきました。最初の訪問先であるあかつき園に近づいた瞬間から、作業をされている仲間のみなさんの温かい視線を感じました。不思議な穏やかさを感じました。

今回施設を紹介してくださった太田さんはこの施設並びに福祉会の創立期から長く関わられてきた方で、実にさまざまなお話をお聞きすることができました。ご存じの方も多いと思いますが、この施設は埼玉県ばかりでなく全国的にもよく知られたモデル的・先駆的な取り組みが数多くなされ、さまざまな形で報告が出されています。詳細はそれらの資料を見てください（小野隆二他、『雨上がりの空に』１９９８年、群青社、青い鳥福祉会の実践、仲間たちのありのままの姿がつづられている）。

笑顔の写真

応接室を出ると廊下にたくさんの写真が掲げられています。仲間たちの笑顔の写真です。実にすばらしい笑顔です。この写真を見た時にこの施設のすべてがここに凝縮されているように感じました。実に温かさに満ち溢れた笑顔なのです。こんな笑顔を私たちは一生に何回見せることができるだろうかと思いました。撮る方、撮られる方の気持ちがシャッターを切る瞬間に一つにならなければ、こんなにすばらしい笑顔を記録に残せないだろうと思います。

先ほど園に近づいた時に感じた温かさ、穏やかさはきっとこの笑顔の出迎えであったのでしょう。毎日自分と仲間のこの笑顔を見て生活するということは、本当にすばらしいことだと思います。生活の場では喜怒哀楽さまざまな状況の時間が流れていると思います。でも、どんな状況にあってもこの笑顔に戻れることがわかっていれば希望がわき、その状況を乗り越えていくエネルギーがわいてくると思います。仲間たちだけでなく職員の方もきっとこの笑顔を土台として仕事をされているのでしょう。

ばらばらの椅子

食堂を見学させていただきました。テーブルは木製で実に頑丈に作られています。特別に北海道から取り寄せたそうです。相当年月はたっていますが木の温かさを感じます。しかしそれとは不釣合いのバラバラな椅子が置かれています。おそらく最初の椅子は半分以下になっているようです。さまざまな仲間の状況があり、椅子を投げて壊してしまうことも決して少なくないことを感じさせます。

生活を共にすることは仲間同士、職員の方もそのようなことをすべて含めて共に日々の営みを送っているのだと再認識させられます。

自由度の高いお風呂

てんかんのある人が重大事故に遭う場所の一つが風呂場だと思います。入浴中の発作は施設に限らず家庭でも安全上関心の高いものです。しかし安全に重点を置くと、監視された入浴となり、一日の疲れを洗い流し、ゆったりとした快適な入浴にはならない矛盾をもっています。あかつき園では夕食前後に入浴時間を設け、自由度をもたせています。入りたい時に入る。おなかのすいている時はまず食事かもしれませんし、汗をかいている時はまずお風呂に入ってからかもしれません。職員の方への負荷は多いかもしれませんが仲間にとってはありがたいことだと思います。「仲間たちが主人公」「暮らしに楽しみとくつろぎを」との考え方をもとに入浴の課題を掲げて検討してきた成果がここに実践されているようです。

清潔な居室

失礼とは知りつつ居室も見学させていただきました。3人が共同生活をされています。それぞれの荷物は意外に少ないものでした。部屋のスペースとの関係もあるのかもしれません。しかし大変清潔に片付いています。仲間を思いやる気持ちが育たなければこのような片付けをすることはむずかしいだろうと思います。

グループホーム「もやい」などの見学

青い鳥福祉会の関連施設2つも同時に見学させていただきました。共通することは職員の方々の真剣な取り組みと、仲

間たちの笑顔です。「もやい」では夕方仲間たちが仕事から帰ってくる時の時間に訪問しました。くわしくは施設からのアピールにゆずりますが、みんなが事務所に「ただいま」と声をかけて帰ってきます。いつもは事務所にまで入ってきて雑談していくこともあるそうです。実に楽しそうでした。生きいきとしていました。

（奥田幸平）

社会福祉法人 青い鳥福祉会

あかつき園 嵐山四季の家 もやい

施設からのアピール

安心・安全に仕事を続け、暮らしをつくるために

2002年より、ホームで暮らすメンバー6名と地域に住むメンバー1名計7名が、桶川にあるさいたまコープの職場で働いています。7名のうち2名がてんかんがあり、通勤は法人の職員が、職場指導・管理を含めたジョブコーチとして10人乗りワゴン車で送迎しています。

仕事は、各家庭に食材を宅配する時に使う保温用シッパーの清掃・袋かけ業務が中心です。一日に3回はきちんと休みをとりますが、8時すぎにホームを出て、6時前に帰宅するまで、一日ずっと立ち通しの作業は、発作がないメンバーや職員にも体力的にかなり厳しいものです。ホームでは職場との連絡ノートなどで情報交換をし、定期通院において医療機関にもようすを伝えるようにしたり、一日の仕事が終わった後や休日に雑談を交えながら体調がどうなのかようすを見ています。ホームが所属する地域支援センター「もやい」にはスタッフに看護師が配置されていて、通院にはホーム職員だけでなく必要に応じて看護師の同行も要請するなど連携をとっています。

保険や年休などすべてがきちんと整った職場は、定期的な受診や休養が大切なメンバーにとって何よりも安心できる環境といえます。また、ジョブコーチの同行による日々の体調や服薬のチェックなどの見守りの支援は、安全で安定した勤務を継続できる絶対条件といえます。

てんかんのある人も元気に生活し、働くことができるよう支援を行っていくことが、ホーム職員の仕事だと感じています。（ホーム支援員　佐藤敦子）

どんなに障害が重くても生きいきと安心して暮らしたい

社会福祉法人 福岡ひかり福祉会

かしはらホーム

●事 業 種 別　知的障害者入所更生施設
●住　　所　〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原４丁目25-26
●電話番号等　TEL 092-567-7766　FAX 092-567-7766
●利用者状況　事業所定員 …… 50名
利用者人数 …… 50名
てんかんのある人の人数 … 18名

木のぬくもりにあふれた“家”です

福岡市の繁華街“天神”や“中洲”から約15分、開通間もないきれいな地下鉄に揺られ、最寄りの福大前駅から車で約10分。雄大な自然にかこまれたところに、知的障害者入所更生施設「かしはらホーム」があります。なんとお隣は、あの「まず〜い！もう一杯」のCMでおなじみの青汁工場です。

1800坪の広大な土地に、障害が重い人であっても、年をとっても暮らせるようにと、バリアフリーや安全対策を施した施設です。

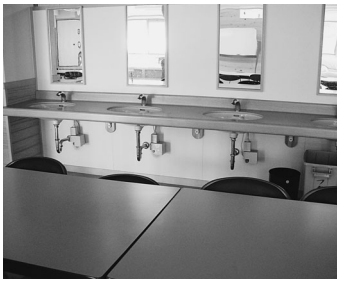

このホームは、場所（土地）探しから何から何まで、「ひかりと共に生活施設を作る会」が主体となって建てられた生活施設です。

入所施設では珍しい木をふんだんに使ったつくりからみても、この建物には、行き届いた配慮がいたるところに見られました。

設計も専門家にまかせっきりにしてしまうのでなく、どんなつくりが使いやすいのかなどを、今までの経験をフル活用して自分たちで深夜まで図面を引き、建築士さんと相談しては修正、また考えては相談するこんな作業が何度も繰り返されたそうです。お風呂にいたっては、その深さまで……「設計の時に、スーパー銭湯に行って、タオルで浴槽の深さを図ったりしたんですよ、タオル1枚と半分とか……メジャーを持って入ると怒られるから（笑）」今では笑って話せるこんな話も、当時は真剣そのものだったでしょう。

鏡もステンレス、窓も飛散防止フィルムが貼られるなど、本当に心配りの行き届いた建物になっています。

出張歯医者さん

誰でもあまり好きではないのが、歯医者ですよね。（歯医者さんごめんなさい。）

特に多動があったり、自閉傾向があったりすると、歯医者へ連れて行く苦労は計り知れないものがあります。そこで、歯科診療室も併設してしまいました。

同じ歯医者さんに行くのではなく、同じ歯医者さんが来てくれるのです。開放的な歯科診療スペースは、あまり広くな

いものの安心して歯科治療を受けられる空間が設けられています。

雨の日は、合羽と傘が必需品

「本来は『生活する場』と『働く場』は道一本でもいいから公道に出て通うのが理想」と主任の岡本朗さんはおっしゃっていましたが、当時の施設体系でむずかしく、でも少しでも理想に近づけようと、この施設では仲間が住む「居住棟」、その暮らしを支える「生活センター（管理棟）」、働く場の「作業棟・デイサービスセンター」にわかれています。

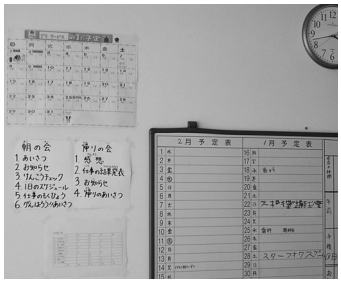

仲間は、毎日靴をはいて、居住棟玄関を出て20メートルほど離れた作業棟に出勤します。生活の場と仕事場をしっかり分けるという意味からです。もちろん、職員も居住棟と作業棟では別で、よっぽどのことがない限り「かけもち」はしません。

1千円……それが現状

ここでの作業は、きょうされんのふきん班、クッキー班、豆雑穀袋づめ班、洗濯ばさみ班など、それぞれの能力に応じてわかれています。

しかしながら、作業の工賃は、その作業量にかかわらず一律1千円／月、ボーナス5～6千円としているそうです。

「本当は能力給にしないといけないのだろうけど」という職員の葛藤も聞こえ、また、入所し作業をしている仲間の中には「僕はこんなに働いてどうして1千円しかもらえないの？」と親御さんに話す方もいるそうです。これはこのホームだけの問題ではなく、福祉現場全体の問題です。これからの解決策を講じるためには、さまざまな分野での組織的な働きかけが必要になることを再認識させられました。

親ごころ

管理棟2階には、親の会の出資で作られた、居住スペースがあります。ホームでは、ほとんどの人が週末は自宅に帰り、日曜の夜や月曜の朝に戻るという暮らしになっています。しかし、仲間の年齢が上がれば、その分、親も年をとります。

週末、家に帰るのが大変になった時や、遠方にいるきょうだいが来たときなど、そこで一緒にすごせるようにと作られたスペースがあり、親の会のミーティングにも使います。ただ、当初の予測とは裏腹に利用頻度はあまり高くないようです。

連れて帰れるうちは自宅に……という親ごころのあらわれかもしれません。はためにはとても行き届いたホームでも、実際に子どもを預けている親の立場からは、いろいろな意見もあるようです。「今はいいけれど、木が多いと傷むのが早いのでは？」「一人ひとりの居室がもっと広く、天井がもう少し高ければ……」など、立場によって意見も違ってくるということを実感しました。

しかし、この矛盾を解決するための、現場からの声を聞くことができる施設でした。この声をもっと多くの方に聞いていただき、よく話し合って解決へと導きたいものです。

「障害者自立支援法」の施行を、この施設の発展を保障するものにしていかなければと痛感させられました。

（富田明子）

社会福祉法人 福岡ひかり福祉会

かしはらホーム

施設からのアピール

障害が重くても大丈夫！

1977年に、どんなに障害があっても地域の中で働いていける場をめざして、「ひかり共同作業所」（無認可）が障害のある仲間自身の手でつくられました。1992年には社会福祉法人化を実現し、現在では知的障害者の通所授産施設3か所（うち2か所は分場施設）、小規模作業所1か所、グループホーム3か所に90名近くの障害のある仲間たちが働き暮らしています。1994年には、てんかんのある仲間の作業所「あかり作業所」を開所しました（1997年分場施設として法人化）。

障害のある仲間のほとんどが親に頼った生活を送っています。親に何かあれば家庭生活は破綻します。生活支援や生活全体の援助が強く求められます。「障害がどんなに重くても、生きいきと安心して暮らしたい」の願いのもと、知的障害者入所更生施設を2003年に開所し、てんかんのある仲間にとって「発作があっても安心して暮らせる場を」の願いから、親、職員も建設の準備会から参加し施設づくりをおこないました。「ひとりひとりがその人らしく」「暮らす仲間が主人公」「地域の中に根を張った生活」を実践の中から築いていきます。（総括主任　岡本　朗）

てんかんの専門施設として発展

ハンス・バーガー協会（ベーテル病院内）

●**事業種別**　グループホーム

●**住　　所**　〒989-2455 宮城県岩沼市北長谷字畑向山南27-4　ベーテル病院内

●**電話番号等**　TEL 0223-24-1211　FAX 0223-24-2265

●**利用者状況**　事業所定員 …… 16名
利用者人数 …… 15名
てんかんのある人の人数 … 15名

日本で唯一の民間てんかんの専門病院から

1992年開設された日本で唯一の民間てんかんの専門病院。なんとしても治したいと希望する人が訪れ、受診患者数は2000名。1000名以上の人が常時フォローされているそうです。てんかん専門病棟（41床）は常に満床の元気な施設。専門診療は包括治療プログラムを掲げ確定診断、計画的薬物治療のほかに、課題ごとの社会復帰訓練、グループホームや作業所も用意されています。

コンクリート打ちっぱなしのおしゃれな玄関にたくさんのお花があふれていました。よく見ていたら、患者さんや職員の手によるアレンジで、とても気持ちのいい安らぐ空間が広がっていました。

グループホーム（女子）

普通の民家で、新築間もないお宅を借りることができたといいます。お家の空間もさることながら、普通の家並みが続く普通の住宅地の中に、普通に生活することを体現する生活。ダイニングにある薬の確認タペストリーだけが「薬を必要とする人」を髣髴（ほうふつ）とさせるところです。

グループホーム（男子）

作業所の奥に男子の居住空間が広がります。その奥には畑が広がり、ちょうど葉牡丹の苗がたくさん植えられていました。

商店街の続く町並みに普通のお店のように顔を連ねている「作業所」の佇まいもグループホームの「生活」を映すようです。作業所の前に並べてある葉牡丹の鉢植えに気がついて、通りがかりの「おじさん」が値段を聞いてましたよ。「いくらですか〜」

グループホームに入所した人には、家族とのかかわりによく気をつかわれるそうです。入所したことで家族と疎遠にならないように、介入のし過ぎで自立を妨げないように。「生活」は「家族」とのかかわり、「仲間」とのかかわりを考えさせられるそうです。

階下は日本間の続き間。2階は洋間の個室で、それぞれにトイレがついています。入浴だけは発作に注意して、その方法を工夫されているそうですよ。

少しの支援で

各グループホームには通常夕方4時から朝8時までの間、世話人さんがいます。利用者のみなさんは基本的には生活の管理をほぼ自分でできる人たち、自立できている人たちがほとんどだそうです。一般就労されている人もいれば、作業所に通っている人もいます。てんかんのある利用者についても、夜などに発作がなけ

れば特に支障なく生活されており、特別な支援内容があるというわけではありません。

支援については、一般就労の人は日中仕事をしていますから、夜帰宅してからのかかわりが主となっているようです。ですから特別な手助けを必要とする人は少ないかもしれません。逆に一般就労していない人、作業所などで働いている人などは、日中を含めた支援が必要となってくるようです。その人の疾病だけではなく、歯医者へ行くときに付いていったり、なにかの手続きの際には一緒に検討したりもしているということです。

お忙しい中取材にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

（小笠原眞佐子）

ハンス・バーガー協会

施設からのアピール

市町村との連絡窓口となって

「自立しつつあっても一般就労はしていないという方々と過ごす時間や支援の必要性は、生活支援を必要としている方々の中でも実は一番大きいというのが、現場の実状かもしれません」と、今回ご協力くださった事務局の森さんがおっしゃっていました。

ハンス・バーガー協会の事務局にいらっしゃる森さんは、各グループホームの事務的な手続きなどをおこなっていらっしゃいます。いまは障害者自立支援法に伴って市区町村との連絡窓口となり、利用者の方や親御さんへ書類の書き方や情報を伝えつつ、さまざまな書類の作成や管理などで大忙しということです。

（聞きとりでのお話から）

家族会が設立したデイサービス事業の拠点

サポートセンター　翠（みどり）の家

●**事業種別**　特定非営利活動法人（知的障害者デイサービス・児童デイサービス）
●**住　　所**　〒962-0812 福島県須賀川市浜尾字鹿島21－1
●**電話番号等**　TEL・FAX 0248-72-5721
●**利用者状況**　事業所定員 …… 20名（者：15名、児：5名）
利用者人数 …… 9名
てんかんのある人の人数 …… 7名

きっかけは……「地域にいたい！」

「翠の家」は親御さんが中心となり、2005年4月、ついに新築の平屋をドンと構えて開所しました。ピカピカの建物の中は、木をふんだんに使った室内をはじめ、トイレや浴室なども陽当たりの良い広々とした造りとなっています。

養護学校の卒業をひかえたとき、重度の子をもつ親御さんたちの中には卒業後の進路について考えるものがありました。選択肢としてあるのは、県でも大きな病院の中にある重心患者のための病棟へ入院すること。重複の障害がある、歩くことが困難、気管切開をしているなど、子どもたちの病状からみても、入院しないとすれば送迎が必須の生活となります。

「入院はできるだけしたくない。でも行ける作業所も見つからない……やっぱり地域にいたい！」親御さんたちが感じていた共通の思いが結集し、99年、翠の家家族会を設立、活動が始まったのです。

発作への対応――狭いなり、広いなりのアイディアいろいろ

「翠の家」は家族会設立後、まず借家を借りてデイケア・タイムケア事業を始めました。利用者の中には、いつもてんかんのある人がいたということで、借家時代の小さな家の時には、狭いなりのさまざまな工夫がされていたということです。

例えば「発作があるかもしれない人は作業部屋の奥、窓際の席には座らないようにする」。廊下側の席に座っていれば、いざという時すぐに運びだせます。

新築へ移動してからもいろいろな工夫がされています。その一つが「キャスター付き椅子」です。以前使用していた折りたたみ椅子では椅子ごと倒れてしまうことが多々あったそうですが、いま使用しているのは食堂用や学校用です。これに一見危険かと思えるキャスターをつけました。肘かけのないコロコロと移動できる椅子はいろいろな場面で活用できます。発作があってギューッと体がのびているときなどは車椅子よりも体を乗せやすく、乗せたまま広い施設内の移動もできる、という優れものだそうです。

今の新築では、セメントの上に床暖房を敷いただけの硬い床に、頭をゴチンとすることだけには、十分気をつけていると、お話をうかがった吉田さんがおっしゃっていました。

多彩な活動・成長を目のあたりに

翠の家では日々さまざまな活動が行われています。

●お楽しみ行事……旅行、映画鑑賞、カラオケ、誕生会（レストランで食事）、など

特にプールや絵画などのクラブ活動では、継続しておこなうことによって身体機能や能力の向上を、目のあたりにされているそうです。例えばプールなら、最初は水を手でパチャパチャする程度だったのに、だんだんと足をのばして遊べるようになり、そのうち水に顔をつけられるようにまでなられたそうです。絵画や習字などでも、ボランティアの先生のお手本を見ながらかくのが基本ですが、背景を描き加えるなど、段々と作品にも幅が出てきて、その時間を自分流に楽しむことができるようになったそうです。

●クラブ活動……習字（月１回）、絵画（月１回）、音楽（月１回）、水泳（月２回・場所：鏡石町民プール“すいすい”）

●その他……奉仕活動：リサイクル活動・オムツたたみ（福島病院）・ゴミ拾いなど、調理実習：月１～２回、作業訓練：随時、軽スポーツ・レクリエーション・体育遊び：毎週木曜日（東公民館）、散歩：近くの公園ほか近隣町村の公園への小遠足あり、手・工芸：小物作り、身体障害を伴う方へのマッサージ：手先の訓練・体のばしなど

毎日の活動を楽しみにしてやってくる利用者の顔が目に浮かぶようです。

こういったさまざまな活動をおこなうにはそれなりの体制も必要になってくると思いますが、医療の面についてうかがうと、「翠の家」では町医者と連携をされていました。緊急時や健康診断、予防接種の際などは決まった町医者にお願いしていて、いざというときの体制も整えられています。ほかにデイサービスのサポート内容として入浴や食事、介護、社会適応訓練なども行われています。開所当時は親御さんが一緒になって活動したり、内職もして支えられたそうです。現在は安定してきて、職員だけで対応できるような体制となりました。

外へ社会へ、もっともっと出ていこう

「“ デイサービス ” って本当は部屋の中で何かをするというのが基本なのよね。でもそれじゃ、社会と離れたきりになってしまう。もっと外へ出なくちゃ。」

多彩な活動で、積極的に外へ出かけている翠の家の活動の背景には、この強い信念があったのです。

「学校を卒業したあとは、社会参加したくても親だけでどこかへ連れて行くのは、

サポートセンター 翠の家

施設からのアピール

やはりむずかしい。本来なら友だち同士でカラオケへ行ったり、いろいろな体験ができるはず。だから、なるべく公共の施設を利用したり、道ばたでは近所の人とちょっとしたあいさつを交わしたり、スロープでは近くの人に手助けしてもらったりする。そうすれば周りの人もこちらに気づき『あの子たちも楽しんでるんだ』と理解してくれるのではないかと思うのです」と吉田さん。

「翠の家」は “ みんなの協力でひとつずつ夢がかなって実現した ” 大切なお家なのです。

（吉成真基子）

社会の一員として

翠の家は須賀川養護学校（病弱）の重複クラスの父母が中心となり、重い障害のわが子の学校卒業後の進路を考えた時、他の兄弟と共に親元で、地域の一員として育てたい！を共通の理念として設立しました。

いつどうなるか分からない障害の重い子が学校のようにいろいろ経験し一日一日が楽しく過ごせるようにカリキュラムを組み支援をしています。社会の一員として暮らすためには私たちへの理解を促すために、近所の散歩から始まり地域の公の場を借りて体育遊び、プール、季節折々の公園への散歩（花見など）をし、また、誕生会にはレストラン、ボウリング、映画、カラオケ、ショッピング……とデイサービス事業ですが出かけることがたくさんあります。

昨年４月翠の家を新築。その際多くの市民のみなさんにお世話になりましたので、学生ボランティアの受け入れや祭りのお誘い、そして近所のゴミ拾いや国立療養所のオムツたたみのボランティアも毎月しています。障害があるから「してもらう」のが当り前ではなく、お互いさまで、自分たちができることはする。日々、社会との接点を考えています。　（所長　吉田寿美）

北越ブロックが誇る“あかりハウス”を堪能してください！

心身障害者共同作業所　あかりハウス

●**事業種別**　小規模作業所

●**住　　所**　〒930-0881 富山県富山市安養坊680

●**電話番号等**　TEL・FAX 076-441-5005

●**利用者状況**　事業所定員 …… あかりハウス12名、第二あかりハウス7名
利用者人数 …… あかりハウス12名、第二あかりハウス5名
てんかんのある人の人数 …… 全部で12名

富山県支部事務局長もされたことがある、あかりハウス所長の田中ひさ子さんと初めて出会ったのは、1986年、福井県支部ができたころです。

北陸三県と言いまして、気候も似ていて真ん中の金沢市（石川県）であれば福井、富山から1時間で行けることから、富山県、石川県、福井県は、昔からよく集まってはそれぞれの悩みを話し合ったり懇親会で盛り上がったりしていました。これは、私たちのような当事者活動のみならず、民間企業でも役所でもほぼ同様だと思います。

立されたものです。

あかりハウスの大きな特徴は、“喫茶店”。あかり第一作業所でできたクッキーやロールケーキをおいしい紅茶やコーヒーと一緒にお出ししたり、憩いの場としてみんなで過ごしたり、癒しスペースとしての試みは、時々マスコミの取材も受けているようです。

てんかんのある人たちの社会生活の第一歩

小規模作業所の補助金額は必ずしも高

地域の癒しのスペースとしての“喫茶店”

“てんかんのある人々のための小規模作業所・富山あかりハウス”は、何とか一般企業へ、という支援実践を北陸三県で話し合いながら続けてきたことの方向性のひとつとして、富山県支部を支えてくれている、医療、福祉、教育の専門家の方々が一致団結し、「発作があっても働きたい」をメッセージとして設立された福岡県の“あかり作業所”に学びつつ設

いとはいえず、職員の雇用も容易なことでないのは日本の多くの県と同様でしょう。そのような中ですが、設立まで、設立時、設立後、工夫を続けているみなさまのお顔が見えるような、厨房と喫茶スペースです。筆者も約3年間、ワークトレーニングで喫茶コーナーを担当したことがありますが、①お客さまと直接接すること、「ごちそうさまでした」というお礼の言葉と笑顔をいただくことにより、自然にあいさつができるようになる、という効果、②身だしなみや清潔に気をつけるようになる、という効果、③清掃、

接客、会計などの作業をチームで行うことにより、他者に配慮した作業ペースが積み上がる、という効果がありました。

あかりハウスは「トレーニングスペース」という位置づけのみではないでしょうから、役割は変わってくると思いますが、発作への恐怖から数年間、十数年間、自宅にひきこもり気味であった“てんかん”の方々が社会生活の第一歩として、“家族以外の人と話す”ことで、社会性の育ちを培うためにも良いスペースであろうと思います。

また、2004年7月に行われた北越ブロック大会（てんかん協会では北陸三県＋新潟県の4県を1つのブロックとしています）で、利用者の方々、職員の方々、総勢10名以上とお会いしましたが、見るからに結束が良く、利用者の方々がゆったりとした笑顔で過ごしていたことを思い出します。

大好評です！

筆者の友人が、富山県には数名いるのですが、その友人たちの声と、田中ひさ子所長のコメントを総合して、北越ブロックが誇る“あかりハウス”を堪能してください。

友人A「さて、あかりハウスですが、初夏のころに息子と行ったでしょうか。とてもきれいで好印象であったことを覚えています。大きな厨房、こぎれいな喫茶コーナーが印象的でした」

友人B「さて、あかりハウスですが、以前は手作業で作っておられたクッキーやロールケーキも今は機械を入れてさらにバージョンアップ！　質もおいしさもUPしたという、風の便りを聞いております」

友人Ｃ「富山の社会福祉施設や精神障害者の社会復帰施設の傾向として、単体完結型の施設が多いような気がします。あれだけの厨房や喫茶コーナーがあるのだから、今後は就労移行支援型の施設に生まれ変わり、就労移行のための訓練や支援をどんどんやってほしいと期待します」

（青　智夫）

心身障害者共同作業所 あかりハウス

施設からのアピール

医療を支える

てんかんと知的障害を併せもつ重度重複の人たち、作業が十分できない人たち、大勢の中では適応のむずかしい人たちが安心して通える居場所を作って行きたいと活動を始めました。現在、19歳～60歳までの18名が火曜日から土曜日までの週5日通所しています。

18名のうち、12名がてんかんを有し、内2名はコントロールされ、10名は服薬しています。

発作に対する配慮として、

①朝礼時の健康観察（家庭からの連絡ノート確認、服薬の徹底と確認、検温等）

②体調不良の時は無理をせず、身体を休める（施設）

③ダイアップ（発作時の座薬）使用の判断は個別に

④予防的な面（手洗い、うがい、汗の始末、季節に応じた衣服の調節）

⑤環境面（部屋の温度調節、換気、水分補給等）

毎日の生活では、発作に対して神経質にならず、細心の注意をした上で元気に活動しています。

何よりも、「あかりハウスを育てる会」会員たちがドクターであることが、全国でも数少ない施設であると自負しています。

（所長　田中ひさ子）

作業所から
グループホームを展望して

かもめ福祉工房

●**事 業 種 別**　障害者地域作業所
●**住　　所**　〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台 1-9-10
●**電話番号等**　TEL・FAX 045-945-2908
●**利用者状況**　事業所定員 …… 20名
利用者人数 …… 19名
てんかんのある人の人数 …… 8名

かもめ福祉工房を訪れて

かもめ福祉工房は１９８１年にてんかんのある人たちの親たちの活動により開所されたそうです。

利用者の半数近くの方がてんかんのある人とのことです。

現在は、横浜市独自のシステムである運営委員会方式の地域作業所として活動されています。

今回は運営委員長の野田さんと、所長の斉藤さんにお話をうかがいました。

横浜市の港北ニュータウンに位置する、横浜市営地下鉄仲町台駅前のマンションの一画という非常に利便性が高く、まだ町並みも新しく、その地域性からかとてもおしゃれな雰囲気を感じました。そのためか地域作業所というイメージがなく、利用者の方もその町に一市民として違和感なく溶け込んでいるようでした。

作業風景に圧倒されて

作業所での仕事内容は、外注作業と自主製品の製作販売を行われているそうです。見学をさせていただいた時にはインスタントコーヒーのセット作業が急ぎの仕事で入っていたらしくみなさん黙々と仕事をこなされていました。

また、自主製品では布製のリバーシブルバッグを縫製されていて、利用者の方がこちらも黙々とミシンを使ってまさに職人技と思える手さばきで作業に集中されていました。こちらで縫製されているものは地域のバザーなどにも出品されていてとても好評とのことです！

あまりのみなさんの集中力の高さに、また、次々に入荷される仕事を目の当たりにして、こんなお忙しい時にお邪魔して申し訳ないと、ついつい写真を撮らせていただくタイミングがつかめなかったほどです。かといって「仕事、仕事」といった殺伐とした雰囲気もなく、とても

ホッとした環境でありながら、みなさんの仕事に対する真剣な姿勢に非常に感服いたしました。

その他に、地域の商業振興会の活動の一環として駅前の清掃や、花壇の手入れなどをとおして地域の方々と良好な関係を築いておられるそうです。また、そのことが利用者の方にとって、いい気分転換になっているそうです。

また、週１回詩吟の時間があり、みなさんで練習をされていて、大会などで披露されているそうです。私も後日参加させていただきましたが、みなさんの声づかいが本格的で驚きました。

仕事は仕事として集中し、その中にも上記のような地域の方々との交流などの場がある、その相互作用が結果としてとてもいい環境を作っているのではないかと運営する方の方針が垣間みえ勉強になりました。

援助について

てんかん発作のある人の援助にあたり、やはり通勤や移動中の事故が一番の心配とのことでした。幸い今までに大きな事故はないそうですが、常に不安感はあるそうです。発作の頻度が高い方は送迎を行っているそうです。

また重要なところでは全員の服薬チェック表を作り、服薬管理を徹底しているそうです。

また、一人暮らしをされているてんかんのある利用者の方がいて、その方は発作時に自覚症状がないまま家から外に出ていってしまうことがあるので、玄関先にひもをつけて後からチェックができるようにするなど、作業所の活動以外での見守り的な援助もされているそうです。

実際に困った場面は、利用者の方が街中で発作を起こした際に、周りの人が驚いて救急車を呼んでしまったことがあったそうです。

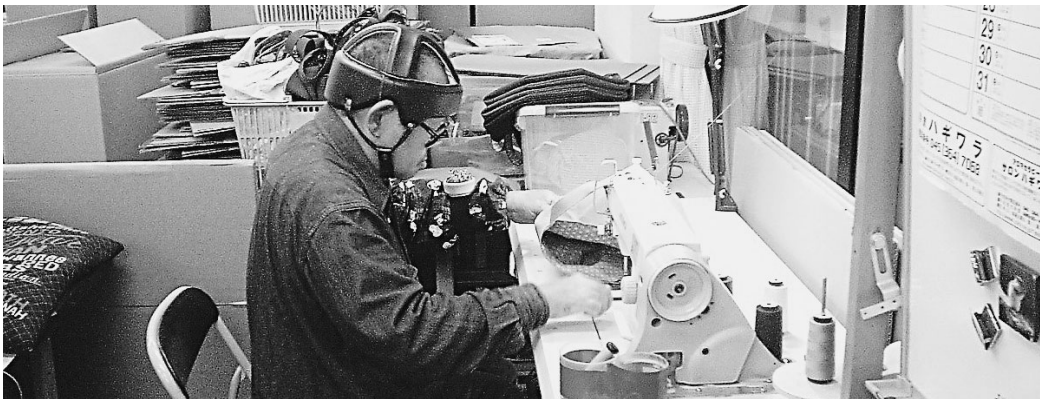

地域生活を支えるために

利用者のみなさんはいろいろなサークル活動などに参加されていたり、充実し

た生活を送られているようです。ただ、もう少し気軽に相談ができるような相談機関が地域にあれば、より利用者の方の地域生活が充実したものになるのではないかとのことでした。

またグループホームについては、以前にグループホームを設立するために勉強会を開かれていたそうですが、グループホームに入居し生活を営んでいく上での金銭的な部分で生計を維持していくことが現在の収入ではむずかしいためか、入居希望者が集まらずに断念されたそうです。お話をうかがい、就労のむずかしさや現制度の不十分さを感じました。

とても利用者の方が生きいきされていて、地下鉄駅前という立地がら、ほんとうに一市民として普通に過ごされている感じがとても印象的で新鮮でした。

かもめ福祉工房のみなさん、お仕事の忙しいところありがとうございました。

（西川宏昭）

かもめ福祉工房

施設からのアピール

街の中で活動したい

かもめ福祉工房は、てんかん、身体、知的等の障害のある方々が作業を中心にサークル活動、余暇（現在は詩吟を週１回練習）などを通して仲間づくりや、服薬、健康管理、自立をめざすことを目的に１９８１年に開所しました。

今年は設立２５周年にあたり、この節目に記念行事を計画し、今までの歴史を振り返ると共に、心機一転の再スタートを……と充実した日々を送っています。

私たちの作業所のある仲町台には１９９６年に中山より移転し、地域に根ざした活動を……と地域交流を目的とする“かもめバザー”を毎年７月に開催しています。昨年で８回目を迎えました。地域の方々に恵まれ、地域のみなさんから寄せられた多くの品々で毎年大盛況にバザーができ、感謝しています。

また、近隣作業所、商店の方々、町内会などと協力し、ハマロードサポーターとして月１回の駅前定期清掃や、花壇の植え替え、行事などにも参加しています。地域のみなさんと一緒にこれからも街の中で活動していきたいと思います。

（所長　斉藤正臣）

東北で初めての てんかんのある人々のための 作業所

ワークあかり

●**事 業 種 別**　精神障害者小規模作業所・Ｃ型
●**住　　所**　〒030-0903 青森県青森市栄町 2-7-3
●**電話番号等**　TEL・FAX 017-743-5437
●**利用者状況**　事業所定員 …… 10名
利用者人数 …… 10名
てんかんのある人の人数 …… 7名

青森県支部で、東北で初めての“てんかんのある人々のための小規模作業所”ができた時の驚きと衝撃は、今も忘れません。

1998年4月から2003年3月まで、筆者は仕事の関係で東北におり、1999年の秋ごろから「波の会・東北ブロック」の行事に顔出しをさせていただいておりました。

東北ブロックというのは、北海道・東北・北陸ブロックなど、積雪量の多い地区以外のみなさんには、実感としてなかなかご理解いただけないかもしれませんが、12月から3月まで、一年の3分の1が降雪期となり、捨て所に困る土砂のような雪を抱えて右往左往します。

助け合いとか自動車が溝にはまったりした時のリスクマネージメント（雪と氷は渋滞の大きな原因です）体制は充実していますが、助けてもらう環境が整った場合のみです。当然、雪の中に完全に埋もれてしまったり、他者の駆動力がある（4輪駆動のRV車なら最高なのですが）自動車が通りかからなければそれで終わりです。

今年の冬のように特に降雪が多く、数十人もの方が亡くなっている冬は特に大変です。みんな、いろいろな思いがあるので、「大変です」とは言わず、黙々と対応していますけれど。

また、日本の中で東北地方は小規模作業所の補助金額が低く、職員の雇用はまた、容易なことではありません。そのような自然環境の厳しい中で設立された作業所の重要性、雪のあまり降らない（積もらない）場所にお住まいの方々にも、

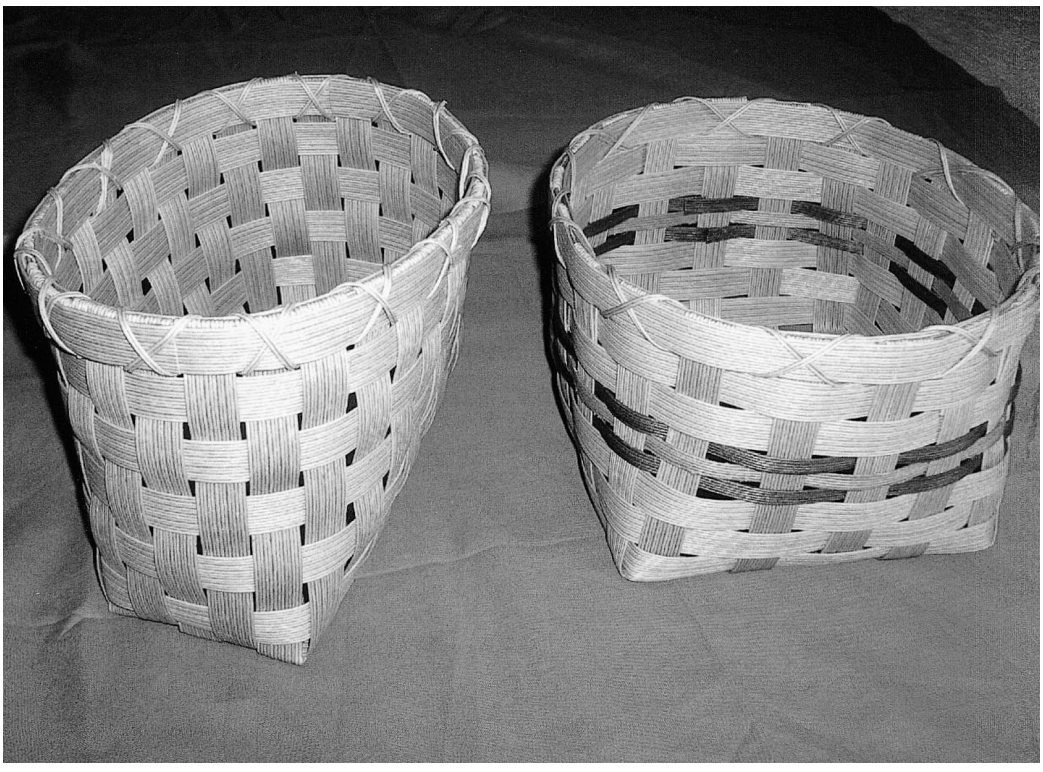

体感を共有していただければ幸いです。

「ワークあかり」の特徴

さて、就業セミナーで体験発表をしていただいたＳさんのお話や、快く取材に応じていただいた田辺所長のコメント等から「ワークあかり」の特徴をご紹介します。

1）公共交通機関の便が悪いこと、逆に地域の社会資源活用が可能であるという環境から、グループホームから通っている方が、１０人の利用登録者のうち二人います。さりげなくコメントしましたが、グループホームの絶対数が少ない中、小規模作業所の利用者の２割が利用しているということは、地域が「ワークあかり」に求める期待の現れともいえます。

2）工賃、年金の管理を自分で行っている人が１０人中６人など、一定の自己管理能力のある方が過半数なのですが、有効求人倍率（職を求める人に対する企業からの求人数の割合）が全国平均の３分の１程度の青森県において障害をオープンにして就職することの大変さなどから、「働きたい」という希望をもちつつも、受け入れ企業がないために、自己実現の一環として作業所に就労するケースもあります。

3）デザインを学んだり、就業体験のある利用者やボランティアの方々が、所長、運営委員会の方々と共に商品開発を続けた結果、トールペイント以外に、手芸、藤、エコクラフトなどの自主製品を日々製作し、受注、訪問販売や地域のバザーなどで販売しています。

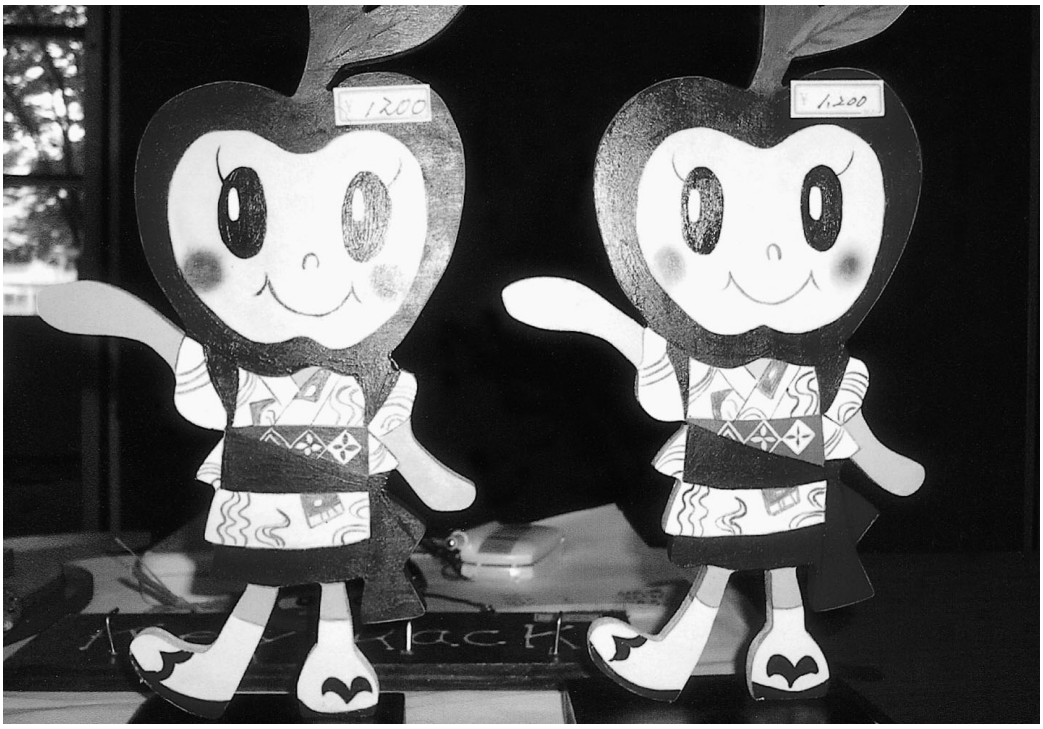

特に、青森県のシンボルともいえる“りんご”をデザインしたトールペイント（写真）は、「紅く熱く」、「青森にワークあかりあり！」をアピールしています。

なお、インタビューの際、田辺所長が強調しておられたのは「発作時の対応を、職員も利用者の多くも知っているので、いつ発作が起こってもしっかり対応できる」ということです。

職員への研修が必要と思うこととしての「脳外科手術に関すること」、「職場の探し方」という、一見相反する２項目が

ワークあかり　施設からのアピール

利用者のニーズ（医療の充実と社会参加）であることと併せ、含蓄ある作業所運営のコンセプトとお見受けしました。

自立支援法の施行となる今年から、どのような地域の中での位置付けとするか（小規模作業所か小規模授産・機能選択か）、現在の利用者ニーズと将来の利用者の傾向分析など、議論すべきことも多いようですが、「一歩前進」（常に前向き）の田辺所長以下、職員・利用者のみなさんの力で、「東北文化」をアピールできるすばらしい施設となるでしょう。

（青　智夫）

作業・作品が自信に

ワークあかりも４年目に入り、４人の利用者から今では１０人に増え、大変にぎやかな毎日です。

最初はトールペイントだけだった作業も手芸・籐、エコクラフトと増え、４種類の製品ができるようになりました。

そして昨年は利用者の一人が、パネラーとしてたくさんの人たちの前で自分の体験談を発表できたのです。

波の会からこの話があった時は、果たしてできるだろうかと内心心配でした。でも立派に発表でき、これからもどんどんそういう場所に出て行くことで自信をもてたらと思っています。これからも病気に負けないで、いろんなことに挑戦してほしいと思っています。

みんなで作った製品はいろいろな場所で展示販売することにより、作業に対する自信と地域の方たちとの交流の場ともなります。そして、売上げを工賃にすることで作業所に通う励みにもなると思います。

今年度は一歩前進を目標に、利用者・職員と共に頑張っていきたいと思っています。

（所長　田辺文子）

利用者や地域の人たちから愛される施設として

社会福祉法人 ぴぐれっと

ぴぐれっと１／ぴぐれっと２／ぴぐれっと３

●**事 業 種 別**　小規模通所授産施設

●**住　　所**　〒245-0009 神奈川県横浜市泉区新橋町960-4（本部）

●**電話番号等**　TEL 045-813-9346(本部)　FAX 045-813-9349

●**利用者状況**　事業所定員 …… 60名
利用者人数 …… 59名
てんかんのある人の人数 … 15名

ぴぐれっとのあゆみ

1981年にハンディをもつ子どもの親御さん方が集まり、仲間づくりの会からスタートし、1991年に地域作業所となり、2003年に社会福祉法人化。現在は小規模授産施設3か所、グループホーム4か所、ヘルパー派遣、地域支援など、利用者、地域のニーズに応えたさまざまな事業を展開しています。

ニーズが活動をつくる

法人としての活動は多岐にわたり、授産、グループホーム、居宅介護、また、制度上にはない補助金の出ない独自の事業としてのレスパイトケア、地域の相談所として機能する地域支援などを行っています。

「すべては制度上にあるないではなくて、ニーズがあるからやる。結果として制度化されればそれでいいし、そうでなくてもやらなければならないことはやっていく」という施設長のお話は非常に感銘を受けました。レスパイトケアは独自の事業でありながら年間なんと！550件ということでした。支えているのはスタッフの方はもとより地域の方々やボランティアの方とのことでした。小規模通所授産施設でのレスパイトケアは横浜市では制度化されていないために補助金がないので、支えてくださっている方々には謝礼程度ということでしたので、いかにぴぐれっとと、利用者のみなさんが地域の方々やスタッフの方から愛されている

今回訪問させていただいた小規模通所施設ぴぐれっと2（法人本部）は、横浜市泉区の相鉄線弥生台駅から徒歩圏内にありながら、横浜という一般的なイメージとは少し違う、ちょっと懐かしくほっとするような環境でした。また、この地域性こそがぴぐれっとの活動の基礎を築いているのだろうと感じました。

今回は、施設長である木村さん、地域支援センター主任コーディネーターの石毛さんからお話をうかがいました。

か、また、法人の理念が地域に浸透していることを感じました。

また、ぴぐれっと主催のお祭りが年１回開催されるそうですが、すっかり町内の行事として定着していて毎年２０００人ほどの集客がありにぎわっているそうです。またそこで驚いたのが、そのお祭りを地域の方々やボランティアの方など３００名近くの方が携わり支えてくださっているそうです。行事以外でも常時４、５名の地域の方々やボランティアの方々がいるそうです。本当に地域の方々から愛され、また、ぴぐれっとも地域を大切にされているのがいろいろなエピソードをうかがうにつれわかりました。地域福祉の実践とはまさにこのことなのだろうな、とつくづく感心しました。

ヘルパー派遣事業では利用者の方もヘルパー登録されていて、ひとつのエピソードとしてうかがったのが、以前は気持ちが沈みがちで車椅子を利用されていたこともあった方が、現在はガイドヘルパーとして他の利用者の方のヘルパーを頑張っていて、とても生きいきとされているそうです。

授産での利用者の方の活動も多岐にわたり、お菓子作りや、喫茶、アルミ缶回収、手芸、農園などプログラムがあり、なかでもクッキーは全国に発送しているほど人気があるそうです。

てんかんのある人たちへの援助

授産での活動内容は常時複数あり、利用者個人個人に常に選択してもらって決めているために、てんかんの方のプログラムというより、もともと個人個人に合わせた個人専用の活動内容となっていますとのことでした。その言葉ひとつひとつにも法人の理念がうかがえました。

グループホームでは発作がおきても物音ですぐわかるように部屋の配置を工夫したり、平屋建てになっているそうです。てんかん発作のある方でも自分らしく自立した生活を送られているそうです。

また、発作を起こされた本人の精神的ケアはもちろんですが、ご家族の方に対しても、やはり発作が頻発すると本人以上に落ち込んでしまうご家族も多いということで、ご家族の精神的なケアも大切にされているとのことでした。ご本人と

ご家族や地域の関係をトータルで考えてのよりよい社会を地域に展開されていることが法人の活動内容をうかがうにつれ理解され、共感いたしました。

本当にいつまでもいたくなるような雰囲気と、また来訪したくなるようなとても魅力的な所でした。利用者の方々はちょうど仕事納めの日ということもあり、みなさんボウリングなどに出かけられていて帰りの会の時にお話できただけでしたが、とても生きいきしていて笑顔、笑顔でした。ぴぐれっとのみなさん、年末のお忙しいところ温かく迎えてくださりありがとうございました！　また必ずうかがわせていただきます！

（西川宏昭）

社会福祉法人

ぴぐれっと

施設からのアピール

いい一日になればいいなあ・みんないい顔

12年余りの「地域作業所ぴぐれっと」の活動を経て、2003年2月1日「社会福祉法人ぴぐれっと」がスタートしました。小規模通所授産施設「ぴぐれっと1」「ぴぐれっと2」「ぴぐれっと3」では、60人の利用者の方が日中活動の場所として通っています。一人ひとりの利用者が「いい一日だったなあ」と思えるように充実を求めています。

「ぴぐれっと1」は蝋燭作り、セラミック組み立て、手芸。「ぴぐれっと2」はお菓子作り、アルミ缶つぶし、絵手紙、生活支援。「ぴぐれっと3」は喫茶店、パン工房が活動の中心です。

1、2、3は合体して一つの施設として動きます。利用者一人ひとりが自分の意思でプログラムを決めながら、地域の中でいろいろな体験をし、生きる力を得たいと思っています。「地域力」「人間力」が生きる力の源です。また今後はハンディをもつ人とその家族の「普段を支える」生活支援に比重を移していきます。「とりあえずほっと一息事業」と名をつけ、本人の自立と家族支援を目的としたレスパイトサービスなるショートステイや一時ケア、生活の幅を広げる余暇支援を展開し、「地域支援センターぴぐれっと」（居宅介護等事業）も開設いたしました。そして暮らしの場となるグループホーム「みなみ風1」「みなみ風2」「みなみ風3」に、2006年春には「みなみ風4」が加わります。私たちは今後も課題を明確にしながら、一つひとつクリアしていくつもりです。結局は一人ひとりの自立した地域の中での生活を手にしたい、そんな活動を続けています。

（理事・施設長　木村文夫）

山口から全国の仲間に元気を発信

あかり山口作業所

●**事業種別**　小規模作業所運営事業
●**住　　所**　〒9753-0212 山口県山口市大字下小鯖2173-2
●**電話番号等**　TEL・FAX 083-927-4470
●**利用者状況**　事業所定員 …… 15名
利用者人数 …… 13名
てんかんのある人の人数 … 10名

てんかんのある人たちの仲間づくり

7年前（1998年）に山口県支部を立ち上げ、電話相談を開始し、名前も告げずに悩みを打ち明ける家族の相談から、てんかんを取り巻く誤解や偏見、障害の狭間におかれている多くの問題が浮かび上がってきました。

3人で始めた月1回の交流会も、しだいに参加者も増え、参加するたびに本人や家族の表情が明るく生きいきと変化していきました。「たった月1回の交流会ではなく、てんかん発作があっても、平日毎日出かけられる場所がほしい」という本人たちの熱い思いが語られるようになりました。家族は一人で悩んでいた時から支部活動を通して家族同士が手をつなぎ始めました。「子どもたちの道は親がつくらなければ誰もつくってくれない」と動き始めたのです。

地域生活をするための壁とは

常にいつ起こるかわからない発作をかかえて、けがはつきものでした。その不安から家族も本人たちも世間も、一人での外出を受け入れてくれる場所がないのです。てんかんというだけで就労の機会も断たれてしまいます。2000年ごろは障害者就労も精神障害者は対象ではなく、ハローワークの特別支援部門の窓口もてんかんというだけで仕事は見つかりません。やっと就労できても、なれない仕事での緊張などから発作が起きて解雇される仲間は大勢いました。つらい体験の繰り返しから自信をなくし、挫折感から人を信じられなくなっている人たちもいました。

障害者の通う作業所でも、さまざまな発作が理解されずに苦しんできました。部分発作が理解されずにさぼっているとか、大発作があると指導員が不安で家族にすぐに迎えの連絡が入ります。発作で出勤が遅れると不真面目だと言われます。仕事も黙々としなければならず、緊張で発作が起こってしまう。すべて発作への無理解から起こることです。多くの人は自宅という閉ざされた中で10年、20年と過ごしていました。

てんかん専門の小規模作業所づくり

勉強会や作業所見学を始めました。どこの作業所もてんかん発作に対応できる専門性の高いところはありませんでした。てんかんに対して一番理解している自分たちで専門性の高い作業所をつくりたいと思うようになりました。てんかんのこ

となら相談できる。てんかんのある仲間なら、ここに行けば会える。理解してくれる人もいる。そんな場所をつくりたいと思うようになりました。

あかり山口作業所は発作があっても安心して通えるように家の中までの送迎を始めました。通勤に長い人で２時間３０分かかります。補助員は付き添っていませんが車中の発作は仲間同士で助けあっています。

自分の発作を認識し発作ノートに記入しています。危険のないようにガラスをプラスチックガラスに交換し防御用に柵を設置するなど安全な作業環境を整備しています。広い作業場確保のために、事務局の支援もあって現在の２００坪の作業場に移転しました。

よい治療の場として

自立への意欲と仕事への真摯な取り組みと、家族会の熱意で作業所は順調に発展し、企業や地域に認められるようになりました。授産事業は危険のない軽作業が中心です。企業からも信頼をおいてもらい仕事の発注も増えています。

リサイクル事業や、自主製品として高級スワロフスキーのビーズ製品（ネックレス、ブレスレット、指輪、ストラップ）を製作販売しています。

作業所の特色としてボランティア活動で車椅子の卓球大会の補助員を２年しました。多くの障害者の人たちとふれあうことで、自分たちの役割について考える機会を与えられています。

その実績から、山口県身体障害者連合会から他の行事への要請もあり、多くの事業に協力し、よい社会参加の場になっています。レクリエーション活動では、今まで発作でできなかったことにも、自分たちで企画立案し積極的に取り組んでいます。服薬だけではない「よい治療の場」として３人の医師からも認めていただいております。

日本で初めての てんかん専門のケアホーム

作業所ができて２年目が経過した頃から

ら、家族会から本人たちの自立への取り組みの話が出てきました。

２００５年６月に特定非営利活動法人の認証を受けました。２００６年４月のてんかん専門のグループホームの開設に向けて準備をしています。障害者自立支援法が成立し、新たに始まったケアホームとして申請をしようと考えています。認可がおりれば、てんかんのある人がかかえる問題を理解していただけたと考えることができます。

今までの家族のノウハウを生かし、専

門性の高い生活の場を自分たちの手で作ろうと取り組んでいます。

訪問記

あかり山口作業所はてんかんの当事者と、関係者のニーズに沿うかたちで、まさに本事業のモデルとなる先駆的な取り組みとして、目をみはるものでした。

全国一番乗りになるであろう、24時間体制の「ケアホーム」も、この4月開設に向かい着々と準備が進んでいます。

あかり山口作業所

施設からのアピール

それを語る仲間の明るい表情がすべてを語っているように思います。

ここに集う仲間たちの生活背景は多種多様ですが、関係者が「ひとつ」になり、不可能から可能へ挑戦しているエネルギーが感じられます。てんかんの特性を前面に出し、その特性をどういう形で環境への整備に生かすのか、挑戦はこれからも続くでしょう。

こういった強い基盤が、県内のてんかん運動をさらに充実させていることを大いに学ばせていただきました。

（渡部恵子）

てんかん運動の核として

作業所設立から行政にご指導をいただきながら順調に運営ができております。支部活動では行政に対してんかんのある人がかかえる問題について発言する機会が増えてきました。他の障害者団体との交流も増え、支部活動にも広がりが出ています。

これからも作業所設立のノウハウを生かして少しでも多くの小規模作業所を県内に設置できるようになればと考えております。

「障害者自立支援法」は確実に地域に根ざした活動が見直されてきます。小規模作業所は地域生活支援センターへ移行する方向になります。さらに地域に根ざした支部活動を展開し、専門性を高め、作業所としての移行計画を明確にして市からの委託が受けられるように頑張っていきたいと考えます。

てんかんには、医療と福祉は車の両輪で、この二つをつなげていくのが支部活動だと思います。これからも、作業所を中心に実践的な支部活動を展開していきたいと思います。　（代表　石川信子）

発作があっても安心な施設

社会福祉法人 みはま福祉会

知的障害者社会就労センター セルプ・アゼーリア

●**事 業 種 別**　知的障害者通所授産施設
●**住　　所**　〒470-2401 愛知県知多郡美浜町大字布土字和田80
●**電話番号等**　TEL 0569-82-2260　FAX 0569-82-2263
●**利用者状況**　事業所定員 …… 39名
利用者人数 …… 35名
てんかんのある人の人数 …… 9名

温かな町に
吹きはじめたそよ風

セルプ・アゼーリアがあるのは知多半島の真ん中、名古屋から名鉄で約１時間、気候温暖にして海の幸豊かな美浜町。日本福祉大学のある町としても知られています。

施設長はてんかん協会元理事の飯鉢さん。協会にはご家族の立場で参加されていましたが、法内施設への切り替えを機に施設運営に専念されています。同町に転居した際に町から障害のある人が通う場所の開設を依頼されたことから風は吹き始めました。１９８２年、小学校の跡地で通所者６名と飯鉢さんと利用者の父母で始めた作業所は、３年後には利用者が１６名になり、その後もメンバーは増え続け、１９９６年に法人化しています。

小学校の跡地だけあって、目の前には広いグラウンドが残っていて、ゆったりした印象がありました。

メンバーたちは９時までに登所し、午前、午後２時間の作業を行います。作業は水道部品の組み付け、園芸、フラワーリース、パン、クッキーの製造、ハンカチなどの手芸品を作っています。

玄関を入るとすぐ右手がパン工房で、いきなりプーンといい香りが立ちこめていて昼前なのに空腹を感じてしまいました。訪れたのが晩秋だったため、折しもクリスマスリース作りの真っ最中。意匠を凝らした二つと同じものがない、「ひとつだけ」のリースがきれいに下がっていました。

作業以外に、お花見、スポーツ大会、忘年会、買い物実習など行事もさかんに行われています。

聞くところによると、町内に障害のある人が利用できる福祉施設は１か所しかありません。そこで知的障害のある人のための施設とはいえ、利用の希望は絶えず、今では寝たきりの重度の重複障害の人も通っているのだそうです。「知的障害さえあればだれだっていい！」とおおらかな運営なら、町の職員も相談を受けると障害種別など知らないかのごとく「アゼーリアに相談したら？」とこれまたおおらかに紹介して下さるとのこと。

温かい町のそよ風は、少しずつ多くの人にそよぎ始めたのです。

発作なんかこわくない

現在、てんかん発作のあるメンバーは9名います。ちなみに、これまでてんかん発作が理由で利用を断ったことは一度もないそうです。それどころか、同行していただいた愛知県支部のみなさんのお話では、発作があっても安心な施設ということでアゼーリアを求めて来る人もあるとのことでした。

その秘密はどこにあるのでしょうか？

興味がわきます。もちろん嘱託医がいて何かあったら相談できる体制は整っているのですが、発作があってもへっちゃらなのは、別のところに理由がありました。施設長の飯鉢さんが発作の対応に慣れているのはいうまでもなく、他にも2、3人の発作の対応にベテランの職員がいて、個々のメンバーの発作の対応については、情報に加えて自分たちの観察を踏まえて、ケース会議を開いており、それで十分若い職員も対応できているとのこと。

施設長がおどおどしていたら、若い人はよけいに浮き足立ってしまうとのこと。

先達の背中を見て、知恵を借りて、若い人は育つのですね。

うれしいことに、協会の基礎講座に若い職員が交代で出席してくれているそうです。

建設中の建物に込めた想い

建物の裏の古い棟が工事中。古めかしい外観とは違って、木の香りが新鮮な床にピカピカの洗面台に台所。ユニットバスも誇らしげ。

宿泊訓練やショートステイのために改築中。なんでも、ある財団の補助金を申請しようと準備をしていたものの、あまりの忙しさに気がついたら締め切り日。

申し込むとお願いした手前申し訳なく、まさに上陸した台風の中を新幹線に乗り東京まで持参したところ、通ってしまったというエピソードを聞かせていただきました。「足りないお金は何とかなる」と一気に改築へ。

常滑は焼きものの街。美浜町のすぐ近く。そこにはINAXの本社が。というわけで先に挙げた水廻りの家財はすべてINAXのモニターをすることに。

両親の高齢化はどの施設でも共通した悩みだと思います。アゼーリアでもそうでした。いざとなったら遠くの親戚を頼って引っ越さなければならない人もいるでしょう。

住み慣れた街にいつまでも安心して住めるようにしたい。冠婚葬祭などの時にも、何よりもまずメンバーが安心してい

られる場所がほしい。

そんな想いが形になりつつあるのです。4つの居室に台所とデイルーム。自立した生活を送る練習とともに、集団生活に慣れることも目的だそうです。

そして何より驚いたのは、もう一つの目的を聞いた時です。

誰にだって相性がある。将来はグループホームを作り、そこで安心して生活ができるようにしたい。その時、相性の悪い人とずっと一緒に暮らすのは誰でも嫌なもの。だから今のうちに、メンバーの相性を見ておきたい。そんな隠れた目的があったのです。

必要な人に、必要なことを、必要なときに提供する。決して簡単ではないことを着実に、果敢に、そしてたおやかに実践している。

温かい街に吹き始めたそよ風は、さらに暖かい空気を運び始めていました。

（久保田英幹）

知的障害者社会就労センター セルプ・アゼーリア

施設からのアピール

アゼーリアの一押し

私どもの「セルプ・アゼーリア」は、知的障害者通所授産施設です。障害のゆえに一般就労が困難な知的障害をもつ方が日々通所し、就労に必要な知識や技術、および生活力を身につけて就労できるように援助することを目的とした施設です。

しかし実態はだいぶ違い、寝たきりでも食事や排泄も全介助の方や、強度の行動障害などがあっても仕事に適さない方々も来られています。小さな町なので、アゼーリアくらいしか行くところがないのです。施設側の事情を言うと、利用者を選んでいては定員に満たないので、そうなっているとも言えます。

当然、「支援計画」はご本人にあわせてより細やかな個別対応になります。自慢じゃないけど35名の利用者に対し、職員は常勤・非常勤、合わせて24名ほど。人件費率は県下でも屈指です。でも、聖域なき改革の波がすぐそこまで押し寄せて来ています。人件費を自慢してる場合じゃないことはわかっていますが……なんとか今のアゼーリアの雰囲気を壊さないように支援を続ける工夫はないかとしきりに思うこのごろです。

（施設長　飯鉢紫奈子）

重度だからこそ地域で生活拠点を

特定非営利活動法人 あかりのいえ

グループホーム あかりのいえ

●**事業種別** 知的障害者地域生活援助事業
●**住　　所** 〒640-8392 和歌山県和歌山市中之島829-7
●**電話番号等** TEL・FAX 073-436-7801
●**利用者状況** 事業所定員 …… 4名
利用者人数 …… 4名
てんかんのある人の人数 …… 3名

あかりのいえは フツーの民家です

和歌山のグループホームあかりのいえは市内の静かな住宅街にあります。

普通の民家の間借りであり、お金のかかったバリアフリー施設と比較すれば、至るところバリアだらけという、ごく当たり前の庶民の家です。ここで、車椅子利用の１名を含めた重度心身障害の仲間が４名生活しています。

廊下は遠慮がちに狭く、床は優雅にきしむ、階段は見上げるように急であり、ささやかな風呂場も介助者が入ると定員オーバーという家です。テレビの「大改造!! 劇的ビフォーアフター」のビフォー画面を見ているような錯覚に陥りそうですが、まぎれもなくここがグループホームあかりのいえです。

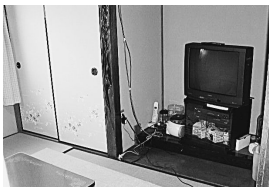

見かけは予想以上に質素です。でも一歩入れば中は愛と夢がいっぱいあふれたあたたかい家です。仲間と共に生活し、成長してゆく大切な拠点なのです。

重度だからこそ グループホームを

４名の仲間は重度心身障害であり、生活全般にわたる介助が必要です。うち３名がてんかんを重複しています。

重度の子どもたちにグループホームが必要と思われた理由は何ですか?と尋ねたところ、親のみなさんから明快な回答が返ってきました。

「重度すぎて無理、いつもそう言われてきた。これでは子どもたちは置き去りになる。何とかしなくては」

「たとえ重度でも、施設に隔離されることなく、地域の人たちとかかわりをもって自分らしい生活を送らせたい」

「発作のある子どもたちの卒業後の生活をどうすればよいか。親は年老いてゆき、いつまでも支えていくことはできないという思いがあった」

「重度だからこそ親だけの対応ではわがままになってしまい、将来に苦労するだろう。今から仲間たちと一緒に生活していけば社会性が身につく」

でも、重度心身障害者のためのグループホームは、通常のグループホーム運営からは考えられないような困難が予想されます。はたして実現可能なのだろうかと親たちが集まって何度も議論を深めたそうです。

当時の和歌山県支部は支部創設時に幼かった子どもたちが青年へ成長してゆくさなかであり、卒業後の働く場所、住まう場所が課題になっていました。

２００１年９月、「まだ模索の段階だがとにかく始めよう」ということになり、和歌山市内にアパートを借りて、宿泊体験を開始されました。自傷行為が激しくパニックに陥る人やてんかん発作が抑制されていない人など、環境変化が症状の悪化をまねかないか、親は不安を抱いたと言います。しかし、練習を繰り返すなかで、「重度であっても生活リズム（夜間に眠れる）がきちんとしていれば大丈夫とわかり」「重度の障害があっても支えがあれば、親から離れ、地域で当たり前の生活をしていけることを確認」されたのです。

２００２年、和歌山県支部とは別に親の会『あかり』を創設し、施設見学や学習会を重ねてゆかれ、０３年にアパートから今の家に移り、特定非営利活動法人格を取得、ボランティア養成講座の開催や看護専門学校実習の受け入れなどを行いつつ、０５年、和歌山市から知的障害者地域生活援助事業者の指定を受け、念願のグループホーム開設に至りました。

入所して変わったことは?

親から離れて居住するということは、スタッフのみならず入所する仲間たちにとっても大きな環境変化をもたらしました。仲間たちは自分の境遇や周囲のかかわりをどのように思っているのでしょうか。仲間たちは入所してから何か変化がありましたか？　この問いかけに、親も職員も等しく「変わった」と答えました。

「親とは別居の兄姉と同じように自分も大人になれたと自覚している」「グループホームには喜んで行き、多少の自傷行為はあるがパニックはなくなった」「当初、家に帰る！と言ったそうだが、帰宅してくると、頑張ったよ、と言い、徐々に帰ると言わなくなった」

職員は「規則正しい生活習慣が身についてきて」「グループホーム・作業所・家の区別ができて、その場所での自分の立場や役割が理解できて」「他人を思いやる気持ちや仲間意識が芽生え」「物事を自分からしようという意欲や行動力が

育ってきた」と評価されています。

彼らは、グループホームという環境の力を得て、一歩一歩着実に歩んでいるのです。

あかりのいえはオープンほやほやです。しかし、これまでの蓄積があり、早くも頼もしい雰囲気です。少ない職員で運営されており、さぞや大変だろうと思ったのですが、小松正弘所長と世話人の志水敏昭さんは「特に問題はないですよ」と淡々たるものです。

子どもたちの明日への力を信じて、毎日楽しく奮闘されています。

特定非営利活動法人あかりのいえ

グループホーム あかりのいえ

施設からのアピール

最後に親のみなさんから子どもたちへ託すメッセージを募りました。

「いろいろな体験をして楽しい人生を送れますように！」「親から離れても安定した日を送れるよう、みんなと仲良くして社会性を身につけて！」「今の笑顔をもち続けられますように」

あかりのいえのみなさん、たとえ障害が重度でもグループホームが可能だという証を、和歌山から発信し続けてください。

（平野慶治）

発作への配慮や工夫

グループホームあかりのいえは、日本てんかん協会和歌山県支部の親たちが中心になって作り上げたグループホームなので、一番アピールできるのはてんかん発作に対応できることです。

管理人は准看護師の資格をもち、自分の子ども（入所者のひとり）のてんかん発作に対応してきた親でもあります。

世話人５名もヘルパー２級の資格をもち病院勤務をしてきた者、教員免許をもつ者３名も、自分の子どももてんかん発作をもった親、養護学校退職者、障害者施設勤務経験者などで、薬の管理など発作をかかえていても安心できるところです。

ハード面でも、畳の部屋、テーブルなどの角は丸い物、鏡は割れない物、ガラスはテーピングするなどの工夫がしてあります。

緊急時対の応病院も車で１０分以内で行けるところにあります。

（管理人　ランドマーク京子）

第3部

発作だけではない、てんかんの障害
――「あなたにはどんな支援が必要だろう?」を考える

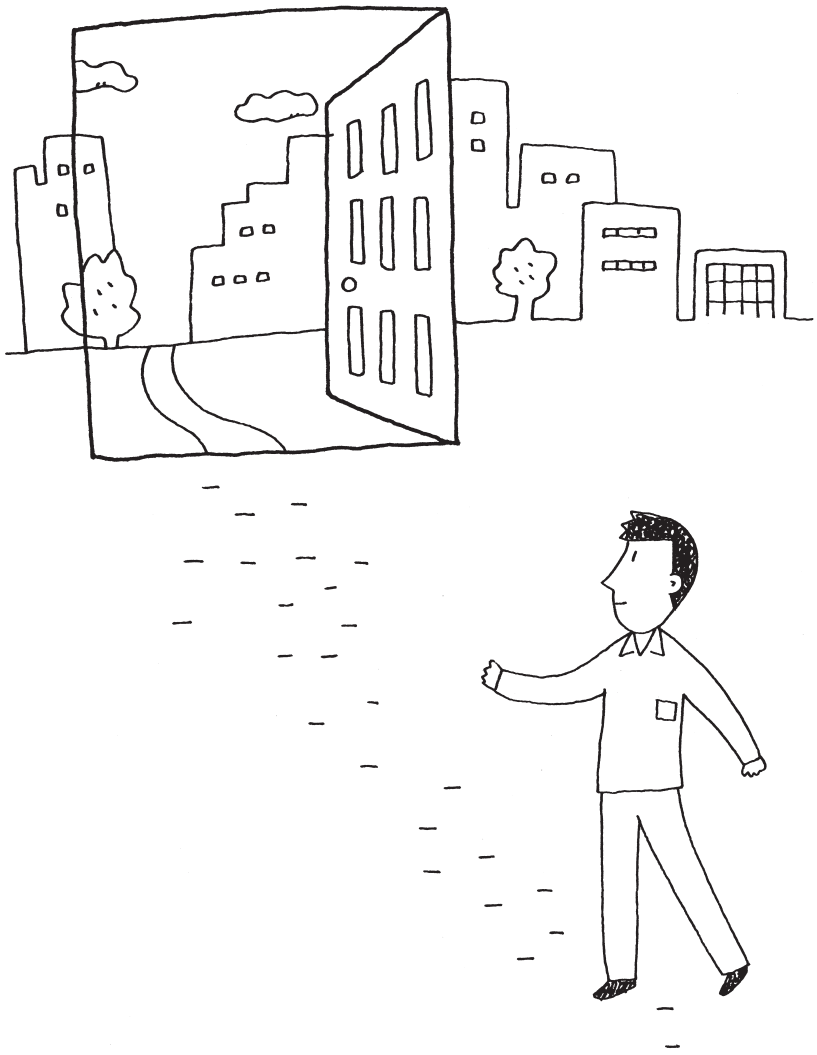

1．自ら歩む権利を有した人生を支える生活支援とは？
2．生活支援を考える前提――障害の程度と社会的自立の程度
3．社会的自立への視点
4．静岡てんかん・神経医療センターにおけるリハビリテーション
5．豊かな生活支援を求めて

1．自ら歩む権利を有した人生を支える生活支援とは？

言うまでもないことですが、その人の生活を丸抱えすることでもなければ、メディカルケアを主軸とした全面介護のみでもありません。たとえ、苦労の絶えない人生であっても、日常的に介助を必要としても、自ら歩む権利を有した人生です。その人生を全うしてゆくためのお手伝いが生活支援なのです。

てんかんのある人に共通するのは、確かにてんかんという疾病の存在であり、発作という症状との闘いです。しかし、課題はそれだけではないというのが、私たち関係者の共通認識です。

生活全般を通じて、てんかん発作が大きな影を落としていることは事実ですが、身体症状、精神医学的症状、知的障害などを伴って複合化し、重度化している実態もあります。また、発作の回数や発作症状の重さに関係なく、社会的自立を阻害しているさまざまな要因もあります。それらを含めて「てんかんの障害特性」とみなすと、てんかんのある人たちの生活支援をどう考えるべきか、支援のポイントをどこに置くのかが、考えやすくなると思います。

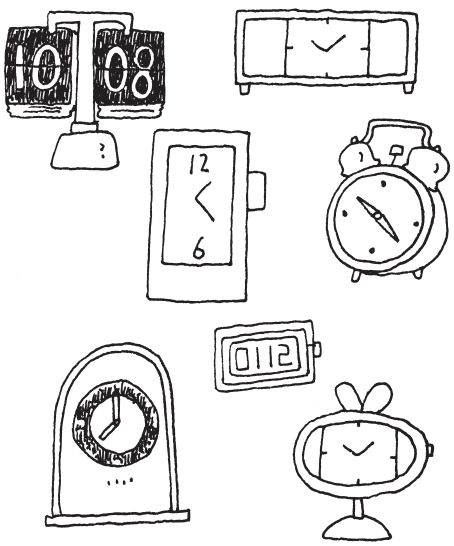

てんかんのある人の生活支援とは、社会資源として有効な施策や事業の発掘・整備・発展をベースにしながら、その人がてんかん固有の障害特性を克服してゆくことをサポートするのが目的なのです。

本年度は、てんかんのある人の生活支援を行っているかどうかについて、アンケート調査を行い、生活支援を行っている事業所への訪問調査を行いました。訪問調査では、生活支援の実際がどのようなものか、評価すべき点は何か、今後の課題は何か、といった観点を重視しました。アンケートと訪問調査の結果、てんかんのある人の生活支援には、発作対応というケアは欠かせない視点であるが、それがすべてではないという、いわばあたり前の結果が見えてきました。発作はその人の生活にとって、すべてではなく一部分に過ぎないということなのです。このことは「てんかんの障害」は発作だけではないという私たちの認識と一致しています。

2．生活支援を考える前提――障害の程度と社会的自立の程度

てんかんに限らず、障害をもつ人の生活支援を考える場合の前提として、**①その人の障害の程度、②社会的自立の程度、を判断する**必要があります。

図１では、障害の程度は矢印方向へ軽くなり、社会的自立の程度は矢印方向へ高く示しました。社会的自立とは、地域で、親・きょうだいの扶養・介護から独立し、社会的諸サービスを利用しながら、同世代の人々と同じような計画性のある経済生活と社会参加できる生活を営むことです。(注１)

障害が重く社会的自立も乏しいＤ群、障害は軽いが社会的自立が乏しいＣ群、障害は重いが社会的自立が高いＢ群、障害も軽く社会的自立も高いＡ群という４つのグループに区分されます。

てんかんの障害は、発作症状＋身体症状（不器用・動作緩慢・ふらつき～片マヒ・直線歩行不能）、精神医学的症状（神経症・性格障害・精神病状態）、知的障害（軽度～重度）として把握すべきだといわれています。(注２)

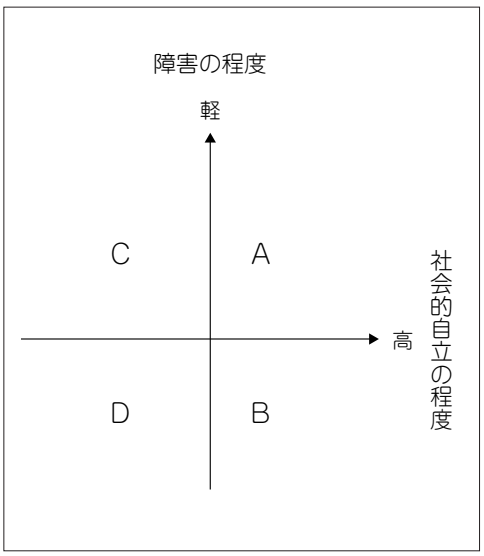

図１

医学的症状としてのてんかん発作が一過性であるのに対して、その人の随伴症状を加味すると、より深刻で重度の状態像が認められるからです。随伴もしくは重複する障害を加味して、次の４つのカテゴリーに区分して考えてみます。①てんかんのみ　②てんかん＋精神障害　③てんかん＋身体障害　④てんかん＋知的障害、それぞれのカテゴリーが図のＡ～Ｄ群のどこに位置する場合が多いか次頁図２に示しました。

Ａ群は障害の程度が軽く、社会的自立の程度も高いグループであり、すでに完全自立している方も少なくありませんが、ここでは就労したりするために何らかの支援を必要とする方々を想定しています。Ｂ群は障害の程度が重いゆえに日常生活に介助を必要とするが、社会的自立の程度は高いグループ、Ｃ群は障害の程度は軽いが社会的自立の程度が低いため、社会的自立に向けた支援が必要なグループです。Ｄ群は障害の重さゆえに介助が必要であり、かつ社会的自立の程度も低いため社会的自立がむずかしい、と考えられてきた重度心身障害グループです。

障害が重いほど社会的自立はむずかしくなり、社会的自立の程度は低いと言わざるを得ませんが、社会的自立の可能性

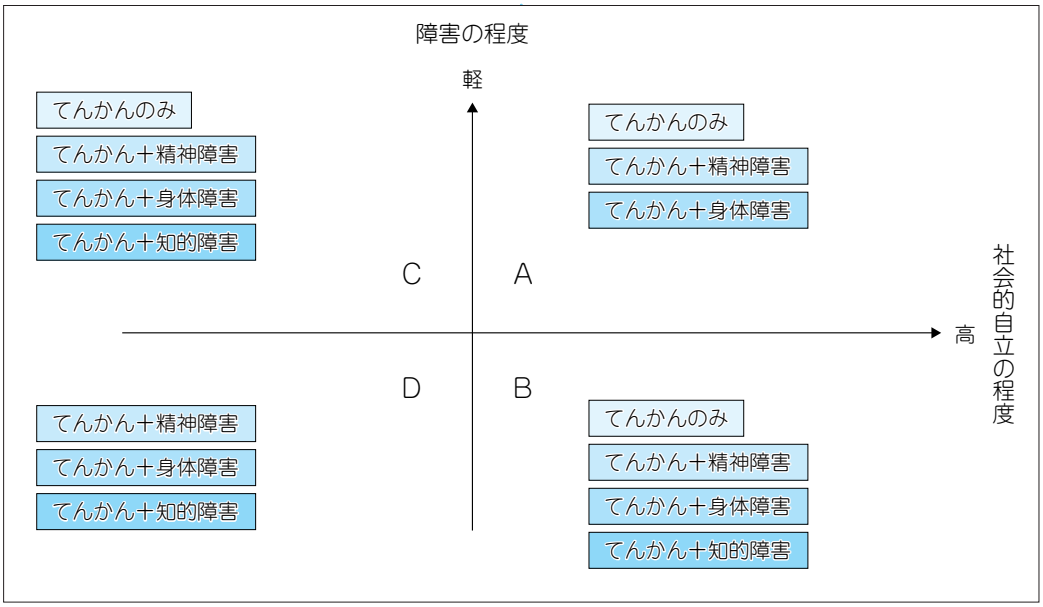

図 2

がないということではありません。言い換えれば、社会的自立の程度が低い方々には、それに見合った生活支援がなされることで、社会的自立の程度がアップし、社会参加することが可能になるということです。

以上の大枠で考えますが、どのカテゴリーにも軽度の方から重度の方までおられますから、てんかんのみとか身体障害重複などのカテゴリー区分にこだわらず、グループがイメージしている層に当てはまるかどうかで考えていただくほうが妥当でしょう。あえてカテゴリー区分をしたのは、施策的に共通するものが多いことに由来しています。生活支援の方向はカテゴリーを意識しつつ、A 群から D 群までの 4 グループを基礎に考えるのが妥当です。

A 群　**障害は軽い**→　介助は軽度もしくは個別の介助は不要　発作対応のみでも可能

社会的自立度が高い→　必要と思われる支援に特化

B 群　**障害が重い**→　発作対応のみならず、個別の介助が必要

社会的自立度が高い→　必要と思われる支援に特化

C 群　**障害は軽い**→　介助は軽度もしくは個別の介助は不要　発作対応のみでも可能

社会的自立程度が低い→　原因に基づいた支援プログラムや訓練が必要

D 群　**障害が重い**→　発作対応のみならず、個別の介助が必要

社会的自立程度が低い→　原因に基づいた支援プログラムや訓練が必要

3．社会的自立への視点

社会的自立を果たすということは、その人が社会生活を自らの意志で行おうとする際に社会的協調を果たしながら行うことができるか、という点も重要であろうと思われます。自分のやりたいことをやり通すということは、周囲の状況を一切考慮に入れないならば、容易なことでしょうが、現実社会では受け入れられない場合が少なくありません。たとえば、集団行動をしている場合、自分勝手な行動は許されないでしょう。社会的自立は、その人の内面的成熟を問うものであるとも考えられます。自らの内面的成熟は社会的自立のための指標にもなるということです。

てんかんは８０％が２０歳以前に発症するため、親の過保護な干渉や行動制限などが避けられず、そのことが発育面に及ぼす影響を無視できません。幼児期から発症する慢性疾患の子どもの場合、親が庇護的に関わる傾向はやむを得ないことなのですが、その結果として親への依存的傾向から脱することができない本人や子離れできない親といった癒着状態をまねくことがあります。

行動制限は本人の社会的経験の未熟をもたらし、そのため自信喪失に陥ったり、自我が成長しきれないまま成人になってしまう場合などが考えられます。

人は、幼児期から人格形成が始まり、思春期のめざましい発達をへて、安定した成人へと自我が確立していきます。その過程は「依存」という関係をこわしながら、新たに作り直していくことである

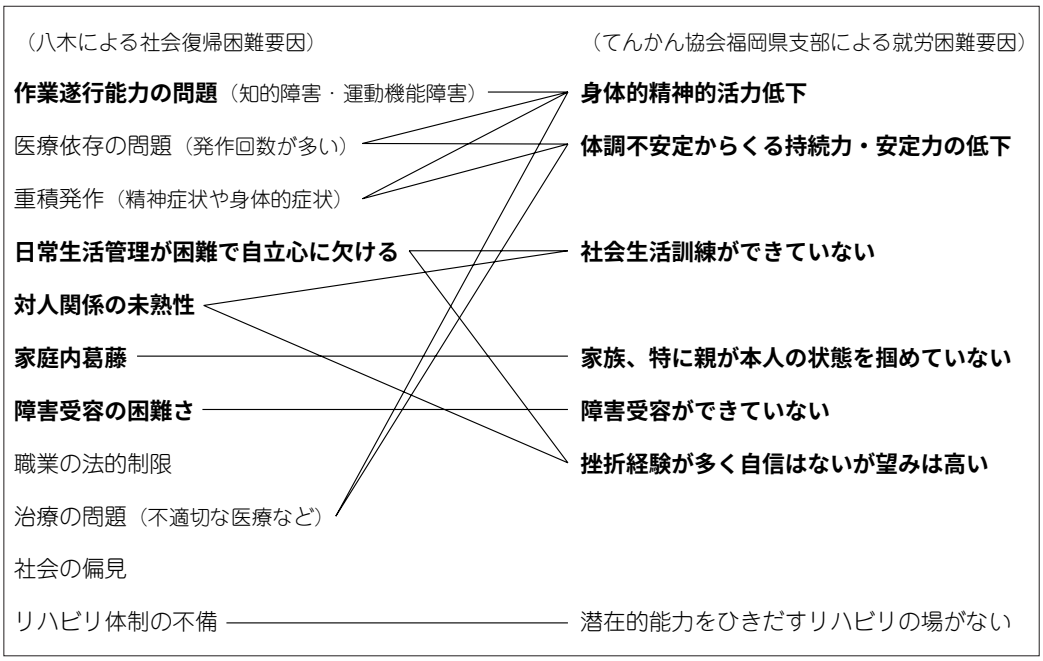

図３

ともいえます。親とは違う価値観にめざめ親から離れていくことは、親への依存を断ち切ることであり、代わりに親しい友人知己という新たな相互依存が生まれるといって差し支えないでしょう。

したがって、親との関係が次の段階に昇華できないことや友人との交遊関係が育たないことは、自我の形成に大きく影響し、社会的自立を阻害する要因となります。前頁図３は八木による社会復帰困難要因(注３)とてんかん協会福岡県支部がまとめた就労困難要因(注４)の対比です。共通項ないし関連項を直線で結んでみました。

これらの阻害要因を克服するためのプログラムや訓練を生活支援のなかに組み込むことが、社会的自立への前進となります。発作の改善や適切な医療などは医学的課題として、ここでは触れないことにします。また、重複障害のある場合には、重複している障害へのリハビリテーションが優先的に検討されるべきであろうと思われます。

作業遂行能力の問題

事例：相対的に動作が緩慢である、理解力に乏しい、言われたことはするが創造的に取り組むことが苦手である、集中力に乏しい、一方では作業を途中で切り上げられない

対応：作業療法プログラムの導入。作業への意欲を高めることが自発的改善を引き出すポイントではないかと考えられる。キーワードは意欲、自発性、集中力、忍耐力。

日常生活管理が困難で自立心に欠ける

事例：依存的傾向がある、規則的生活習慣ができていない、新しい生活習慣の確立に時間を要する

対応：行動制限による社会的経験不足や相互依存的な親子関係が遠因となって形成されていることを認識しつつ、新しい環境で一からスタートする意識を涵養する。親子分離と新たな仲間との朋友関係樹立を兼ねて、デイケアや作業所、またグループホームなどの利用を促す。発作症状が安定していない場合には、作業療法を実施している専門病院への一時的入院も効果的である。

対人関係の未熟さ

事例：自信がない、一方では自信過剰でもある、他人への干渉が多い、他者との距離感がない、権威的にふるまう、過度に心配性である、対人関係になじめず孤立的である

対応：行動制限のため、社会的経験不足があり、ひいては社会生活訓練が不足しているために対人関係の基本を学んでいないことがある。てんかんに罹患していることに由来する卑下の感情や周囲の理解不足などによって対人関係、特に友だちをつくることができなかった場合、長期の家庭内ひきこもりや親子の過剰な依存関係が継続している場合、対人関係の未熟さは一層鮮明であり、矯正も困難である。カウンセリングの適用、グループワークの活用、デ

イケアや作業所での訓練などが考えられる。問題は画一的でなく、一人ひとりについて生育歴を含めた聞き取りが必要である。

家庭内葛藤

事例：親の高齢化、兄弟姉妹の結婚や独立、世代交代などの家族力動が本人の精神状態に影響する、時にはてんかんのある本人が膠着状態にある家庭内葛藤のすべての原因とみなされ、日常的に憎悪の対象とされる、不当なまでのネグレクト、親の罪悪感や失望感

対応：家族カウンセリングの適用も考えられるが、全員に至極もっともな言い分があるため、解決には至らない場合が少なくない。この課題も画一的ではなく、それぞれの家庭が内包する家族史の聞き取りが欠かせない。世帯分離の方向性を明確に示すことによって、家族・本人の双方に視界が拓ける場合もある。グループホームの活用も有益と思われる。

障害受容の困難さ

事例：病気の否認や理解の混乱期に長期間とどまる、過度の病者意識によって、何でもてんかんのせいにする自暴自棄や消極的な生き方、自分自身で発作を確認できないゆえの希薄な病者意識による怠薬や再発、即効しないと治療関係を次々と衝動的に変更する、てんかんのみの場合、『発作がすべて』という諸悪根源説に陥りやすく、障害受容が困難、重複障害が後発の場合、発作さえなければ元に戻るという感情が根深く後発障害を軽視する、重複障害が先行の場合、主たる関心事は先行障害の治療やリハビリであり、発作は症状の一部に過ぎなくなる、以上の事例は親にも認められる

対応：てんかん障害の正しい理解を啓発する。専門病院での入院体験や仲間との出会いを通じて他者の発作と遭遇して自らの病気を理解することも少なくない。ピア・サポートが大きな効果を挙げることが期待される。

次項に、これら「発作以外の」阻害要因を克服することを目的とした静岡てんかん・神経医療センターでの実践レポートを掲載します。作業療法によるてんかん患者のリハビリテーションがいかに患者の社会参加に有益であるかが、おわかりいただけると思います。

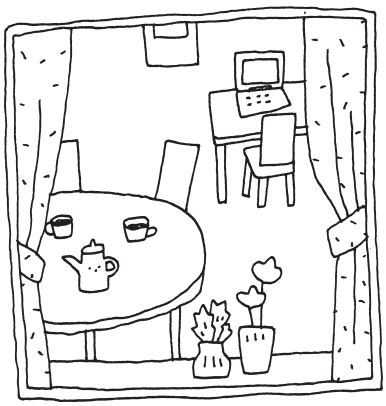

4．静岡てんかん・神経医療センターにおけるリハビリテーション(注5)

作業療法によるリハビリテーション

当院の作業療法では、作業活動として手芸、絵画、工作、木工、陶芸など、運動としてバレーボール、バドミントンなどを、また趣味的活動として華道、カラオケなどを実施しながら、ワークサンプル式の評価を独自に作り、評価するとともに経過による変化も観察している。現在40以上のワークサンプルと、20近い対人関係の特徴を評価項目としている。てんかん患者のもつ発作間欠期の障害の特徴をよく現しているので、下記に具体的に示す。

作業習慣：意欲、興味関心、自発性、集中力、作業持久力（身体的、精神的）、注意力、整理整頓、時間の遵守、規則の遵守、指示の受け入れ（作業、行動）、あいさつ・返事、報告、依頼や感謝・謝罪、言葉遣い、身辺の清潔。

理解力・創造性：理解力（モデリング、図、口頭指示、文書、行程の理解）、計算、問題解決力（状況理解、予測、計画、判断・選択）、融通性、考えの整理やまとめ、作業種目の選択傾向（能力に見合った課題を選択するか）。

実用性：作品の出来、作業速度、危機や器具の使用、測定器の使用。

身体機能：手指巧緻性、目と手の協調性、粗大運動、平衡機能、記銘力、手指の振顫（しんせん）、体幹の失調。

対人関係：攻撃的、拒否的、孤立的、被害的、権威的、自信欠乏、自信過剰、心配性、依存的無頓着、過干渉、距離感がない、過度の負けず嫌い、不満が多いなどに加え、集団への所属、言語表現の適切さ、節度、発語の明瞭性、言語表現力なども評価する。

一例として、手指巧緻性に関するワークサンプルの結果を示す。

図4は、タッピングテストの結果である。3～5段階が正常であり、ほとんどの患者がタッピングという単純な手指の動作は正常であった。一方、ボルトの組み立て、分解という両手を使用し、かつ細かい作業になると正常域以下の患者が大半になる（図5）。手指巧緻性の障害が

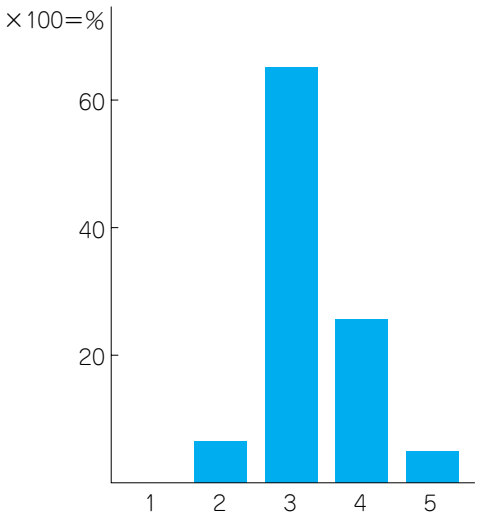

図4　てんかん患者のタッピングテストの結果（n＝49）

3～5が正常範囲であり、ほとんどの患者はこれらに当てはまった。

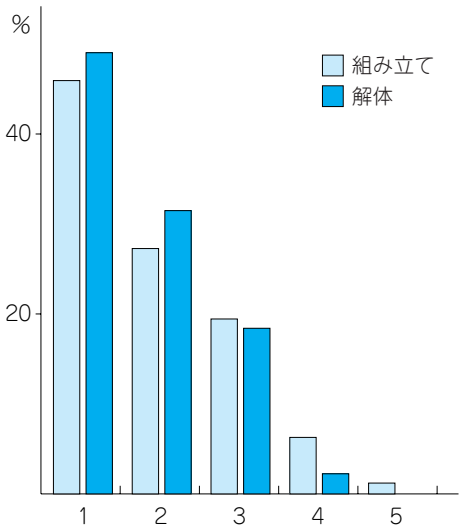

図5　てんかん患者のボルトナットの組み立て、解体作業の結果（n＝484）

3～5が正常範囲だが、細かい作業のため大半の患者が正常域以下であった。

示された。

リハビリテーションと社会参加

リハビリテーションにより、社会参加がどれくらい促進されるのかを示す。

まず、作業療法が就労にどのように関係するのか紹介する。対象は、当院で3か月以上作業療法を行った68名の患者で、退院後、就労できた患者（就労群）31名と、無職のままであった患者（無職群）31名について、先に述べたワークサンプルに関する評価の変化を両群間で比較したところ、就労群では意欲、自発性、集中力、忍耐力などが著明に改善していたのに対し、無職群ではほとんど変化がなかった（図6、7）。

適切なリハビリテーションが行われれば発作間欠期の障害を克服することが可能であると同時に、就労という、人が生活する上で重要な社会的役割を得ること

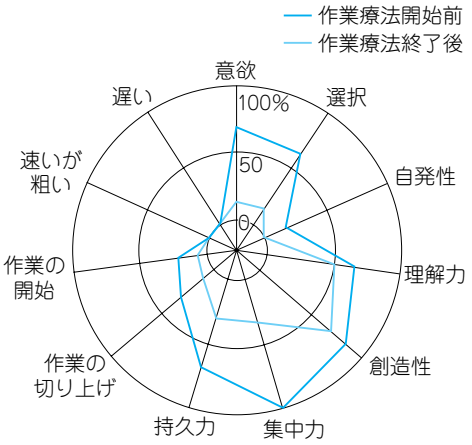

図6　リハビリテーションの効果（就労群）

就労群の作業療法前、後の評価の変化を示す。作業療法後に改善を示している。図は円の外側にいくほど問題が多いことを示す。

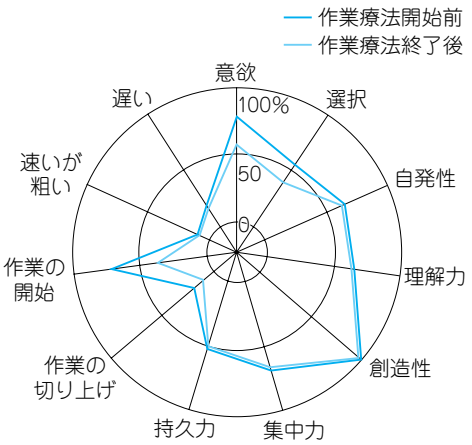

図7　リハビリテーションの効果（無職群）

未就労群の作業療法前、後の評価の変化。作業療法前後でほとんど変化がない。図は円の外側にいくほど問題が多いことを示す。

が可能になる。

一方、社会参加の視点に立つならそれは就労の成否に留まらない。在宅にあった患者が、新たに作業所への通所を始める、結婚して主婦となる、就職をめざして職業センターへの通所を開始するなど、社会への参加の仕方はさまざまである。

別の調査を紹介する。対象は、難治な

てんかん発作をもつ48名（男性36名：女性12名、平均年齢26.6歳）の患者で、平均のIQは61.4（38～95）と軽度知的障害を有する患者が主体である。

21名と半数近くの患者が週1回以上の発作を有し、危険な転倒を伴う発作を有する患者が19名であった。発作の頻度、程度とも重度であることがわかる。

これらの患者のワークサンプルに関する評価と、職業適性検査の結果を、退院後6～18か月における社会参加状況と比較、検討した。

入院前に雇用されていた患者は9名、作業所に通所していた患者は1名であったが、作業療法を実施した結果、退院後に雇用されている患者は15名、作業所に通所していた患者は5名に増えた。一方、無職であった患者25名は14名に減少しており、11名の患者（無職者の44％）が退院後なんらかの形で新たに社会参加を果たしたことになる（表1）。

転倒する発作が少ない患者、作業習慣が正常だった患者、対人関係技能が正常だった患者では、そうでない患者と比べて有意に社会参加できたものが多かった反面、作業能力、実用性、身体機能などに差はなかった。職業適性検査では、協調運動機能、手指の巧緻性、触覚による判別能力が、就労群で良好という結果であった。

就労のみならず、作業所への通所などを含めた社会参加においては、作業能力あるいは身体機能といった能力よりも、作業習慣や対人関係技能が重要な役割を果たす。一方、就労に絞ってみると、巧緻性、判別能力などより業務遂行により関連した能力を求められているといえる。

次に、より重度の患者における作業療法の効果をみた調査の結果を簡単に紹介する。

対象は、発作が重度なだけでなく、合併する知的、身体的障害のために自立した生活が困難と判断された58名の患者である。入院前は就労（主として保護的雇用）11名、各種学校8名、作業所3名、デイケア1名、在宅34名、入所1名であったものが、退院後には就労（主として保護的雇用）15名、各種学校3名、作業所12名、職業センター3名、デイケア3名、主婦1名、在宅18名、

表1　作業療法開始前後の社会参加状況

入院前雇用されていた患者は9名、作業所に通所していた患者は1名であったが、作業療法を実施した結果、退院後雇用されている患者は15名、作業所に通所する患者は5名に増えた。一方、無職であった患者は25名から14名に減少した。

		退院後				
		雇用	作業所	作業療法	無職	計
入院前	雇用	5名	0名	2名	2名	9名
	作業所	0名	1名	0名	0名	1名
	学生	2名	0名	0名	0名	2名
	無職	8名	4名	1名	12名	25名
	計	15名	5名	3名	14名	

（筆者作成）

入所３名に変化していた。在宅３４名のうち１６名と、半数近くの患者が何らかの形で社会に参加できている。

まとめ

てんかん患者のもつ障害は発作のみならず多彩であるが、適切なリハビリテーションを実施することで患者の社会参加を実現することが可能であり、治療は発作のみに向けられるべきではない。現在日本にある多くの社会資源を有機的に活用し、今もって不備なわが国におけるてんかんのリハビリテーション体制を整備する必要がある。

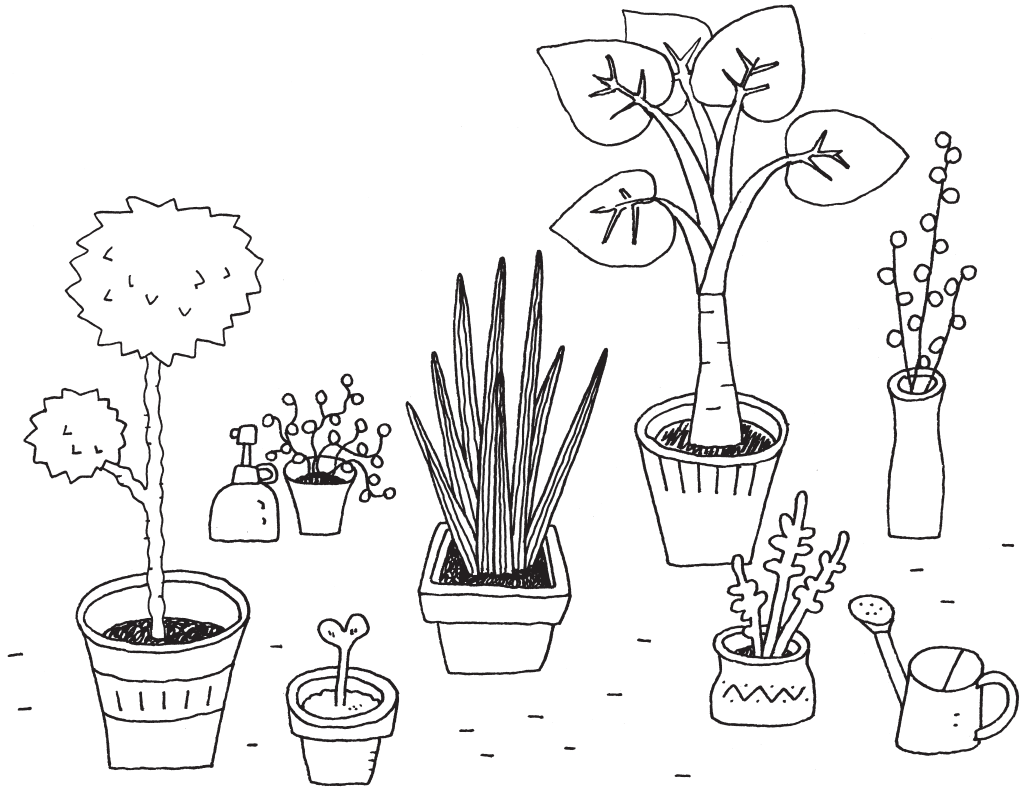

5．豊かな生活支援を求めて

てんかんの障害を発作以外の重複症状や阻害要因も含めて障害として把握し、多層的に理解することによって、てんかんのある人たちの生活支援の方向性が示されます。地域生活支援センターや精神保健福祉センターなどにおいて、てんかんだからといって特別扱いしないという発想は、ある意味で歓迎すべきメッセージ性も含みつつ、しかし、てんかんの障害特性が明確に理解されていないことに由来するとも思われます。

てんかんは発作対応がすべてではないという実践的な支援から得られた回答に大きくうなずきながら、すべてでないならば残りの部分はどこにあるのか？と問いかけてみたい衝動にかられます。残りの部分を明らかにして、生活支援に肉付けしてゆくことが求められています。

身体の分野・知的の分野・精神の分野において多様な社会資源があり、多くの生活支援が提供されています。いみじくも「障害者自立支援法」の成立によって、これら障害種別のサービス体系を一本化することになりました。さらに、施設も実施する事業を主軸に再編成されます。これまで、てんかんのある人たちが有効に使えるプログラムがなかったり、あるいはフィット感に乏しいきらいがあることが指摘されてきましたが、「てんかんの障害特性」を理解して、てんかんのある人たちの社会参加が進むことが期待されます。

本事業は次年度へ継続して、てんかんの障害が軽度～中程度の人たちを対象とした生活支援のあり方を、さらに中程度～重度の人たちを対象とした生活支援のあり方を、それぞれ発展させてゆきたいと考えております。

（注１）日本障害者協議会（JD）「所得保障制度に関する特別委員会」提言

（注２）八木和一「てんかんの障害は発作だけではない」『「働きたーい！」の思いを実現するために』日本てんかん協会、東京、2003年

（注３）八木和一「てんかんリハビリテーションの意義と阻害要因」『てんかんリハビリテーション研究１』日本てんかん協会、東京、1986年

（注４）下川悦治「てんかん分野での作業所づくりの推進のために」『発作があっても仕事がしたい』第５ひかり共同作業所「あかり」、福岡、1997年

（注５）久保田英幹「てんかん患者の社会参加」「医薬ジャーナル」42　：110-114、医薬ジャーナル社、東京、2006年

資料編

社会資源一覧

精神障害者地域生活支援センター

生活の相談、交流の場、社会参加など地域で生きるための必要な要素をなるべくたくさん盛り込んだ、地域生活支援のまさに核となるセンターです。

障害者就業・生活支援センター

いくつかの役割の異なる福祉施設の連合体として、就業から日常生活まで、障害に関わるさまざまな相談を受け、地域の関係機関や事業所につないでいくセンターです。ここ数年で全国の設置数も着々と増えています。

精神保健福祉センター

都道府県や政令指定都市にあり、精神科医、精神保健福祉士、保健師や臨床心理の専門家などで構成されているスタッフが、相談対応やこころの健康に関する啓発事業をおこなっています。

きょうされん

小規模作業所をはじめ授産施設やグループホーム、生活施設、生活支援センターなど、全国のいろいろな事業所が会員になっています。さまざまな事業形態をもち、国へむけた全国規模での要望行動など、活発な運動で障害者の地域生活を支えるための場を大きく広げています。

精神障害者地域生活支援センター一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
●北海道			
函館地域生活支援センター	042-0935	函館市駒場町9-24	0138-54-6757
やすらぎ	048-2672	小樽市塩谷4-72-1	0134-29-3178
苫小牧地域生活支援センター	053-0805	苫小牧市新富町1-3-16	0144-75-2808
西いぶり地域生活支援センター	059-0036	登別市美園町2丁目23-1	0143-86-0707
地域生活支援センター手稲	006-0816	札幌市手稲区前田6条13	011-686-0502
地域生活支援センターさっぽろ	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-1118
地域生活支援センター　みなみ	062-0922	札幌市豊平区中の島2条12丁目	011-825-1373
あさかげ生活支援センター	065-0033	札幌市東区北33条東14丁目	011-753-5294
千歳地域生活支援センター	066-0041	千歳市清水町4丁目15-1	0123-40-6323
地域生活支援センターあかしあ	070-0864	旭川市住吉4条1丁目5-26	0166-50-3333
帯広生活支援センター	080-0017	帯広市西7条南7丁目2-6	0155-23-6703
地域生活支援センター・ハート釧路	085-0034	釧路市白金町2-14	0154-32-7400
道北地域生活支援センター	096-0006	名寄市東6条南9-109	01654-9-4365
サポートセンター木馬館	097-0002	稚内市潮見2丁目18-14	0162-34-8601
遠軽町精神障害者地域生活支援センター	099-0404	遠軽町大通北4-2-95	01584-2-8455
●青森県			
すばる	030-0125	青森市大字四ツ石字里見75-2	017-764-2424
八甲	030-0131	青森市問屋町1-15-10	017-728-8601
やましろ	030-1271	青森市大字六枚橋磯打95-26	017-754-3010
ハートステーション	031-0802	八戸市小中野8-14-24	0178-43-5431
地域生活支援センターベル・エポック	031-0813	八戸市新井田字出口平32-2	0178-30-1100
清里	031-0813	八戸市大字新井田字松山下野場7-9	0178-25-0055
アセンドハウス	034-0089	十和田市西二十三番町5-5	0176-21-1173
大石の里	036-1343	岩木町大字百沢字東岩木山3138-2	0172-93-2110
ぴあす	036-8035	弘前市百石町2-1	0172-31-2731
つぐみ	036-8302	弘前市高杉字五反田173-7	0172-99-1155
つがる野工房生活支援センター	036-8356	弘前市下白銀町15-18	0172-31-2260
支援センターすみれ	036-8373	弘前市藤代2-11-6	0172-37-3422
ラ・プリマベラ	037-0085	五所川原市芭蕉48-2	0173-38-1331
翔	038-3503	鶴田町鶴田字押上52	0173-23-1030
青明舎（旧称　青山荘）	039-1104	八戸市大字田面木字赤坂35-35	0178-27-2087
●岩手県			
地域生活支援センター滝沢	020-0173	岩手郡滝沢村字後307-24	019-688-1873
地域生活支援センター一関	021-0821	一関市三関字小沢68-3	0191-26-5472
地域生活支援センター星雲	022-0004	大船渡市猪川町字下権現堂101-1	0192-21-1305
精神障害者地域生活支援センター水沢	023-0818	水沢市東町4	0197-24-8425
地域生活支援センターあけぼの	025-0095	花巻市石神町364	0198-21-1813
地域生活支援センター釜石	026-0053	釜石市定内町1-8-10	0193-23-5105
地域生活支援センターみやこ	027-0096	宮古市大字崎鍬ヶ崎4字早稲栃1-11	0193-64-7878
地域生活支援センター久慈	028-0021	久慈市門前第1地割151-1	0194-52-8177
地域生活支援センターのぞみ	028-5301	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野16-1	0195-32-2921

●宮城県			
仙台市生活支援センター ほっとすぺーす	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢 12-1	022-225-6551
向日葵ライフサポートセンター	981-1102	仙台市太白区袋原五丁目 17-33	022-741-2880
ぴあ☆はうす	983-0824	仙台市宮城野区鶴ケ谷三丁目 21-12	022-388-4388
てれんこ	984-0063	仙台市若林区石名坂 70	022-716-8152
ほわっと・わたげ	984-0823	仙台市若林区遠見塚一丁目 18-48	022-285-3531
宮城県精神障害者地域生活支援センター	989-6117	大崎市古川旭 5-7-1	0229-23-1553
●秋田県			
クローバー	011-0917	秋田市飯島道東 2 丁目 13-20	018-846-5328
松風	012-0055	湯沢市山田字中屋敷 15-1	0183-78-0066
のぞみ	013-0014	横手市上内町 6-39	0182-36-8070
和	015-0011	由利本荘市石脇字田中 108	0184-24-0753
●山形県			
おーる	990-0827	山形市城南 2-1-41	023-647-4266
翔（はばたき）	997-0045	鶴岡市西新斎町 2-2	0235-29-7088
ライフサポートとまり木	999-2221	南陽市椚塚 929	0238-40-4055
西村山精神障害者地域生活支援センター ういんず	999-3511	西村山郡河北町谷地己 8-6	0237-73-3240
●福島県			
ひびき	960-8061	福島市五月町 1-15	024-522-6886
アイ・キャン	963-0102	郡山市安積町笹川字四角坦 59-7	024-945-1100
ウェーブ	963-0201	郡山市大槻町字御前 5	024-962-1221
ジョイ	965-0876	会津若松市山鹿町 4-3	0242-29-1106
ウィズピア	966-0902	喜多方市松山町字北原 3634-1	0241-21-1066
こころん	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字下根岸 9	0248-54-1115
スペースけやき	970-8026	いわき市平字北目町 39-10	0246-35-0799
結いの里	979-0604	双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂 3-2	0240-26-0133
●茨城県			
ほびき園	300-0213	新治郡霞ヶ浦町牛渡 5513-1	029-898-3661
つくばライフサポートセンター	300-2645	つくば市上郷 7563-67	029-847-7980
いなしきハートフルセンター	301-0902	稲敷郡新利根町上根本 3551	0297-87-0022
煌	306-0414	猿島郡境町内門 718-1	0280-81-3152
かさはら	310-0852	水戸市笠原町 1370-1	029-305-5851
FOO（風）	310-0902	水戸市渡里町 2844-5	029-302-5385
ふわり	311-1231	ひたちなか市柳沢 2831	029-264-1500
ディライトホーム	311-4163	水戸市加倉井町 104	029-254-7814
KUINA センター	312-0017	ひたちなか市長堀町 3-13-1	029-276-0300
ライトハウス	319-1221	日立市大みか町 2-28-5	0294-52-8682
メンタルサポートステーションきらり	319-3526	久慈郡大子町大子 841	02957-2-5933
●栃木県			
宇都宮	320-0834	宇都宮市陽南 4-6-34	028-658-2121
みゆき	321-0983	宇都宮市御幸本町 4646	028-661-5116
県東ライフサポートセンター	321-3303	芳賀町稲毛田 1532	028-687-0311
せいわ	322-0002	鹿沼市千渡 1598	0289-64-0070
おやま	323-0014	小山市喜沢 660-14	0285-20-0280
ふるさとセンター那須	324-0414	湯津上村片府田 1301-59	0287-98-3001
ゆずり葉	325-0055	那須塩原市宮町 2-14	0287-63-7777
ハートランド	326-0338	足利市福居町 587-1	0284-70-0811

あしかが	326-0808	足利市本城1-1547	0284-41-2643
さの	327-0843	佐野市堀米町3923-15	0283-22-7741
ハートピアきつれ川	329-1412	喜連川町喜連川5633	028-686-8002
●群馬県			
ソスタ	370-0857	高崎市上佐野町796-1	027-350-5550
かぶら地域支援センター	370-2455	富岡市神農原559-1	0274-89-2014
くわのみハウス	370-3516	群馬郡群馬町稲荷台153-2	027-350-3500
よしおか	370-3603	北群馬郡吉岡町陣場55	0279-55-5147
伊勢崎地域生活支援センター	372-0001	伊勢崎市波志江町720-4	0270-20-5055
パセリ	372-0001	伊勢崎市波志江町726-1	0270-40-6475
ふらっと	373-0008	太田市鶴生田町733-123	0276-20-2509
あじさい	377-0023	渋川市明保野3641-1	0279-25-3377
ヌアリーベ	379-0115	安中市中宿124-15	027-380-5385
●埼玉県			
浦和生活支援センター	330-0073	浦和区元町1-7-8ハイツ元町304	048-881-7898
大宮中部生活支援センター	330-0834	大宮区天沼町1-404-1星野ビル201	048-843-2624
地域生活支援センターベルベッキオ	331-0812	北区宮原町3-219-1	048-661-7092
ハートフル川口	332-0021	川口市西川口6-17-46	048-256-1117
大宮東部生活支援センター	337-0042	見沼区南中野467-1スガヤハイツ205	048-687-0492
生活支援センター来夢	338-0007	中央区円阿弥1-3-15	048-840-5626
地域生活支援センターあけぼの	340-0800	八潮市大字鶴ケ曽根1130	0489-98-0852
パティオ	341-0018	三郷市早稲田3-26-3	048-950-7312
地域生活支援センター有朋	343-0851	越谷市七左町4-100-4	0489-85-6678
たけさと	344-0021	春日部市大字大場字長島1564-1	048-733-6872
ふれんだむ	345-0003	北葛飾郡杉戸町木野川134-42	0493-21-5556
ベルベール	346-0024	久喜市北青柳1331-7	0480-38-1701
のぞみ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷682	049-276-2088
かわごえ生活支援センター	350-1124	川越市新宿町4-7-5	0492-42-1735
地域生活支援センターあすみーる	355-0005	東松山市松山2183	0480-25-4955
比企地域生活支援センター	355-0008	東松山市大谷4161-1	0493-39-2584
地域生活支援センター向陽	360-0816	熊谷市石原519-5	048-520-5520
メンタルサポートハウス杜の家	362-0015	上尾市緑丘2-2-27	048-778-3531
地域生活支援センター夢の実	365-0073	鴻巣市八幡田868-1	048-596-2220
地域生活支援センターみさと	367-0101	児玉郡美里町小茂田889-1	0495-76-3646
アクセス（旧名：武甲の森）	368-0056	秩父市寺尾1476-1	0494-24-1025
●千葉県			
支援センターはなみがわ	262-0043	千葉市花見川区天戸町757-3	043-258-1400
西深井地域生活支援センター すみれ	270-0107	流山市西深井392-1	04-7154-8716
市川市南八幡メンタルサポートセンター	272-0023	市川市南八幡5-20-3	047-376-6466
船橋市地域生活支援センター オアシス	273-0005	船橋市本町3-6-3	047-423-3126
ゆりの木	283-0062	東金市家徳97-1	0475-58-9005
成田地域生活支援センター	286-0118	成田市本三里塚226-1	0476-35-7771
サザンカの里	287-0216	香取郡大栄町南敷461-5	047-488-8543
友の家	289-2513	旭市3820-15	0479-60-0608
いすきあ	294-0038	館山市上真倉2383	0470-25-3088
安房地域生活支援センター	294-0813	安房郡三芳村谷向166-2	0470-36-4888
ケアセンターさつき	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-2	0438-60-1501
パンプキンハウス	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511

●東京都			
台東区精神障害者地域・生活支援センター あさがお	111-0035	台東区西浅草2-8-10	03-3844-3773
あせび会支援センター	113-0021	文京区本駒込6-5-19-102	03-3945-2195
支援センターきらきら	114-0032	北区中十条1-2-18	03-3905-7201
荒川区精神障害者生活支援センター	116-0012	荒川区東尾久5-45-11	03-3819-3113
足立区地域生活支援センター	121-0813	足立区竹の塚6-18-12	03-3883-7177
友の家	130-0012	墨田区大平1-5-11マッハ50ビル2F	03-3626-6165
地域生活支援センターえどがわ	132-0021	江戸川区中央4-20-5	03-5678-8607
こうじや生活支援センター	144-0033	大田区東糀谷1-14-14	03-5705-0738
かまた生活支援センター	144-0051	大田区西蒲田4-4-1	03-5700-6761
渋谷区精神障害者生活支援センター	151-0053	渋谷区代々木1-20-8	03-3299-0100
セサミ	153-0065	目黒区中町2-44-13中町共同ビル2F	03-5773-5451
世田谷ネット	154-0004	世田谷区太子堂4-3-1STKハイツ2F	03-3795-0753
サポートセンターきぬた	157-0066	世田谷区成城2-39-2 成城学園ビューハイツ2F	03-3483-2471
精神障害者地域生活支援センター	164-0001	中野区中野5-68-7	03-3387-1326
杉並区地域生活支援センター	167-0051	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1976
まど	169-0075	新宿区高田馬場1-15-6	03-3200-9376
こかげ	170-0004	豊島区北大塚3-34-7	03-3949-1990
スペースピア	174-0072	板橋区南常磐台2-1-7	03-3554-3081
練馬区立精神障害者地域生活支援センター	176-0012	練馬区豊玉北5-5-19	03-3557-2020
ライフサポートMEW	180-0013	武蔵野市西久保1-6-25-401	0422-36-3830
地域生活支援センターゆー・あい	181-0012	三鷹市上連雀4-1-8	0422-43-9047
希望ヶ丘	182-0007	調布市菊野台1-24-41	0424-43-9232
プラザ	183-0055	府中市府中町3-3-9	042-358-2288
小金井市精神障害者地域生活支援センター そら	184-0004	小金井市本町2-8-15	042-304-1401
プラッツ	185-0021	国分寺市南町3-4-4	042-323-5637
なびい	186-0003	国立市富士見台1-17-4	024-575-5916
あさやけ地域生活支援センター	187-0031	小平市小川東町4-2-1	042-345-1741
ハーモニー	188-0012	西東京市南町3-4-10	0424-51-0005
ふれあいの郷	189-0002	東村山市青葉町3-30-7	042-397-6400
パティオ	190-0023	立川市柴崎町2-10-16	042-526-1459
生活支援センターフィレ	190-0814	あきる野市二宮670-5	042-518-2826
ゆうき	191-0031	日野市高幡864-15	042-591-6321
あくせす	192-0065	八王子市新町9-11ポニービル1F	0426-31-1022
さるびあ生活支援センター	194-0013	町田市原町田4-24-6	042-722-0713
虹のセンター25	196-0025	昭島市朝日町3-7-18	042-549-7733
スペースあい	198-0036	青梅市河辺町5-6-18グレース5	0428-21-7218
狛江市精神障害者地域生活支援センター リヒト	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内	03-2488-2236
東久留米市精神障害者地域生活支援センター めるくまーる	203-0053	東久留米市本町2-3-21	0424-76-1335
どんぐり	204-0004	清瀬市野塩4-230-1	0424-95-5110
多摩市障がい者地域生活支援センター のーま	206-0011	多摩市関戸4-19-5	042-311-2553
稲城市精神障害者地域生活支援センター	206-0804	稲城市百村7	042-370-2480

東大和市精神障害者地域生活支援センター ウェルカム	207-0015	東大和市中央3-912-3	042-561-0891
地域生活支援センターお伊勢の森	208-0003	武蔵村山市中央2-118	042-567-5502
●神奈川県			
カシオペア	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1	044-788-1551
カミング	229-0006	相模原市淵野辺4-15-6ヴィーナス2F	042-759-5117
港南区生活支援センター	233-0003	横浜市港南区港南4-2-7	045-842-6300
アメグスト	238-0022	横須賀市公郷町5-32	0468-52-3743
保土ヶ谷区生活支援センター	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11	045-333-6111
神奈川区生活支援センター	221-0825	横浜市神奈川区反町1-8-4	045-322-2907
栄区生活支援センター	247-0007	横浜市栄区小菅ケ谷3-32-12	045-896-0483
コンパス	242-0017	大和市大和東3-1-6JMビル4F	046-260-1027
とらいむ	248-0014	鎌倉市由比ガ浜2-11-18	0467-61-3205
あしがら	250-0105	南足柄市関本403-2りんどう会館内	0465-71-0117
おあしす	251-0052	藤沢市藤沢1063新倉ビル3・4F	0466-55-1399
元町の家	253-0043	茅ヶ崎市元町16-3	0467-82-1685
はたの	259-1303	秦野市今川町2-15(H17.4.1移転予定)	0463-83-8855
●新潟県			
地域生活支援センターサンスマイル	940-2035	長岡市関原町1丁目中原3195	0258-47-5138
地域生活支援センターこまくさ	941-0058	糸魚川市南寺町1-1-8	0255-53-2316
つくしセンター	943-0823	上越市高土町3-2-12	0255-21-2860
地域生活支援センターゆきぐに北魚沼	946-0216	魚沼市須原1370-5	02579-7-3880
夕映えの郷地域生活支援センター	949-3116	上越市大潟区犀潟410-5	0255-34-3100
越路ハイム地域生活支援センター	949-5406	三島郡越路町大字浦5041-1	0258-92-5104
地域生活支援センターみなみうおぬま	949-6609	南魚沼市八幡字日越118-2	0257-70-0857
生活支援センターふらっと	951-8142	新潟市関屋大川前1	025-265-5958
地域生活支援センターはまなす	958-0024	村上市瀬波中町10-1	0254-50-7104
やすらぎ	959-0242	西蒲原郡吉田町大保町25-15	0256-94-7486
地域生活支援センターぐみの郷	959-2655	北蒲原郡中条町大字本郷544-1	0254-43-4400
地域生活支援センターエンゼル妻有	948-0082	十日町市龍甲333-1	0257-50-7180
●富山県			
和敬会生活支援センター	930-0103	富山市北代5200	076-434-8100
あすなろセンター	930-0173	富山市野口南部132	076-427-1115
ゆりの木の里	930-0887	富山市五福474-2	076-433-4500
ひまわり	932-0836	小矢部市埴生1476-2	0766-67-7340
あしつきふれあいの郷	933-0935	高岡市博労本町4-1	0766-29-3335
サポート新川	937-0016	魚津市立石205-2	0765-23-0009
フィールド・ラベンダー	939-8073	富山市大町3-4	076-495-1555
●石川県			
ライフワーク金沢生活支援センター	920-0205	金沢市大浦町ホ24-1	076-238-7800
地域生活支援センターいしびき	920-0935	金沢市石引2-1-2	076-231-3316
地域生活支援センターあるふぁ	921-8025	金沢市増泉1-20-17	076-280-9147
生活支援センターののいち	921-8834	石川郡野々市町中林4-120	076-248-6565
地域生活支援センターかが	922-0831	加賀市幸町2-60	0761-72-7779
地域生活支援センターなごみ	923-0851	小松市北浅井町リ123	0761-23-7232
ピアポートのと	926-0021	七尾市本府中町ワ部34	0767-54-0808
●福井県			
おくえつ	912-0021	大野市中野56-1-1	0779-66-7711

はあとぽーと さくらケ丘	914-0144	敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-2068
アップ	915-0082	武生市国高2丁目42-6	0778-21-5400
やすらぎ	916-0021	鯖江市三六町1丁目2-5-1	0778-53-0002
トゥモロー	917-0075	小浜市南川町8-1-2	0770-52-1201
あゆみ	919-0317	福井市北山町22馬洗1-1	0776-41-8338
さかい	919-0631	あわら市高塚41字向山13	0776-73-2800
●山梨県			
みさき	400-0007	甲府市美咲1-324-1	055-251-6001
きがる館	400-0405	南アルプス市下宮地421	055-282-4004
すみよし生活支援センター	400-0851	甲府市住吉4-1900-1	055-221-0073
塩山市精神障害者地域生活支援センター	404-0042	塩山市上於曽977-5	0553-32-0285
●長野県			
希来里	380-0911	長野市稲葉147-5	026-267-5685
ライフサポートりんどう	381-0041	長野市徳間3222	026-239-7077
皆神ハウス	381-1223	長野市皆神台157	026-278-7466
はばたき	381-2226	長野市川中島町今井1387-5	026-285-5304
やすらぎ	386-0002	上田市住吉167-1	0268-25-2000
燦メンタルクラブ	390-8648	松本市城西1-9-2	0263-39-4624
南信地域生活支援センター	395-0054	飯田市箕瀬町2-2561-4	0265-56-8732
●岐阜県			
ふなぶせ	500-8211	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168
ザールせいすい	501-1106	岐阜市石谷字池田1330-1	058-235-6080
鵜飼	501-1128	岐阜市洞1026	058-239-0611
かざぐるま	501-3932	関市稲口774-1	0575-23-8877
すいせい	501-4193	郡上市美並町大原289番地	0575-79-2304
せせらぎ	503-0022	大垣市中野町1-10	0584-81-8521
グリーンヒル	503-0401	海津郡南濃町津屋1491-1	0584-55-2501
ひびき	505-0004	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋3555	0574-25-0979
やまびこ	509-4124	高山市国府町村山251-2	0577-72-5023
●静岡県			
地域生活支援センターきさらぎ	410-0317	沼津市石川828-3	055-967-5952
地域生活支援センターあゆみ橋	410-0801	沼津市大手町4-3-35	055-954-2735
地域生活支援センターなかせ	410-0811	沼津市中瀬町17-11	055-935-5680
田方精神障害者地域生活支援センター	410-2315	田方郡大仁町田京1259-294	0558-75-5600
やまいも倶楽部	412-0046	御殿場市保土沢1080-78	0550-80-0557
地域生活支援センターいとう	414-0028	伊東市銀座元町6-21	0557-32-5680
ゆうゆう	417-0801	富士市大渕2815-1	0545-35-2911
地域生活支援センターおさだ	421-0113	静岡市駿河区下川原5-36-60	054-257-5605
はーとぱる	424-0934	静岡市清水区村松原3-14-8	0543-37-1746
ナルド	431-1304	引佐郡細江町中川7220-7	053-437-4609
はまかぜ	432-8063	浜松市小沢渡町2760	053-415-0770
だんだん	433-8101	浜松市三幸町201-4	053-420-0802
サポートセンター・ぽるた	434-0037	浜北市沼265-6	053-584-6307
さわや家	436-0033	掛川市篠場779-2	0537-22-2312
いろいろ	438-0027	磐田市三ヶ野1528-4	0538-39-6377
●愛知県			
ポレポレ	442-0863	豊川市平尾町諏訪下　10	0533-88-7968
地域生活支援センター山中	444-3511	岡崎市舞木町字小井沢4-1・19-4	0554-48-2055

親愛の里そよかぜ	453-0053	名古屋市中村区中村町9-66	052-419-3166
やすらぎ	463-0074	名古屋市守山区町北11-59	052-791-2170
柏葉	470-0151	愛知郡東郷町大字諸輪北木戸西108	05617-3-1811
サン・クラブ	470-0344	豊田市保見町横山100	0565-48-8331
エポレ	470-1215	豊田市広美町郷西73-1	0565-25-0125
ひろばわっぱる	470-2531	知多郡武豊町大字富貴小桜176	0569-73-1609
キャンバス	474-0037	大府市半月町3-293	0562-45-5575
尾張北部地域生活支援センター	484-0094	犬山市大字塔野地字大畔10	0568-61-1505
●三重県			
ふれあいの家	510-0226	鈴鹿市岸岡町589-6	0593-81-5586
ソシオ	510-0885	四日市市日永5039	0593-45-2356
アジサイ	511-0426	いなべ市北勢町其原字楚里1953	0594-72-2618
HANA	512-1111	四日市市山田町向山836-1	0593-29-1940
アンダンテ	514-0818	津市城山1-8-16	059-238-0303
こだま	515-0043	松阪市下村町字覚部2203-1	0598-20-2720
ひびき	518-0615	名張市美旗中村2326	0595-67-4177
●滋賀県			
風（ふう）	520-2433	野洲市八夫1318	077-589-8784
このゆびとまれ	520-3213	湖南市大池町10-1	0748-75-8949
ふらっと	523-0891	近江八幡市鷹飼町52	0748-37-6195
そら	526-0835	長浜市室町薬師堂396-2	0749-68-2255
しろやま	528-0031	甲賀市水口町本町2丁目2-27	0748-62-8181
ステップ゜あップ゜21	529-1168	犬上郡豊郷町八目49	0749-35-0333
わたむきの里	529-1642	蒲生郡日野町上野田805	0748-52-6032
●京都府			
京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン	604-8845	中京区壬生東高田町1-15	075-315-2240
らしく	606-8101	左京区高野蓼原町43-1	075-705-2850
ふれあいサロン　ねっこの郷	613-0903	伏見区淀本町231-40	075-631-0505
西京地域生活支援センター	615-8262	西京区山田四ノ坪町12-8	075-392-1051
地域生活支援センターアンサンブル	617-0844	長岡京市調子2-5-7	075-956-2543
障害者地域生活支援センターいづみ	619-1143	相楽郡加茂町大字観音寺小字石部8	0774-76-0076
ふきのとう	620-0928	福知山市字奥野部小字三ノ宮252	0773-24-1417
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	625-0007	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦202-56	0773-66-7707
●大阪府			
こころの相談室リーフ	533-0031	大阪市東淀川区西淡路1-13-25	06-6815-8975
すいすい	537-0024	大阪市東成区東小橋1-8-12	06-6997-0114
もくれん	546-0023	大阪市東住吉区矢田6-8-7	06-6694-9021
ふらっとめいじ	550-0012	大阪市西区立売堀1-12-8	06-6541-6668
にしなりWing（サワサワ）	557-0061	大阪市西成区北津守3-6-4	06-4392-8700
ふれあいの里	557-0063	大阪市西成区南津守1-4-46	06-6659-2672
こころの相談ネットふうが	558-0054	大阪市住吉区帝塚山東5-8-3	06-6678-9205
クム	561-0803	豊中市城山町1-9-4	06-6865-0533
る〜ぷ	561-0814	豊中市豊南町東2-6-4	06-6331-5164
パオみのお	562-0026	箕面市外院3-7-35	0727-26-7800
咲笑（さくら）	563-0042	池田市宇保町8-30ジェムトレンド101	0727-48-1714
すいた以和貴	564-0028	吹田市昭和町2-1	06-4860-1771
シード	564-0041	吹田市泉町5-9-6	06-6317-0661

菜の花	567-0801	茨木市総持寺 1-2-20	072-621-0018
高槻地域生活支援センター	569-0023	高槻市松川町 249-7	0726-62-8130
シュポール	570-0005	守口市八雲中町 3-13-17	06-6908-6416
あん	571-0062	門真市宮野町 2-20	072-885-1144
あおぞら	572-0075	寝屋川市葛原 1-27-20	072-838-7227
陽だまり	573-1161	枚方市交北 2-7-15	072-809-0015
あーす	574-0027	大東市三住町 2-39	072-873-3838
ふう	577-0809	東大阪市永和 2-18-4	06-6722-5531
花園地域地域生活支援センター	578-0941	東大阪市岩田町 3-14-51	06-6730-2947
そうそう	580-0006	松原市大堀 3-10-19	072-331-4081
ちのくらぶ	581-0025	八尾市天王寺屋 6-59	0729-49-5181
かしわら	582-0026	柏原市旭ヶ丘 4-672	0729-78-6072
わっと	583-0027	藤井寺市市岡 2-12-6 進和藤井寺ビル 3F	0729-30-0733
いーず	589-0022	大阪狭山市西山台 3-4-1	072-367-3990
アンダンテ	590-0014	堺市田出井町 698-56	0722-25-0850
む～ぶ	591-8021	堺市新金岡町 5-1-14	072-258-6646
ふれあい	594-0002	和泉市上町 42	0725-40-1827
かけはし	596-0825	岸和田市土生町 1548-1	0724-31-3878
みずま	597-0104	貝塚市水間 516-1-1	0724-46-6510
すずらん	598-0071	泉佐野市鶴原 2806	0724-64-9884
ゆい	599-8235	堺市深井東町 3134	072-277-9555
●兵庫県			
中央地域生活支援センター	651-0076	神戸市中央区吾妻通 4-1-6	078-262-7511
ひだまり小倉	651-1243	神戸市北区山田町下谷上字西丸山 20-30	078-582-5544
虹の里	651-2235	神戸市西区櫨谷町長谷字渋谷 83-26	078-993-1667
夢野地域生活支援センター	652-0063	神戸市兵庫区夢野町 4-3-13	078-511-3273
ヨハネ地域生活支援センター	654-0015	神戸市須磨区奥山畑町 2	078-737-6936
ハーモニー垂水	655-0024	神戸市垂水区御霊町 6-10	078-704-3340
わかば	658-0046	神戸市東灘区御影本町 3 丁目 9-8	078-843-0592
淡路精神障害者生活支援センター	656-0015	洲本市上加茂 7	0799-26-0525
ほっと	669-2314	篠山市東沢田 240-1	0795-54-2073
けいふう	670-0061	姫路市西今宿 5-3-8	0792-91-0531
ほほえみ	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通 1-5	078-935-4188
さんぽみち（仮称）		赤穂市浜市	
●奈良県			
コスモールいこま	630-0257	生駒市元町 1-9-17	0743-73-7000
夢	630-8044	奈良市六条西 4-6-3	0742-52-2900
歩っと	630-8244	奈良市三条町 512-3	0742-20-5988
ウイング	631-0818	奈良市西大寺赤田町 1-7-1	0742-45-2272
むく	634-0063	橿原市久米町 652-2	0744-51-1100
なっつ	635-0014	大和高田市三和町 2-17	0745-23-8072
クローバー	636-0002	北葛城郡王寺町王寺 2-6-1	
ふらっと	639-1042	大和郡山市小泉町 73-1	0743-54-8112
●和歌山県			
和歌山生活支援センター	640-8123	和歌山市三沢町 3-40	073-427-8149
櫻	641-0054	和歌山市塩屋 3-6-2	073-444-2468
紀南障害者地域生活支援センター	646-0025	田辺市神子浜 2－23-12	0739-23-3667
岩出生活支援センター	649-6224	那賀郡岩出町山崎 254	0736-61-0615

障害者地域生活（総合相談・訪問）支援センター	649-5100	東牟婁郡太地町3077-13	
●鳥取県			
精神障害者地域生活支援センター サマーハウス	680-0007	鳥取市湯所町1-131	0857-36-1151
精神障害者中部地域生活支援センター	682-0023	倉吉市山根43	0858-26-2346
精神障害者地域生活支援センター翼	683-0841	米子市上後藤3-5-1	0859-29-8899
●島根県			
ビ・フレンディング	690-0033	松江市大庭町1461-3	0852-23-4111
アクティヴよめしま	690-0047	松江市嫁島町4-29	0852-26-2222
ステップ	692-0011	安来市安来町927-2	0854-23-0357
ふあっと	693-0014	出雲市武志町693-1	0853-25-0130
ライフサポートセンター	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-82-3077
ハートフルみずほ	696-0222	邑智郡邑南町下田所334	0855-83-1944
オアシス	697-0052	浜田市港町285-1	0855-22-8115
エスティーム	699-0501	簸川郡斐川町学頭1625-27	0853-72-7085
そよかぜ館	699-1311	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-0020
益田市障害者福祉センター	699-5132	益田市横田町2087-1	0856-31-5100
●岡山県			
県立内尾センター	701-0212	岡山市内尾739-1	086-298-2111
瀬戸内市地域生活支援センター スマイル	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄880-1	0869-22-9600
支援センター・コンドル	702-8026	岡山市浦安本町208-6	086-261-7885
ぱる・おかやま	703-8236	岡山市国富2-2-29	086-270-3322
玉野市精神障害者地域生活支援センター	706-0011	玉野市宇野1-8-8	0863-33-5151
地域生活支援センター　ネクスト津山	708-0884	津山市津山口308-5	0868-22-1177
東備地域生活支援センター	709-0451	和気郡和気町和気702	0869-92-9123
精神障害者御津地域生活支援センター	709-3111	御津郡建部町福渡834-2	0867-22-5200
勝田郡地域生活支援センター	709-4311	勝田郡勝央町岡1338	0868-38-0161
倉敷市玉島障害者支援センター	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎2-1-10	086-525-7867
●広島県			
ひだまり	720-1147	福山市駅家町向永谷304-1	084-977-1200
地域生活支援センターるり	722-0042	尾道市久保町1714-1	0848-20-8123
さ・ポート	723-0017	三原市港町3-849-194	0848-66-1975
365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655
ふらっと	729-4101	甲奴郡甲奴町本郷1215-1	0847-67-5052
清風会支援センター	731-0511	安芸高田市吉田町竹原920番地	0826-47-2092
いつかいち	731-5127	広島市佐伯区五日市1-5-39	082-943-5562
ぬくもりのサロン	732-0034	広島市東区温品町字森垣内510-1	082-289-6088
ふれあい	734-0001	広島市南区出汐3-2-20	082-250-7830
モルゲンロート	739-0323	広島市安芸区中野東4-5-35	082-892-3050
みどりの風	737-0001	呉市阿賀北1-15-2	0823-75-2255
ふたば	737-0143	呉市広白石4-7-22	0823-76-4855
ハートフルセンターつぼみ	737-0817	呉市上二河町5-12	0823-29-3030
みらい	739-0651	大竹市玖波1173-4	08275-7-7451
地域生活支援センターまほろば	739-2105	東広島市高屋町檜山267-1	082-493-8751
●山口県			
トライアングル	741-0081	岩国市横山1-12-51	0827-44-3244
リフレ精神障害者地域生活支援センター	742-0313	玖珂郡玖珂町大坪1887	0827-82-0018

地域生活支援センターウィング	745-0833	周南市泉原町 10-1	0834-21-4573
やまぐち	747-1221	山口市鋳銭司3347-2	083-986-2832
地域生活支援センターヒエダ	751-0856	下関市稗田中町8-18	0832-51-6161
生活支援センターふなき	757-0216	宇部市大字船木833-22-2	0836-67-2464
支援センター一歩社	759-6311	下関市豊浦町大字吉永627-2	0837-75-4171
●徳島県			
清風	770-0862	徳島市城東町2-7-9	088-602-0202
虹の里	771-1203	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	088-692-2312
ことじ	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東 179-7	088-694-6606
せせらぎ	771-4261	徳島市丈六町行正 19-1	088-645-2866
オリーブの木	772-0011	鳴門市撫養町大桑島字北の浜53	088-685-5524
とみた	779-2306	海部郡日和佐町西河内字月輪35	0884-77-1230
●香川県			
クリマ	761-0123	木田郡牟礼町原883-16	087-845-0335
ほっと	761-0443	高松市川島東町 1914番地1	087-840-3770
オリーブ	761-4301	小豆郡池田町大字池田字下地2519-7	0879-75-2310
ライブサポートセンター	761-8047	高松市岡本町字上新開60-1	087-815-7877
中讃地域生活支援センター	762-0023	坂出市加茂町700-13	0877-56-3200
はなぞの	763-0073	丸亀市柞原町 116	0877-21-5712
ありあけ	768-0040	観音寺市柞田町甲 1340-4	0875-57-5501
●愛媛県			
まごころの会	792-0004	新居浜市北新町 1-40	0897-35-2223
今治市精神障害者地域生活支援センター ときめき	794-0032	今治市天保山町2丁目2-1	0898-34-3081
くじら	796-8010	八幡浜市大字五反田 1-106	0894-24-6750
柿の木	798-0027	宇和島市柿原字黒ハザ甲 1128-1	0895-20-0901
いろり	798-4102	南宇和郡愛南町御荘平山7	0895-70-4012
●高知県			
こうち	780-0053	高知市駅前町3-13	088-871-7583
てく・とこ・瀬戸	780-0252	高知市瀬戸東町3-109	088-841-2144
広場そよかぜ	781-8121	高知市葛島4-3-3	088-880-3233
高幡広域精神障害者地域生活支援センター	785-8601	須崎市山手町 1-7	0889-43-2825
かけはし	788-0051	宿毛市押ノ川字野中 1052-1	0880-63-3053
●福岡県			
浅野社会復帰センター	802-0001	北九州市小倉北区浅野2-16-38	093-513-2570
パルハウスぽちぽち	809-0018	中間市通谷 1-36-2	093-243-3387
ピアひがし	811-0213	福岡市東区和白丘3-2-18	092-607-1158
希望	815-0082	福岡市南区大楠 1-35-17	092-524-4153
かけはし	811-2243	糟屋郡志免町志免東4-1-2	092-937-2831
みどり	811-3295	宗像郡福間町花見が浜 1-5-1	0940-34-9750
ピアッツァ桜台	818-0066	筑紫野市大字常松456-2	092-919-2055
ゆう	826-0042	田川市大字川宮 1524-8	0947-46-2678
みらい	828-0048	豊前市大字久路土 1491-1	0979-83-0351
ピアくるめ	830-0027	久留米市長門石 1-1-32	0942-36-5321
のぞえ「風と虹」	830-0053	久留米市藤山町 1730	0942-51-8555
ゆうゆうハイツ	834-0006	八女市吉田 1169-1	0943-23-5304
潮	836-0004	大牟田市大字手鎌 1978-1	0944-41-8733
あじさい	836-0862	大牟田市原山町 1-6	0944-55-8555

●佐賀県			
精神障害者地域生活支援センターぷらっと	849-0915	佐賀市兵庫町藤木1006-1	0952-34-4866
●長崎県			
壱岐地域生活支援センターひまわり	811-5136	壱岐市郷ノ浦町片原触2510番地	0920-47-0116
和みの里	851-3214	西彼杵郡琴海町大平郷2076	095-840-7132
サポートセンターゆうなぎ	853-0016	五島市紺屋町1番地49	0959-72-4710
つばさ	855-0001	島原市中野町丙237	0957-65-0230
大村市地域生活支援センター ラム	856-0832	大村市本町413-2	0957-54-9100
とよたけ	856-0847	大村市西部町1019-1	0957-53-7581
ふれんず	857-0053	佐世保市常盤町8-8 富士ビル4階	0956-23-5389
ハートピア青空	859-6408	北松浦郡世知原町栗迎免1	0956-73-3230
●熊本県			
こころ	860-0083	熊本市大窪2-6-7	096-352-5717
なでしこ	861-0141	鹿本郡植木町投刀塚295-2	096-272-7214
アントニオ	861-2233	上益城郡益城町惣領1530	096-286-3611
熊本きぼう生活支援センター	861-4106	熊本市南高江7-8-77	096-358-4054
アシスト	861-8002	熊本市龍田町弓削字権現窪704-2	096-337-5211
熊本県あかね生活支援センター	862-0983	熊本市戸島西3丁目4-150	096-365-2988
ふれあい	865-0048	玉名市小野尻5	0968-73-1022
すまいる	866-0895	八代市大村町720-1	0965-32-8171
うきうき地域生活支援センター	869-0416	宇土市松山町1843-1	0964-22-2510
きくよう地域生活支援センター	869-1102	菊池郡菊陽町原水5587	096-232-8518
●大分県			
博愛地域生活支援センター	870-0868	大分市大字野田818	097-549-6620
きぼう21	870-1141	大分市大字下宗方760-1	097-586-1271
三角ベース	873-0222	東国東郡安岐町大字下山口字延吉9-2	0978-64-7533
泉	874-0921	別府市富士見町1365番6	0977-25-3443
ラム	877-0078	日田市大字友田2413-1	0973-22-2711
わかば園	879-0463	宇佐市大字中原字廣畑574-4	0978-32-0907
とよみ園	879-2476	津久見市大字長目119-1	0972-82-7553
●宮崎県			
すみよし	880-0121	宮崎市大字島之内馬出7217番地1	0985-30-2524
江南よしみ地域生活支援センター	880-0931	宮崎市古城町南川内676番地	0985-64-1033
はまゆう	883-0021	日向市大字財光寺1225番地	0982-54-3115
和み	887-0021	日南市中央通1丁目3-13 丸幸ビル2F	0987-31-0567
●鹿児島県			
ひだまり	891-0111	鹿児島市小原町8-1	099-260-5865
かけはし	891-0144	鹿児島市下福元町6088-3	099-261-5100
指宿ライフサポート	891-0304	指宿市東方7558	0993-24-5055
サポートやすらぎ	891-1205	鹿児島市犬迫町7749	099-238-0600
ソーバーハウス	892-0873	鹿児島市下田町691-55	099-224-1770
あゆみ	893-0014	鹿屋市寿4丁目1番43号	0994-52-1322
ゆらい	894-0035	名瀬市塩浜町13番1号	0997-57-7417
あけぼの	895-2507	大口市大田132	0995-23-0569
にじの途	897-0221	川辺郡川辺町田部田3535	0993-56-1900
集（つどい）	899-0204	出水市麓町30-68	0996-62-7399
オレンジの里	899-4501	姶良郡福山町福山1078-3	0995-54-7890

●沖縄県		
なんくる	900-0024　那覇市古波蔵4-7-7	098-836-6970
ひかり	901-0362　糸満市字真栄里870	098-994-5100
てるしの	901-1104　島尻郡南風原町字宮平206-1	098-888-5658
あおぞら	901-2113　浦添市大平1-23-13	098-879-6644
おきなわ	904-2171　沖縄市高原7-35-1	098-930-1703
あいあい	904-2215　うるま市みどり町1-1-9	098-979-0555
ウェーブ	905-0017　名護市大中2-2-4	0980-53-1173
ひらら	906-0012　平良市字西里1472-160	0980-72-6668
まーる	907-0012　石垣市美崎町1-9	0980-84-1341

（2005年4月1日現在）

障害者就業・生活支援センター一覧

センター名	郵便番号	所在地	電話番号
札幌障害者就業・生活支援センター サポートinサッポロ	060-0807	北海道札幌市北区北七条西2-6 37山京ビル516号室	011-738-2000
小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	047-0024	北海道小樽市花園4-14-3	0134-31-3636
函館障害者就業・生活支援センター すてっぷ	041-0802	北海道函館市石川町41-3	0138-34-7177
津軽障害者就業・生活支援センター	036-1321	青森県中津軽郡岩木町 大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524
胆江障害者就業・生活支援センター	023-0824	岩手県水沢市泉町9-1	0197-51-6306
宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	027-0097	岩手県宮古市大字崎山 第5地割字内ノ沢94番地	0193-62-8011
石巻地域障害児(者)支援センター	986-0016	宮城県石巻市八幡町2-4-23	0225-93-2924
県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター	898-6162	宮城県古川市駅前大通1-15-8 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
秋田県南障害者就業・生活支援センター	019-1402	秋田県仙北郡美郷町野中 字下村55-2	0187-84-3809
ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	010-0817	秋田県秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま	993-0085	山形県長井市高野町2-3-1 置賜総合支庁西庁舎内	0238-88-5357
村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートぱる	990-0041	山形県山形市緑町1-9-30	023-629-6290
いわき障害者就業・生活支援センター	970-8026	福島県いわき市平字田町24	0246-24-1588
県中地域障害者就業・生活支援センター	963-8862	福島県郡山市菜根3-426-2	024-927-6651
水戸地区障害者就業・生活支援センター	311-4141	茨城県水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
社会福祉法人慶育会 障害者就業・生活支援センター なかま	308-0811	茨城県筑西市茂田1740	0296-22-5532
とちぎ障害者就業・生活支援センター	321-0201	栃木県下都賀郡壬生町安塚2032	0282-86-8917
群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	370-3106	群馬県群馬郡箕郷町東明屋676	027-371-8666
障害者就業・生活支援センター 障害者支援センター わーくさぽーと	373-0842	群馬県太田市細谷町1714-2	0276-32-0400
障害者就業・生活支援センター ZAC	355-0013	埼玉県東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センター こだま	367-0101	埼玉県児玉郡美里町大字小茂田 756-3	0495-76-0055
障害者就業・生活支援センター あかね園	275-0024	千葉県習志野市茜浜3-4-5	047-452-2715
障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港43番地	043-204-2385
障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	174-0072	東京都板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
障害者就業・生活支援センターしごとねっと	154-0004	東京都世田谷区太子堂2-15-1 野村三軒茶屋ビル8階	03-3418-3512

障害者支援センター ぽけっと	250-0851	神奈川県小田原市曽比1786-1 オークプラザⅡ	0465-39-2007
障害者就業・生活支援センター こしじ	949-5406	新潟県長岡市浦4712-1	0258-92-5163
障害者就業・生活支援センター ハート	955-0845	新潟県三条市西本成寺1-28-8	0256-35-6692
障害者就業・生活支援センター「アシスト」	957-0021	新潟県新発田市五十公野4685-42	0254-23-1987
富山障害者就業・生活支援センター	939-2298	富山県富山市坂本3110	076-467-5093
高岡障害者就業・生活支援センター	939-1254	富山県高岡市滝新15	0766-36-2626
金沢障害者就業・生活支援センター	920-0864	石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
こまつ障害者就業・生活支援センター	923-0942	石川県小松市桜木町96-2	0761-21-8553
福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	910-3623	福井県丹生郡清水町島寺67-30 若越ひかりの村	0776-98-3747
障害者就業・生活支援センター 陽だまり	408-0025	山梨県北杜市長坂町長坂下条 1368-1	0551-32-7373
上小地域障害者就業・生活支援センター SHAKE	386-0012	長野県上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2階	0268-27-2039
松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぷ	399-8205	長野県南安曇郡豊科町豊科4207-3 豊科町老人福祉センター内	0263-73-4664
岐阜障害者就業・生活支援センター	500-8309	岐阜県岐阜市都通2-23	058-252-2482
山ゆり障害者就業・生活支援センター	506-0054	岐阜県高山市岡本町1-100-5	0577-32-6280
静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	437-0062	静岡県袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
障害者就業・生活支援センター だんだん	433-8101	静岡県浜松市三幸町201-4	053-420-0802
障害者就業・生活支援センター ひまわり	410-0312	静岡県沼津市原1418-48	055-968-1120
豊橋障害者就業・生活支援センター	440-0022	愛知県豊橋市岩崎町字利兵72-2 岩崎通勤寮内	0532-61-2062
知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	470-2102	愛知県知多郡東浦町緒川字寿久茂 129	0562-34-6669
なごや障害者就業・生活支援センター	453-0012	愛知県名古屋市中村区井深町 15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
四日市障害者就業・生活支援センター	510-0085	三重県四日市市諏訪町2-2	0593-54-2550
伊勢志摩障害者就業・生活支援センター ブレス	516-0077	三重県伊勢市宮町1-5-20	0596-20-6525
障害者雇用・生活支援センター（甲賀）	528-0012	滋賀県甲賀市水口町暁3-44	0748-63-5830
湖東地域障害者就業・生活支援センター	522-0088	滋賀県彦根市銀座町6-10 平和堂彦根銀座店3階	0749-21-2245
京都障害者就業・生活支援センター	603-8465	京都府京都市北区鷹峰土天井町 55-2	075-494-1744
障害者就業・生活支援センター はぴねす	610-0111	京都府城陽市富野狼谷2-1	0774-56-8880
大阪市障害者就業・生活支援センター	547-0026	大阪府大阪市平野区喜連西4-7-19	06-4302-8977
北河内東障害者就業・生活支援センター	574-0036	大阪府大東市末広町15-6大東園内	072-871-0047
南河内南障害者就業・生活支援センター	584-0025	大阪府富田林市若松町西1-1888-1 第2北野ビル6階	0721-20-6576
加古川障害者就業・生活支援センター	675-0002	兵庫県加古川市山手1-11-10	0794-38-8728
神戸障害者就業・生活支援センター	652-0897	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
障害者就業・生活支援センター ウィ～ズ	636-0351	奈良県磯城郡田原本町松本160-4	07443-3-0510
なら障害者就業・生活支援センターコンパス	630-8115	奈良県奈良市大宮町3-5-35 宝泉ビル5階	0742-32-5512
紀南障害者就業・生活支援センター	646-0061	和歌山県田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830

社会福祉法人一麦会 障害者就業・生活支援センターつれもて	640-8123	和歌山県和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
とっとり障害者就業・生活支援センター	683-0064	鳥取県米子市道笑町2-126 桑本ビル1階	0859-37-2140
障害者就業・生活支援センターしらはま	689-0201	鳥取県鳥取市伏野2259-17	0857-59-6036
島根西部障害者就業・生活支援センター レント	697-0027	島根県浜田市殿町75-8	0855-22-4141
障害者就業・生活支援センター リーフ	699-0822	島根県出雲市神西沖町2476-1	0853-43-0189
松江障害者就業・生活支援センター	690-0065	島根県松江市灘町38-1	050-5202-9330
岡山障害者就業・生活支援センター	703-8555	岡山県岡山市祇園地先	086-275-5697
倉敷障害者就業・生活支援センター	710-0834	岡山県倉敷市笹沖180 くらしき健康福祉プラザ	086-434-9886
みどりの町障害者就業・生活支援センター	729-1322	広島県三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
東部地域障害者就業・生活支援センター	726-0012	広島県府中市中須町1550-1	0847-46-2636
光栄会　障害者就業・生活支援センター	755-0072	山口県宇部市中村3-12-52	0836-36-7571
障害者就業・生活支援センター「わーくわく」	771-0214	徳島県板野郡松茂町満穂 字満穂開拓50-5	088-699-4143
障害者就業・生活支援センター「箸蔵山荘」	778-0020	徳島県三好郡池田町字州津井関 1121-1	0083-72-1487
障害者就業・生活支援センター共生	769-2702	香川県東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
えひめ障害者就業・生活支援センター	790-0843	愛媛県松山市道後町2-12-11	089-917-8516
障害者就業・生活支援センター あみ	794-0022	愛媛県今治市室屋町1-1-8	0898-34-8811
障害者就業・生活支援センター ラポール	787-0010	高知県四万十市古津賀1409	0880-34-6670
高知障害者就業・生活支援センター SHINE	780-0935	高知県高知市旭町2-21-6	088-822-7119
北九州市障害者就業・生活支援センター	804-0064	福岡県北九州市戸畑区沖台2-4-8	093-871-0073
障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	834-0115	福岡県八女郡広川町大字新氏1110 グランセラーノ1階A号室	0943-32-4477
社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター	849-1422	佐賀県藤津郡塩田町大字谷所甲 1388	0954-66-9093
長崎障害者就業・生活支援センター	854-0001	長崎県諫早市福田町357-1	0957-22-2203
熊本障害者就業・生活支援センター	860-0844	熊本県熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001
熊本県南部障害者就業・生活支援センター 「結」	866-0896	熊本県八代市日置町692-1 サンライフ八代内	0965-35-3313
障害者就業・生活支援センター　大分プラザ	870-0029	大分県大分市高砂町2-50 オアシス21	097-514-3300
障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	879-0314	大分県宇佐市大字猿渡1042	0978-32-1154
みやざき障害者就業・生活支援センター	880-0877	宮崎県宮崎市宮崎駅東1-3-2	0985-35-3310
かごしま障害者就業・生活支援センター	899-2503	鹿児島県日置郡伊集院町妙円寺 1-1-1	099-272-5756
障害者就業・生活支援センター ティーダ&チムチム	905-0006	沖縄県名護市字宇茂佐943	0980-54-8181
中部地区障害者就業・生活支援センター	904-0033	沖縄県沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
南部地区障害者就業・生活支援センター しごと・せいかつ支援センター群星（むりぶし）	920-0061	沖縄県那覇市字古島12-1	098-941-5008

（2005年12月現在）

精神保健福祉センター一覧

センター名	郵便番号	住所	電話
北海道立精神保健福祉センター	003-0027	札幌市白石区本通16丁目北6-34	011-864-7121
札幌市精神保健福祉総合センター	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-0556
青森県立精神保健福祉センター	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951
岩手県精神保健福祉センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 県福祉相談センター内	019-629-9617
宮城県精神保健福祉センター	989-6117	古川市旭5-7-20	0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター はあとぽーと仙台	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
秋田県精神保健福祉センター	019-2413	仙北郡協和町上淀川字五百刈田352	018-892-3773
山形県精神保健福祉センター	990-0041	山形市小白川町2－3－30	023-624-1217
福島県精神保健福祉センター	960-8012	福島市御山町8-30	024-535-3556
茨城県精神保健福祉センター	310-0852	水戸市笠原町いばらき予防プラザ内	029-243-2870
栃木県精神保健福祉センター	329-1104	河内郡河内町下岡本2145-13	028-673-8785
群馬県こころの健康センター	379-2166	前橋市野中町368	027-263-1166
埼玉県立精神保健福祉センター	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
さいたま市こころの健康センター	338-0003	さいたま市中央区本町東4-4-3	048-851-5665
千葉県精神保健福祉センター	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891
千葉市こころの健康センター	216-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
東京都立中部総合精神保健福祉センター	156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	206-0036	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	110-0004	台東区下谷1-1-3	03-3842-0948
神奈川県立精神保健福祉センター	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター	231-0017	横浜市中区港町1－1	045-681-2525
川崎市精神保健福祉センター	211-0035	川崎市中原区井田3-16－1	044-754-4555
新潟県精神保健福祉センター	950-0994	新潟市上所2-2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	025-280-0111
富山県心の健康センター	939-8222	富山市蜷川459-1	076-428-1511
石川県こころの健康センター	920-8201	金沢市鞍月東2-1	076-238-5761
福井県精神保健福祉センター	910-0005	福井市大手3-7-1 繊協ビル2階	0776-26-7100
山梨県立精神保健福祉センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8644
長野県精神保健福祉センター	380-0928	長野市若里7-1-7	026-227-1810
岐阜県精神保健福祉センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	058-273-1111
静岡県こころと体の相談センター	422-8031	静岡市有明町2-20	054-286-9207
静岡市こころの健康センター	422-8006	静岡市駿河区曲金3-1-30	054-285-0434
愛知県精神保健福祉センター	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1	052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター	453-0024	名古屋市中村区名楽町4-7-18	052-483-2095
三重県こころの健康センター	514-1101	久居市明神町2501-1	059-255-2151
滋賀県立精神保健総合センター	525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5001
京都府立精神保健福祉総合センター	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
京都市こころの健康増進センター	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15	075-314-0355
大阪府立こころの健康総合センター	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
大阪市こころの健康センター	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1丁目2-7-401	06-6636-7870

兵庫県立精神保健福祉センター	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通り1-3-2	078-252-4980
神戸市こころの健康センター	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300	078-672-6500
和歌山県精神保健福祉センター	640-8319	和歌山市手平2-1-2	073-435-5194
奈良県精神保健福祉センター	633-0062	桜井市粟殿1000	0744-43-3131
鳥取県立精神保健福祉センター	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-21-3031
島根県立心と体の相談センター	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根	0852-32-5905
岡山県精神保健福祉センター	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101	086-272-8835
広島県立総合精神保健福祉センター	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051
広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町11-27	082-245-7731
山口県精神保健福祉センター	755-0241	宇部市東岐波東小沢4004-2	0836-58-3480
徳島県精神保健福祉センター	770-0855	徳島市新蔵町3-80	088-625-0610
香川県精神保健福祉センター	760-0068	高松市松島町1-17-28	087-831-3151
愛媛県精神保健福祉センター	790-0023	松山市末広町1ー1	089-921-3880
高知県立精神保健福祉センター	780-0850	高知市丸の内2-4-1	088-821-4966
福岡県精神保健福祉センター	816-0804	春日市原町3-1-7	092-582-7500
北九州市立精神保健福祉センター	802-8560	九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-1	092-737-8825
佐賀県精神保健福祉センター	845-0001	小城郡小城町178-9	0952-73-5060
長崎県精神保健福祉センター	856-0825	大村市西三城町12	0957-54-9124
熊本県精神保健福祉センター	860-0844	熊本市水道町9-16	096-359-6401
大分県精神保健福祉センター	870-1155	大分市大字玉沢字平石908	097-541-6290
宮崎県精神保健福祉センター	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-27-5663
鹿児島県精神保健福祉センター	890-0065	鹿児島市郡元3-3-5	099-255-0617
沖縄県立総合精神保健福祉センター	901-1104	南風原町宮平212-3	098-888-1443

（2005年7月25日現在）

きょうされん支部一覧

きょうされん（旧称：共同作業所全国連絡会）			
	164-0011	東京都中野区中央5-41-18-5F	03-5385-2223
都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	063-0868	札幌市西区八軒8条東5-4-18 共同作業所HAPPY内	011-736-1611
岩　手	023-0831	水沢市姉体町字島田40-2 ワークみずさわ第1内	0197-28-1227
宮　城	989-0916	刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原1-729 蔵王すずしろ内	0224-34-1331
福　島	963-0663	郡山市下白岩町字波前場46 共同作業所にんじん舎内	024-942-5612
茨　城	310-0831	水戸市朝日町2433-2 陶工房あさひ内	029-248-4288
栃　木	321-4363	真岡市亀山1043-23 セルプ・みらい内	0285-82-9788
埼　玉	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内	048-834-2430
東　京	194-0062	町田市大蔵町122 赤い屋根内	042-736-6518
神奈川	241-0014	横浜市旭区市沢町557-3 空とぶくじら社内	045-382-1002
新　潟	950-0210	新潟市横越上町4-14-1 のぎくの家内	025-385-3920
長　野	399-0021	松本市大字寿豊丘 コムハウス内	0263-85-2234
福　井	910-4103	あわら市二面87-26-2 ハスの実の家内	0776-78-6743
岐　阜	509-9131	中津川市千旦林字源済1632-75 飛翔の里第二生活の家内	0573-68-7861
愛　知	456-0031	名古屋市熱田区神宮2-3-4 もやいビル3階	052-681-1180
三　重	510-0961	四日市市波木町1335-1 わかたけ萩の里内	0593-21-4149
滋　賀	521-1311	蒲生郡安土町下豊浦5096-121	0748-46-5528
京　都	600-8892	京都市下京区西七条西八反田町20	075-323-5321
大　阪	558-0011	大阪市住吉区苅田5-1-22-201 大阪障害者センター内	06-6697-9144
兵　庫	651-1243	神戸市北区山田町下谷上字西丸山20-30 かがやき神戸内	078-582-5544
奈　良	630-8424	奈良市古市町529-4 コミュニティワークこっから内	0742-63-6765
和歌山	640-8319	和歌山市手平6-112-1 新堀作業所横丁内	0734-02-1181
鳥　取	683-0854	米子市彦名町2850-1 吾亦紅内	0859-24-2053
島　根	690-0048	松江市西嫁島1-1-19 特定非営利活動法人こだま内	0852-28-8162
岡　山	703-8256	岡山市浜472 林友の会内	086-272-2957
広　島	730-0823	広島市中区吉島西2-1-24 もみじ作業所内	082-542-4693
香　川	769-0104	綾歌郡国分寺町新名2209-4 通所授産施設なかまの里内	087-874-0103
愛　媛	790-0811	松山市本町4-9-7	089-911-0501
高　知	787-0033	中村市大橋通り7-8-15 あゆみ共同作業所内	0880-35-4158
福　岡	811-1122	福岡市早良区早良5-16-13 ひかり作業所内	092-872-8930
長　崎	854-0011	諫早市八天町6-17 ドンキーワールド内	0957-22-9569
熊　本	862-0975	熊本市新屋敷3-3-17 やまびこ共同作業所内	096-362-6160
大　分	879-7763	大分市下戸次4255 夢ひこうせん内	097-597-8817
鹿児島	892-0875	鹿児島市川上町680-3 麦の芽福祉会内	099-244-8201

・**地域の情報は**、各都道府県・市区町村の役所、保健センター、保健所、福祉事務所などの窓口へお問い合わせください。

（社）日本てんかん協会「事務局」一覧　2006年3月1日現在

都道府県		代表名	〒	事　務　局　住　所	T E L	F A X	設立年月日
本部			162-0051	新宿区西早稲田2-2-8　「全国財団」ビル4F	03-3202-5661	03-3202-7235	
支部	北海道	近藤　彰孝	064-0804	札幌市中央区南４条西10丁目 北海道難病センター内			1978.10. 1
	青　森	村木　義一	030-0903	青森市栄町2-7-3　ワーク・あかり気付	090-2952-7950	017-777-8292	1988. 6 .26
	岩　手	千葉　禎子	020-0812	盛岡市川目6-93-4（社福）いきいき牧場　矢羽々京子気付	019-666-2322	019-666-2324	1974.12. 8
	宮　城	萩原せつ子	983-0021	仙台市宮城野区田子1-21-6　松崎幸司方	022-259-6040	022-259-6013	1980. 2 .24
	秋　田	菅沼　弘子	011-0913	秋田市飯島鼠田2-8-5　我妻清明方	018-846-8806		1987. 9 .27
	山　形	工藤　昭二	992-0832	西置賜郡白鷹町荒砥乙2881　工藤昭二方	0238-85-4288	0238-85-4288	1990. 7 . 8
	福　島	吉田　大二	962-0812	須賀川市浜尾字鹿島21-1　サポートセンター翠の家	0248-72-5721	0248-72-5721	1989. 6 .25
	茨　城	鈴木　宏哉	311-1125	水戸市大場2330-4　鈴木宏哉方	029-269-4084	029-269-4084	1988.11.20
	栃　木	鈴木　陽一	320-0074	宇都宮市細谷町684-18　鈴木勇二方	028-627-9006	028-627-9006	1987. 6 .28
	群　馬	清水　信三	371-0034	前橋市昭和町2-16-24　岡田則子方	027-234-0253	027-231-6904	1990. 5 .27
	埼　玉	新井　勝	333-0848	川口市芝下 2-7-10　宮島光子方	048-269-3778	048-269-3778	1984. 4 . 8
	千　葉	永島　武	279-0043	浦安市富士見2-3-17　大塚晴美方	047-353-7080	047-353-7080	1980.12.14
	東　京	三上　伸	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8　「全国財団」ビル4F	03-3204-0874	03-5272-6078	1977. 3 .21
	神奈川	森　敏一	222-0035	横浜市港北区鳥山町1752横浜ラポール3F団体交流室内	045-475-2360	045-475-2064	1977. 5 .21
	山　梨	葛西ヨリ子	400-0113	中巨摩郡竜王町富竹新田2068-18　山中八千代方	055-279-1546	055-279-1546	1999. 6 .26
	新　潟	鈴木　守男	953-0015	西蒲原郡巻町松野尾3262　矢部日出海方	0256-73-4308	0256-73-4308	1977. 5 .29
	富　山	永森　茂	930-0881	富山市安養坊680　あかりハウス内	076-441-1488	076-441-1488	1990.11.25
	石　川	今村　俊一	921-8025	金沢市増泉2-8-5　旭ハウス11号　石黒喜美子方	076-245-7533	076-245-7533	1988. 6 .19
	福　井	土山　敏則	918-8003	福井市毛矢2丁目5-6　後藤勇一方	0776-35-6666	0776-33-0444	1986.10.25
	長　野	小林　真人	381-0405	下高井郡山ノ内町夜間瀬2491-15　塚田一男方	0269-33-0984	0269-33-0984	1987. 5 .23
	岐　阜	今村　淳	509-6104	瑞浪市山田町318　宇佐見誠男方	0572-68-7303	0572-68-7303	1988. 6 .19
	静　岡	木川　誠	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70　県総合社会福祉会館2F	054-255-0853	054-273-3240	1978. 4 . 9
	愛　知	永井　信介	464-0086	愛知県名古屋市千種区萱場2-5-41-904　前田孝志方	052-723-1971	052-723-1971	1987. 5 .22
	三　重	渕脇　隆広	510-0874	四日市市河原田町2045-1　米田拓也方	0593-48-0591	0593-48-0591	1987. 5 .17
	滋　賀	中村　建	520-0027	大津市錦織1-18-47　白崎ハイツ1-B　中村建方	077-525-0885	077-525-0885	1989.11.19
	京　都	上南　満	602-8143	京都市上京区堀川丸太町下ル 京都社会福祉会館4F京都難病団体連絡協議会内	075-822-7881	075-822-7881	1988. 4 .10
	大　阪	奥野　悟	553-0006	大阪市福島区吉野4-29-20 大阪NPOプラザ201号大阪NPOセンター内	06-6468-1206	06-6468-1206	1974. 3 .10
	兵　庫	中村　栄一	622-0916	西宮市戸田町３-５-401　岩宮冬樹方	078-303-0628 （中村方）	078-303-0628 （中村方）	1985.10.13
	奈　良	長　美穂	639-1042	大和郡山市小泉町246-3　Com.きらめき内	0743-54-1430	0743-54-1430	1989.11.26
	和歌山	森　啓子	640-8461	和歌山市船所28-1　土橋登世子方	073-453-1291	073-453-1293	1987.11.22
	鳥　取	足羽　泉枝	683-0851	米子市夜見町3066-17　渡部恵子方	0859-29-4371	0859-29-4371	1990.12.16
	島　根	小松　和久	693-0011	出雲市大津町426-9　伊藤由美方	0853-22-9741	0853-22-9741	1995.11.26
	岡　山	岡　　次	700-0916	岡山市西之町4-113　西本康裕方	086-241-5659	086-241-5659	1990. 7 . 1
	広　島	岩崎　學	730-0051	広島市中区大手町5-16-18	082-242-6540	082-242-6540	1986.10.26
	山　口	林　隆	753-0091	山口市天花1-11-10　石川信子方	083-925-2202	083-925-2202	1998. 5 . 2
	香　川	北谷　光	761-0301	高松市林町387-2　山本千明方	087-888-6215	087-888-6215	1991. 4 .21
	徳　島	深田　敏志	770-8051	徳島市沖浜町大木256　戸田啓子方	088-656-2197	088-656-2197	1996. 9 .20
	愛　媛	鶴井　啓司	791-8067	松山市古三津3-7-35　鶴井善子方	089-952-1095	089-952-1164	1987.11.15
	高　知	北村　富代	780-8063	高知市朝倉丙1752-8　浅野淳子方	088-840-7964	088-840-7964	1988.11.20
	福　岡	熊丸　恭子	814-0133	福岡市城南区七隈2-2-2	092-801-2958	092-801-2958	1980. 4 .13
	佐　賀		840-0801	佐賀市駅前中央1丁目8-32 iスクエアビル3F レターケース43番	090-5747-0262		2002. 3 .10
	長　崎	下村　洋	852-8104	長崎市茂里町2-41　長崎市障害福祉センター５Ｆ	095-848-9605	095-848-9605	1990. 4 . 1
	熊　本	黒田チズ子	862-8005	熊本市龍田陣内4-23-8　ふれあいワーク内	096-368-0324	096-368-0324	1988. 4 .24
	大　分	安部　綾子	870-0128	大分市森679-6　リフォーム夢舎内	097-527-5443	097-527-5443	1987. 2 .15
	宮　崎		880-0837	宮崎市村角町天神田1762-21　木許宏美方	0985-29-2693	0985-29-2693	1992. 6 .27
	鹿児島		890-0005	鹿児島市下伊敷3-88-19　前原東十方	099-229-7385	099-229-7385	1989.12.17
	沖　縄	上門トシ子	901-1117	南風原町字津嘉山526　嘉数清美方	098-889-2299	098-974-4070 （上門方）	1990.11.18

ビデオとテキスト

シリーズ 援助の実際

vol.0〜18（以下続刊）

＊てんかんそのもの、てんかんに関わる問題をわかりやすく、ビデオ・テキスト化しました＊

◎こんな方に特にお勧めです！◎

vol.0 てんかん発作の介助と観察

ビデオ ￥6,825
テキスト ￥420

●テキスト監修／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）院長　清野昌一
●ビデオ監修・出演／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）副院長　八木和一
●医療・教育・福祉の分野で、てんかんをもつ人々と日常的に接する専門職のために企画したビデオです。
1.てんかんとは　2.発作の種類　3.介助と観察 について説明し、発作記録帳の記入例も提示します。

vol.1 おさむくんの世界-「てんかん」ってな〜に？

ビデオ ￥6,825
テキスト ￥420

●ビデオ監修・出演／香川医科大学精神神経科講師　久郷敏明
●協力／鶴井おさむくん（愛媛県松山市・小学校６年生）とご両親、弟さん
●おさむくんは、どこにでもいる元気な小学校６年生。ただ、毎日薬を飲まなくてはならないのが憂うつです。主治医の久郷先生が、病気のこと・薬のことを分かりやすく説明してくれます。テキストQ&A方式

vol.2 てんかんの診断と治療

ビデオ ￥6,825
テキスト ￥420

●ビデオ・テキスト監修・出演／国立療養所寺泊病院(てんかんセンター)院長　梶鎮夫
●協力・出演／河村ちひろ（社団法人日本てんかん協会理事）
●脳の慢性疾患であるてんかんは、専門的な治療が不可欠であり、その前提は正しい診断です。各種検査方法や発作分類等を説明しながら、初診から治療終了までの流れをおいます。

vol.3 てんかんを持つ子どもの暮らし

ビデオ ￥6,825
テキスト ￥420

●テキスト監修・出演／国立療養所釜石病院(北東北てんかんセンター)院長　伊東宗幸
●協力・出演／三島弘太郎くん（岩手県盛岡市・小学校６年生）とご家族
●障害児学級へ通う弘太郎君の生活を通じ、日常生活の過ごし方について、ご両親や同じ仲間の悩みを浮き彫りにしました。**1.生活　2.健康　3.家族以外とのつきあい　4.学校** 等の４つからまとめました。

vol.4 てんかんと共に生きる

ビデオ ￥6,825
テキスト ￥420

●テキスト監修・出演／国立療養所宇多野病院（関西てんかんセンター）副院長　河合逸雄
●協力・出演／高橋哲郎（龍谷大学教授・協会前会長）と奥様。
●大学教授として多忙な生活を送る高橋前会長が、病名告知、就職、結婚、日常生活について40年の自らの体験を語ります。テーマは、生活・健康・結婚・就労の４つ。

vol.5 てんかんの外科治療

ビデオ ￥7,845
テキスト ￥1,575

●ビデオ監修・出演・テキスト執筆／東京都神経病院脳神経外科医長　清水弘之
●協力／東京都立神経病院
●近年急速に進歩した脳神経外科治療について、治療の原理、方法、検査など、わが国の第一級の専門医が分かりやすく説明します。テキストは先生の完全書き下ろしで、ビデオの要点をより詳しく説明し、ビデオを補完します。

vol.6 なかまの輪-㈳日本てんかん協会

ビデオ ￥6,825
テキスト 単体販売不可

●ビデオ監修・ナレーション・テキスト執筆／社団法人日本てんかん協会常務理事　松友了
●協力・出演／協会役員・会員の方々、19回全国大会参加者の皆さん。
●会には、さまざまな人が集います。多くの本人と家族が、自分の悩みと考え、喜びと希望を、仲間に語りかけます。そして、会の活動と展望をご案内します。あなたは独りではありません。

vol.7 てんかんの薬物治療

ビデオ ￥7,455
テキスト ￥1,050

●ビデオ監修・出演・テキスト執筆／てんかん専門病院・ベーテル（宮城県岩沼市）院長　曽我孝志
●協力・出演／ベーテルの入院・外来患者の皆さん
●様々な検査から、診断、薬の選び方、副作用への対応、薬をきちんと飲み続けることの重要性まで、長い治療の道すじを、一目で納得できるように解説しています。テキストは、図・表などが豊富に挿入された具体的な実践書です。

vol.8 てんかんの検査

●監修・出演／国立精神・神経センター武蔵病院　外来部長　大沼悌一
●てんかん治療には欠かせない検査について、第一線の専門家である武蔵病院の各先生方が詳しく説明を加えたもので、最新の技術も分かりやすく解説されております。これ一つで、てんかん診療についての検査が全てわかります。
●ビデオを具体的により詳しく理解するために、テキスト（小冊子）がついています。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.9 てんかんと教育

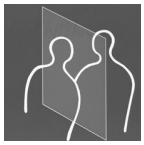

●監修・出演／国立特殊教育総合研究所　病弱教育研究部長　原仁
●就学時の進路選択をはじめ生活管理指針を明らかにし、てんかんをもつ子どもにとっての教育の実際と対応について詳しく解説します。教育に関わるすべての人々に必見のビデオです。
●ビデオを具体的により詳しく理解するために、テキストがついています。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.10 てんかんと療育

●編著・出演／横浜市保土ヶ谷保健所　所長・三宅捷太
●療育とは何かを明らかにし、てんかんと他の障害を併せ持つ子の療育を取り上げた初めてのビデオ。障害を併せ持つ子のいのちの輝き（QOL）を高めるためにはどうしたらよいかを分かり易く解説した。ビデオを具体的により分かり易く理解するために、テキストがついています。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.11 小児期の難治てんかん

●監修・出演／岡山大学医学部小児神経科教授　岡鉄二
●難治の小児てんかんをもつ子どもに関わるすべての人のために、小児期の難治てんかんの実態、原因、治療法などの他に、遭遇するであろう事態への対処法までをも網羅した、難治てんかんを持つ子どものQOLを向上させる為に必携のビデオです。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.12 成人の難治てんかん

●編著･出演／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）院長　八木和一
●成人の難治てんかん患者に適切な医学的治療が必要なのは言うまでもないことですが、成人の患者には医学的な面の他に「自立」「就労」「結婚」「妊娠・出産」といった問題も待ちかまえています。このような問題の解決を含め、成人難治てんかん患者への援助方法を分かりやすく解説しました。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.13 発作があっても仕事がしたい －てんかんと作業所－

●監修・出演／　日本てんかん協会副会長・さざなみ福祉会代表　下川悦二
●1994年福岡市に日本で初めてのてんかんを持つ人の作業所「あかり」が開設されました。なぜ既存の作業所では無理だったのか。てんかん故の様々な問題に対しての取り組みなどを紹介します。今現在てんかんを持つ利用者がいる作業所の方、父母の方、養護学校の教諭など、てんかんに関わるすべての方にご覧戴きたいビデオです。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.14 後遺症・合併症としてのてんかん

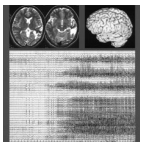

●監修・出演／国立療養所新潟中央病院(てんかんセンター)臨床研究部長　亀山茂樹
●てんかんはさまざまな病気やケガの後遺症・合併症として発病する場合があります。このビデオはまずテキストでこれら「後遺症・合併症」として発病するてんかんを詳細に解説し、ビデオでこれらのてんかんを診断、治療するための最新の医療機器や診断方法などを解説しています。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.15 てんかんの薬物療法

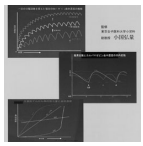

●監修・出演／東京女子医科大学小児科助教授　小国弘量
●てんかん治療の根本は薬物治療、つまり抗てんかん薬です。抗てんかん薬は投与量や薬剤選択を誤ると副作用の発現や発作の抑制が困難となる場合があります。このビデオでは現在日本で使用されている抗てんかん薬について取り上げ、その適応する発作型や、薬理学的動態や副作用などを、解説しています。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.16 てんかんの脳波検査

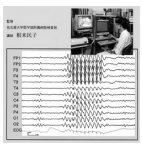

●監修・出演／名古屋大学医学部付属病院検査部講師　根来民子
●脳波検査はてんかんをはじめとする意識障害がある場合には必ず行われる検査です。検査の方法ももちろん、てんかんの種類によって異なる脳波を症例とともに見ていくことができます。これから脳波検査を受けようと思っている方や脳波を調べることで何が分かってくるのかを知りたい方は必見です。脳波検査は決してこわいものではありません。このビデオとテキストで、脳波について学びましょう。

ビデオ ¥7,140
テキスト ¥420

vol.17 てんかんと結婚・妊娠・出産

●監修・出演／長崎国際大学大学院人間社会学研究科教授（長崎大学名誉教授）中根允文
●てんかんのある女性が結婚を考えた場合、男性よりも多くの不安を抱えることでしょう。特に出産に関しては、遺伝や薬による副作用など、その心配は尽きる事は無いかもしれません。そんな不安を少しでも解消できるよう、長年の経験や、調査データを基に解説しています。

ビデオ ¥7,200
テキスト ¥525

vol.18 てんかんのリハビリテーション

●監修・出演／国立病院機構静岡てんかん・神経医療センターリハビリテーション科医長　久保田英幹
●てんかんのある人は発作以外にもさまざまな困難をかかえている場合が少なくありません。てんかんのリハビリテーションにおけるこれら先駆的な取り組みを紹介することで、少しでもてんかんのある人の理解とリハビリテーションを進める上での参考にしていただきたい内容です。

ビデオ ¥7,200
テキスト ¥525

テキストのみのご注文も承っております。

VIDEO **ビデオはすべてテキスト付です。**
（税込・送料 別）

★ビデオ５巻セット★

¥34,125 → ¥30,000（税・送料 込）
vol.0,1,2,3,4,6 からお好みの５本をお選び下さい。

『新・てんかんと私
――ひびけ、とどけ！ ３４人の声』

てんかん運動30周年を記念して、約20年ぶりに出版された、当事者の手記です。本人・家族・兄弟がそれぞれの立場からてんかんと向き合ってきた経験を切々と綴っています。

その経験から、みなさんの“てんかん”に対する理解が深まり、広がっていくことを願っています。

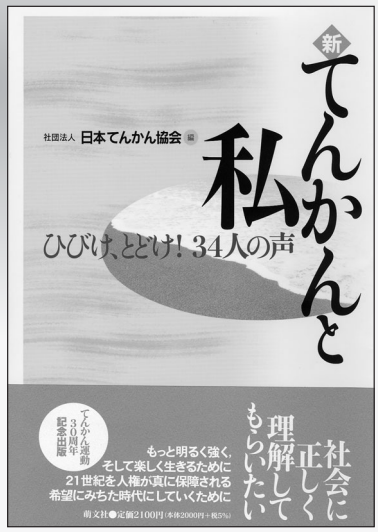

編集／日本てんかん協会　発行／萌文社
A5判・並製本・240頁
定価／2,100円（税込み・送料別）

1章 てんかんとともに生きて

輝く人間として ―― 千葉　禎子
てんかんに甘んじない ―― 宇野　浩司
イアン・カーティスをご存知ですか ―― 大西八重子
てんかんという病から得たもの ―― 金子　敏子
「できる」というものがある幸せ ―― 佐藤かおる
◎手記を読んで…… 下川　悦治

2章 てんかんの子の親として

「お母さん、給料もらったよ!」 ―― 黒田チズ子
娘は間もなく一九歳 ―― 栗田三枝子
大好きな洋平君へ ―― 重田　美幸
映画で知ったケトン食療法 ―― 芳野アサ子
◎手記を読んで…… 岡田　則子

3章 医療に望むこと

転院と三度の手術 ―― 北村　恵子
我が家のドクターランキング・ナンバーワン 榊原真智子
地域にほしい医療と施設 ―― 山本まち子
脳外科手術に踏み切るまで ―― 山本　佳代
私と新潟とてんかんと ―― 林　茂
◎手記を読んで…… 栗屋　豊

4章 教育・保育への問いかけ

親としてできること ―― 小倉　義昭
真実を学べる場を ―― 小島　浩美
先生と医師と仲間に育てられて ―― 柄沢　和位
夢と希望を持ち続けて ―― 柴尾眞由美
五〇歳の大学生 ―― 成宮　正彦
◎手記を読んで…… 緒方　惟淳

5章 てんかんをもちながら働くこと

みなさんの就職へのアドバイス ―― 藤本　美咲
その壁は予想以上に高かった ―― 星野　直
農業をしたい ―― 高橋　彬
自分で歩いています、強く楽しく幸せになりたい 桐山みゆき
資格習得で得た生きる喜び ―― 重松　歳一
◎手記を読んで…… 青柳　智夫

6章 結婚・出産・離婚の経験

正直は愛のはじまり? ―― 持山　馨
結婚そして愛する娘の誕生 ―― 秋山　美香
初めて仲間と知りあえて ―― 澤井　祐治
独占欲を糧にして ―― 遠藤安紀子
病気で失ったことプラスになったこと ―― 柴原　清
◎手記を読んで…… 大西八重子

7章 家族のきずな・社会とのつながりのなかで

弟にもらった人生の目標 ―― 城口　朝雄
真夏のカミナリのような娘でした ―― 渡辺　千絵
祐貴との一〇年 ―― 伊東　清美
兄から学んだこと ―― 河野　暢明
みいちゃん大丈夫?　翔くん大丈夫? ―― 田中　明美
◎手記を読んで…… 福井　典子

○ご注文・お問合せ先○
社団法人日本てんかん協会
〒162-0051　東京都新宿区西早稲田2-2-8全国財団ビル4F　TEL　03-3202-5661　FAX　03-3202-7235

平成17年度 独立行政法人 福祉医療機構事業
「てんかんのある障害者の生活支援体制を構築するための事業」企画委員会

（50音順）

●企画委員

上野　容子　　東京家政大学文学部教授
岡本　　朗　　日本てんかん協会理事
小笠原眞佐子　独立行政法人国立病院機構山形病院　医療社会事業専門員
奥田　幸平　　㈲輝（かがやき）代表
久保田英幹　　独立行政法人国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター　リハビリテーション科医長　日本てんかん協会常任理事
西川　宏昭　　（福）かたるべ会　重度知的障害者グループホーム世話人
平野　慶治　　日本てんかん協会副会長
福井　典子　　日本てんかん協会常務理事・事務局長
八木　和一［委員長］　独立行政法人国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター名誉院長
渡部　恵子　　日本てんかん協会理事

●協力委員

下川　悦治　　日本てんかん協会副会長
青　　智夫　　日本てんかん協会常任理事

●事務局

富田　明子　　日本てんかん協会事務局次長
吉成真基子　　日本てんかん協会事務局員

独立行政法人福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）助成

“発作があっても”地域で自立したーい！

2006年3月10日発行

編著者　「てんかんのある障害者の生活支援体制を構築するための事業」企画委員会
発行者　鶴井　啓司
発行所　社団法人日本てんかん協会
〒162-0051　東京都新宿区西早稲田2-2-8　全国財団ビル内
TEL.03(3202)5661　FAX.03(3202)7235
e-mail　nami@scan-net.ne.jp

表紙デザイン・イラスト――ふるはしひろみ　製作協力――クリエイツかもがわ
本文組編集――小国文男　印刷・製本――新日本プロセス㈱